日本犯罪社会学会
第４９回大会報告要旨集
２０２２

■　シンポジウム　■

エイジェンシー――離脱研究における見逃された論点

■ テーマセッションＡ ■

犯罪と被害者保護

――刑事法の具体的規定および解釈からみる犯罪社会学の発展

■ テーマセッションＢ ■

批判的犯罪学の視角

――犯罪社会学と刑事司法制度のあり方を問う

■ テーマセッションＣ ■

犯罪被害予防対策を促進するための課題とその解決に向けて

■ テーマセッションＤ ■

反復性違法行為者対策としての「強制的（≒懲罰的）アプローチと受容的（≒公衆衛生）アプローチ」

■ テーマセッションＥ ■

改正少年法の課題と展望

■　自由報告　■

日本犯罪社会学会編

日本犯罪社会学会
第49回大会報告要旨集
２　０　２　２
目　　次

■　シンポジウム　エイジェンシー――離脱研究における見逃された論点

企画趣旨	上田　光明	6
様々な決定論――決定論と自由意志をめぐる哲学論争の概観とその犯罪学への含意の検討	木島　泰三	7
社会学史における決定論と自由意志	秋本　光陽	9
自由意志に関する心理学的知見およびその限界	渡辺　匠	11
離脱（デジスタンス）と主体性――（刑）法学の視点から	中村　悠人	13
離脱と人間観――自由意志をめぐって	津富　宏	15

■　テーマセッションA　犯罪と被害者保護――刑事法の具体的規定および解釈からみる犯罪社会学の発展

１　本テーマセッションの企画趣旨		18
２　刑事司法における「被害回復」の位置づけ――財産犯を念頭において	佐竹　宏章	19
３　犯罪被害者・証人の保護措置と刑事手続の関係――日本と英米法（イギリス法）との比較と通じて	吉村　真性	20
４ ドイツ刑事手続法における被害者・証人の保護をめぐる諸規定の展開――その背景の犯罪社会学的分析	黒澤　睦	22
５ 被害者保護規定にみる刑事法学と犯罪社会学の発展――国際刑事裁判所規程を介して	安藤　泰子	24
６　議論		26
７　総括		28

■　テーマセッションB　批判的犯罪学の視角――犯罪社会学と刑事司法制度のあり方を問う

１　企画趣旨		29
２　批判的犯罪学とは何か――綱領作成の試み	山口　毅	29
３　刑事司法の根源的な批判へ――食糧管理法違反のケースから	盛田　賢介	29
４ 普通、更生、社会復帰というハーム――少年法厳罰化と登戸通り魔事件の議論から考える	伊藤　書佳	30
５　被害者研究の視点から考える批判的犯罪学	岡村　逸郎	30
６　刑事法研究者は批判的犯罪学の主張をどう受けとめるべきか	松原　英世	31
７　当事者の「人権」の視点で論じる司法による介入のハーム	谷家　優子	31
８　議論		32

■　テーマセッションC　犯罪被害予防対策を促進するための課題とその解決に向けて

企画趣旨	齊藤　知範	33
若年女性の犯罪被害予防についての認知と行動	齊藤　知範 山根　由子	35
特殊詐欺の予兆電話経験率と対処行動について	山根　由子 齊藤　知範 島田　貴仁	37
公的相談窓口の認知と相談意向	山本　功	39
保安警備業務に基づく環境犯罪学理論の再考	田中　智仁	41
「犯罪被害予防対策を促進するための課題とその解決に向けて」指定討論	松川　杏寧	43

■ テーマセッションD　反復性違法行為者対策としての「強制的(≒懲罰的)アプローチと受容的(≒公衆衛生)アプローチ」

企画趣旨		45
薬物乱用を反復する者に対する刑事司法の対応	髙橋　洋平	47
薬物事犯者の社会内処遇における強制的アプローチと受容的アプローチをめぐる一考察	生駒　貴弘	49
反復違法行為者の治療への導入ルートについて	長谷川　直実	51
法律学から見た反復違法行為の有責性とあるべき対応	飯野　海彦	52
テーマセッションD コメント	指宿　信	54
総合討論		55

■ テーマセッションE（ラウンドテーブル）　改正少年法の課題と展望

１　企画趣旨	武内　謙治	57
２　弁護・付添実務から	松田　和哲	57
３　矯正実務から	中島　学	58
４　保護実務から	西原　実	60
５　議論		61

■ 自由報告

A 1	状況的行動理論の日本の少年非行への適用——ISRD3データを用いて	齋藤 尭仁	64
A 2	実務家の視点から見た違法薬物政策における目標	デイビッド・ブルースター	66
A 3	『聞き書きマップ』を用いた「ギガスクール」時代の安全教育の可能性——「社会実装」過程のモノグラフ（1）	原田 豊	68
B 1	未成年者を対象とする犯罪学研究への「人を対象とする研究倫理規程」の影響に関するアンケート調査から	○ 矢作 由美子 四方 光	70
B 2	包摂的な地域社会の基盤に関する研究	古川 隆司	72
C 1	Covid-19 と犯罪——大阪データの検討	○ 岡本 英生 松川 杏寧 森 丈弓 山本 雅昭	74
C 2	リスクアセスメントツールを用いた性犯罪受刑者の分類	○ 森 丈弓 松元 雅子 山口 昭子	76
C 3	受刑者の反則行為の軌跡分析（その2）	○ 新海 浩之 塩川 涼太 関根 智之	78

本要旨集は基本的に執筆者の提出されたデータを使用しているため、誤植などがあってもそのまま印刷されている場合があります。ご了承ください。

シ　ン　ポ　ジ　ウ　ム

第４９回大会シンポジウム
エイジェンシー――離脱研究における見逃された論点――

コーディネーター・司会：上田　光明（日本大学）

１　企画趣旨

欧米での離脱研究において「エイジェンシー（Agency)」という概念が注目されている。例えば、関連研究において参照されることの多い Laub & Sampson(2003)では、「Human Agency」が「犯罪の継続や離脱のプロセスにおいて大きな存在として現れる」とされている（p.280)。また、離脱研究に特化した学術誌である Journal of Developmental and Life-Course Criminology でも激しい関連議論が行われている（e.g. Paternoster (2017), Cullen (2017))。

この Human Agency は、哲学における決定論と自由意志をめぐる論争に端を発した概念であり、法学や社会学、社会心理学でも取り扱われるイッシューである。そこで、本シンポジウムでは、哲学、社会学、社会心理学、法学における議論状況をふまえ、学際的な対話を行うことで、同概念の内容を明確にする。さらに、同概念が研究や実務に及ぼすインパクトについても検討を行った。

２　シンポジウムの構成

本シンポジウムは、当初、報告者４名、討論者１名の構成であったが、大会直前の打ち合わせにおいて各報告内容を精査する中で、討論者を報告者に含めることが適切であると判断し、報告者５名の構成に再修正した。また、同様に、題目や内容面でも各自微修正を行い、当初の構想のまま記載されているプログラムとは異なる内容となった報告もある。

報告順の報告者の氏名と題目は以下のとおりである。まず哲学から木島泰三氏（非会員、法政大学）の「様々な決定論―決定論と自由意志をめぐる哲学論争の概観とその犯罪学への含意の検討」、つづいて社会学から秋本光陽会員の「社会学史における決定論と自由意志」、社会心理学から渡辺匠氏（非会員、北海道教育大学）の「自由意志に関する心理学的知見およびその限界」、法学から中村悠人会員の「離脱（デジスタンス）と主体性―（刑）法学の視点から―」、そして、犯罪学から津富宏会員の「離脱と人間観―自由意志をめぐって―」と続いた。

３　報告者と報告内容の骨子

報告者と報告内容の骨子は以下のとおりである。

（１）木島報告

哲学における自由意志論争の標準的な考え方を前半で概観し、後半では、哲学上の決定論論争の成果を社会科学へ適用することを見据えながら、多様な決定論的思想全般に拡張する試みを行った。

（２）秋本報告

社会学または犯罪社会学において「自由意志（あるいは主体性・エージェンシー)」がいかに論じられてきたのかを概観し、「離脱」と呼ばれる現象を考える際にどのような視点が得られるのかを検討した。

（３）渡辺報告

社会心理学における自由意志の扱われ方と犯罪社会学におけるそれとを比較することで、自由意志とは何かを考え、それが「離脱」においてどのような意味を持つのかを考察した。

（４）中村報告

刑法学における自由意志と決定論の問題を、刑罰発生の要件としての犯罪成立の要件の中でも特に責任に関わらせ、法哲学の議論も参照しつつ概観し、刑法の視点から離脱と主体性の問題を検討した。

（５）津富報告

上記４報告の議論展開の方向とは逆向きに、離脱とは何かを改めて問い直し、更生の否定概念やリカバリーとしての離脱に着目することで自由意志と決定論の問題にアプローチした。

４　おわりに

質疑応答では、用語の定義に関する質問が多かったが、うまく議論がかみ合わず、分野間でコンセンサスが取れていないという印象であった。とはいえ、本シンポジウムを通して、どの学問分野でも類似した問題意識は共有しているということだけは明らかになったように思われる。少なくともコーディネーター・報告者の間では、学問分野間のこのような対話は今後も継続していくべきだとの共通認識は持つことができ、機会があるならば10年後に同じメンバーで対話したい。

文献

Laub and Sampson, 2003, Shared beginnings, divergent lives: Delinquent boys to age 70. Cambridge, Massachusettes & London, England: Harvard University Press.

Paternoster, R., 2017,「Happenings, acts, and actions: Articulating the meaning and implications of human agency for criminology」『Journal of Developmental and Life-Course Criminology』3：350-372.

様々な決定論――決定論と自由意志をめぐる哲学論争の概観とその犯罪学への含意の検討

○木島泰三（法政大学）

１　哲学における「決定論と自由意志」論争の標準的な見取り図

決定論とは何か

「この宇宙の現在の全状態、および未来の全状態は、この宇宙の任意の（それゆえ永劫の）過去の時点での全自然の状態と自然法則から一義的に確定する」という仮定を「決定論(determinism)」と呼ぶ。

「決定論の問題」と「決定論の帰結の問題」

哲学者テッド･ホンデリックは、「この宇宙は決定論的かどうか？」という「決定論の問題」と、「決定論が真理であった場合、どのような帰結が生じるか？」という「決定論の帰結の問題」を区別する。本報告が主題とする「決定論と自由意志」論争は後者の「決定論の帰結の問題」の代表である（量子論によって「決定論の問題」それ自体には否定的な解が見込まれるようになったが、「決定論と自由意志」論争はその前提が退けられた後も核心部分は保持され、問われ続けている）。

「決定論と自由意志」論争の３つの立場

決定論が「私の行為を私が自分の意志で自由に選択し、実行した」という自己了解と相容れないと考え、決定論と自由意志の両立不可能性を真面目に受け入れる立場は「非両立論(incompatibilism)」、非両立論に立った上で、自由意志を捨てて決定論を受け入れる立場は「硬い決定論」、決定論を退けて自由意志を固辞する立場は「(哲学的)リバタリアニズム」と呼ばれる。一方、日常的な自己了解を分析し、最終的に決定論と先鋭に対立するわけではないような「自由意志」概念を手に入れられると考える立場は「両立論」または「柔らかい決定論」と呼ばれる。

３つの陣営の昔と今

かつてリバタリアニズムは哲学における主流派だったが、自然主義全盛の現代において穏健な主流派を占めるのは両立論である。リバタリアニズムは決定論を免れたエージェンシーを確保できる一方、科学的あるいは自然主義的な世界像と齟齬をきたす主張を導くことが多く、支持者を減らしている。逆に「硬い決定論」は支持者を増やしつつあり、またかつてのような闇雲な偶像破壊的論調は影を潜め、今や「自由意志無しで生きる」（ペレブーム）という可能性を誠実に探究する論調が主流である。現代の硬い決定論者は、両立論者との対話を通じ、各種の両立論的自由意志概念を受け入れ、人間の一定の自律性や創造性などを決して否定せず、その上でリバタリアン的自由意志の否定は我々の自己認識やこの社会の維持に深刻な影響をもたらさざるをえないと主張する。

注意点その(1)　以上の対立は基本的に「決定論の帰結の問題」をめぐる対立である。特に注意すべきは、決定論そのものを何らかの点で緩めようという思想を「柔らかい決定論」と呼ぶことはできないという点である。つまり、たとえ「緩める」という形であっても、普遍的決定論を部分的にであれ否定した時点で、その主張は（緩やかな）リバタリアニズムに分類されるべきであって、「決定論」の名を付すべきではない。

注意点その(2)　ホッブズやヒュームなどかつての両立論者は「行為の自由」を肯定し「意志の自由」（＝自由意志）を否定するという主張を行っていたが、現在の両立論者は「両立論的自由意志」の可能性を支持する、という主張を行うのが普通である。

注意点その(3)　哲学における「決定論と自由意志」論争において、人間の意志や行動の現実的な(in practice)予測可能性が問題になることは基本的にはない。むしろどの立場の論者も、あくまで決定論は人間行動の原理的な(in principle)予測可能性をもたらす、という点のみを前提した上で議論している（「ラプラスの魔」が『確率の哲学的試論』の冒頭に登場する、というのはその古典的な例である）。

２　様々な決定論――「決定論」の定義の拡張の試み

決定論の再定義

ここでは、例えば「遺伝決定論」や「環境決定論」のような概念をも取り扱える形に「決定論」概念を拡張し再定義する試みを行う。そのためにまずは「決定論」を「宇宙に関する決定論」と「人間に関する決定論」に二分する。前者はいわゆる決定論、あるいは「因果的決定論」に相当する。後者の「人間に関する決定論」は「様々な学問（生物学、心理学、経済学、歴史学など）の成果を人間に適用して〈すべての／あるいはある特定グループの人間の x は、すべて y によって決定されている〉という結論を導く主張」と定義できる。この二分化は、例えば「遺伝決定論」のような決定論概念においては、そもそも宇宙全体の経過が問題にされておらず、むしろ「人間のあり方が何かに決定されている」という構造が「決定論」の名で意味されている、という理由に基づいている。

人間に関する決定論と自由意志論争

「人間に関する決定論」は、必ずしも自由意志問題に直結するわけではない。「決定論と自由意志」論争において問われる「決定論」は、「x」に「意志」が代入された、その部分集合に相当する。ここには「すべての人間の意志はすべてｙによって決定される」という命題がすべて含まれる。最も古典的な自由意志論争は、ｙの中に「宇宙についての決定論」ないし「因果的決定論」を代入する場合に生じる。つまり「すべての人間の意志は、この宇宙の初期状態と物理法則によってすべて決定されている」というテーゼである。しかしこの一般的なテーゼは、人間の意志が具体的にどのような経路でどのように決定されているのかについて何１つ具体的な主張を行っていない。人間に関する個別的な諸科学が「意志に関する決定論」を提起しようとするとき、それは普遍的な因果的決定論と個別諸科学の成果とのギャップを埋める試みである、と理解できる。そのギャップを埋めるかつての試みとして、例えば行動主義に基づく自由意志否定論、フロイト主義に基づく自由意志否定論などが挙げられるが、これらの理論の成否は普遍的な因果的決定論の可否を左右しない。しかしまたこれは逆に、「人間の意志に関する因果的決定論」が、それ単独では実質的内容に極めて乏しい、ということでもある。

３．現代犯罪研究のエージェンシー／自由意志論の概念的考察

以上を下敷きに、以下では犯罪学関連の議論としてマッツァ『漂流する少年』の「柔らかい決定論／硬い決定論」の分析と、パターノスターのヒューマン・エージェンシー論を検討する。

マッツァの「柔らかい決定論／硬い決定論」の区別は、ほぼ、「単なる因果的決定論／人間に関する特定の決定論」の区別に相当するが、マッツァはまた前者を、決定論が理論家にとっての「要請」に過ぎないことを自覚する態度であるとも特徴づける。マッツァは決定論にこのような地位を割り当てることで、理論構成上の必要に応じ、「要請」としての決定論を取り下げ、自由意志の経験を理論内に導入することを可能にしたのではないか、と思われる。これは自由意志の余地をいわば超越論的に保持するカント以来の戦略である。

パターノスターは、離脱における行為者の主体性の確保のためだと推定されるが、マッツァよりもさらにラディカルなリバタリアン的自由意志概念を擁護しており、それゆえそこには、この種の概念が抱える難点を指摘できる。例えばＲ・Ｓ・マツエダの指摘する「本人の意志」という概念の説明力の乏しさや、17 世紀の哲学者スピノザや現代の心理学者ウェグナーが指摘する、それが無知や錯覚の産物である可能性を退け難い、等の難点である。

但し、例えばウェグナーは意識的意志が行為の原因であることを否定し、行為の真の原因と別経路で形成される解釈過程の産物であるとする一方、それが無益な随伴現象であるとはせず、「本人性の感情」として、行為が自分自身に属することを（おおまかで、時に誤る仕方で）銘記するマーカーとして働き、行為者が人生における長期的な自己認識の中でこのマーカーを役立て、己の行為を調整していく余地を認める。これは自然主義的、決定論的な人間理解の中でも有意味な行為者性を十分に確保できる一例である（紹介の機会を取れなかったが、スピノザにおいても別の仕方での同様の考察が認められる）。

社会学史における決定論と自由意志

報告者：秋本　光陽（岩手県立大学）

1　本報告の目的

経験的学問としての社会学では、決定論／自由意志をめぐる哲学的難問とは別水準において、人間や社会についての研究を進めるための方向性が模索されてきたといえる。

本報告では、社会学・犯罪社会学において「自由意志（あるいは主体性・エージェンシー）」がいかに論じられてきたのかを概観する。その上で、主体性・エージェンシー概念の重要性を説いた古典的な犯罪社会学理論の遺産を継承することから、「離脱」と呼ばれる現象を考える際にどのような視点が得られるのかを検討したい。

2　社会学史における主体性・エージェンシー

社会学には伝統的に「方法論的個人主義」と「方法論的集合主義」の 2 つの見解がある。マックス・ウェーバーに由来する前者の見解が、人間の行為の産物として社会を捉えようとする社会理論であるとすれば、エミール・デュルケムに由来する後者の見解は、外在的・拘束的な社会の産物として人間を捉えようとする社会理論といえる。

後者の見解は決定論的な見方として受容されやすい。とはいえ、外在的な社会の拘束力を想定したデュルケムも、個人の自由の存在を否定していたわけではない。むしろデュルケム自身は、自らの依拠する方法論的集合主義が人間の自由の存在を担保しており、出来事の原因を個人に内在させる説明様式よりもはるかに「非決定論」的な見方であると述べている（Durkheim 1897＝1985: 534）。それゆえ社会学は、人間の自由の存在は留保しつつも、主体的に行為を遂行する人間の姿を積極的にとらえるための視点や方法に乏しかったというのが正確である。

1960 年代以降の社会学では、従来のスタティックな人間観に批判が寄せられ、オルタナティブな視点が求められていく。たとえば、現象学的社会学やシンボリック相互作用論、エスノメソドロジーから提起された「文化中毒者・判断能力喪失者（cultural dope）」批判（Garfinekel 1967）などは、従来の社会学における人間観に再考を迫るものであった。

またアンソニー・ギデンズの構造化理論も、人間の主体性・エージェンシーと構造との循環（社会構造が人びとの行為遂行を可能にすると同時に、人びとの行為遂行が社会構造の再生産を可能にするという「構造の二重性（duality of structure）」）に焦点を合わせたものである（Giddens 1984＝2015）。社会学では、人間の主体性・エージェンシーと所与として経験される社会とのダイナミズムを記述・説明することにも注力されていった。

3　犯罪社会学理論と主体性・エージェンシー

1960 年代以降、社会学一般における変化とも呼応し、犯罪社会学理論においても「客体」として位置づけられたスタティックな人間観に批判が提起されていく。代表的なデイヴィッド・マッツァの漂流理論は、実証主義犯罪学（決定論的犯罪）の「ハードな決定論（hard determinism）」に対して鋭い批判を投げかけるものであった（Matza 1964）。マッツァの議論を継承しつつ、近年でも人間の主体性・エージェンシーを重視する立場と実証主義犯罪学（決定論的犯罪学）とのあいだで、興味深い論争が展開されている（Paternoster 2017; Cullen 2017 など）。

実証主義犯罪学（決定論的犯罪学）の特徴は、①科学的に構築されたハードな原因論的思考、②司法制度やその活動の軽視、③非行少年／一般少年の異質性を前提、の 3 点に整理することができる。これに対してマッツァの議論の特徴は、①人間の主体性・エージェンシーへの着目、②司法制度やその活動への着目、③非行少年／一般少年の共通性への着目、にある（Matza 1964; Pratt 2018）。

人間の主体性・エージェンシーへの着目は、中和の技術論（Sykes and Matza 1957）の内に見て取ることができる。中和の技術論は、言語を通じて社会的世界を作り上げる活動に注目したものであり、その後のアカウント研究（Scott and Lyman 1968; Hewitt and Stokes 1975 など）や少年司法制度のエスノメソドロジー研究（Cicourel 1968; Emerson 1969; Kupchik 2004 など）、また比較的新しい研究プログラムとしてのナラティブ犯罪（Presser and Sandberg 2015 など）の基礎を築いたものである。

留意すべきことは、第 1 に、中和の技術とは「非行・犯罪を可能にする余地を生み出す（enables crime）」ものであり、それらを必然的に導く（require it）ものではないという点である（Minor 1981: 300; Maruna and Copes 2018: 51）。人間が単なる機械や操り人形ではない以上、技術を用いて行為遂行しているのは人間自身にほかならず、ここには行為者自身の主体性・エージェンシーが担保されている。

それゆえ第 2 の問題は、「非行･犯罪を可能にする余地を生み出している」のは誰なのか、という論点である。中和の技術論の目的は、単にその類型を示したり、個別具体的な事象に適用したりすることではない。むしろその核心は、個々人の「私的」な言

明（「責任転嫁」「言い逃れ」等々）のように聞こえる種々のアカウントが、いかに社会・文化的な規範が刻印された「公的」な言語資源に支えられ規定されているかを探究することにある。中和の技術論とは、個人と社会・文化とを結ぶ装置（device）に関する議論なのである（Hamlin 1988）。

以上の議論からすれば、実証主義犯罪学（決定論的犯罪学）とは異なり、研究者や実務家の立ち位置も変化する。原因論的変数は、中和の技術論においては「資源」として位置づけられることになるからである。また漂流理論が司法制度への批判を意図したものである（Weis 1971: 42）という場合、そこには専門的知識もヴァナキュラーな言語資源に支えられているという視点がある。人びとの主体性・エージェンシーを認める以上、非行・犯罪現象の構成築過程には、当事者の言語活動と研究者・実務家を含む一般社会成員の言語活動とを、同じ水準において含める必要がある。

以上の議論は「離脱」現象について考える際にも重要な示唆を与えてくれるように思われる。前述のように「非行・犯罪を可能にする余地を生み出している」のは一体誰なのかという問いが成立するのであれば、同様に「非行・犯罪〈からの離脱〉を可能にする余地を生み出す」のは一体誰なのか、という問いも成立しうる。非行・犯罪からの離脱のナラティブに、専門的知識やその基盤をなすヴァナキュラーな言語資源が動員されるとすれば、その担い手は当事者だけではない。ナラティブの産出は、社会の側がどれほど幅のある言語資源を用意できているかにもかかっているといえるだろう。

個人の多様で自由なナラティブと、その内に社会・文化（的な規範や構造）が刻印されている事実をともに分析の俎上にのせることは可能である。このようなオーソドックスな犯罪社会学研究の方向性は（まさにオーソドックスであるからこそ）今日においても追究されるべき重要な主題となる。そしてそのために必要な能力は、まさしく「犯罪社会学的想像力」と呼ばれるに相応しい。

【文献】

Cicourel, Aaron V., 1968, *The Social Organization of Juvenile Justice*, New York: Wiley.

Cullen, Francis T., 2017, “Choosing Our Criminological Future: Reservations about Human as an Organizing Concept,” *Journal of Developmental and Life Course Criminology*, 3: 373-9.

Durkheim, 1897, *Le suicide: etude de sociologie*, Paris: PUF.（＝1985, 宮島喬訳『自殺論』中公文庫.）

Emerson, Robert M., 1969, Judging Delinquents: Context and Process in Juvenile Court, Chicago: Aldine.

Garfinkel, Harold, 1967, *Studies in Ethnomethodology*, Englewood Cliffs, N.J: Prentice-Hall.

Giddens, Anthony, 1984, *The Constitution of Society: Outline of the Theory of Structuration*: Polity.（＝2015, 門田健一訳『社会の構成』勁草書房.）

Hamlin, John E., 1988, “The Misplaced Role of Rational Choice in Neutralization Theory,” *Criminology*, 26(3): 425-38.

Hewitt, John P., and Randall Stokes, 1975, “Disclaimers,” *American Sociological Review*, 40 (1): 1-11.

Kupchik, Aaron, 2004, *Judging Juveniles: Prosecuting Adolescents in Adult and Juvenile Courts*, New York, London: New York University Press.

Maruna, shadd, and Heith Copes, 2018, “Techniques of Neutralization: A Theory of Its Time and Ahead of Its Time,” Blomberg, Thomas G., Francis T. Cullen, Christoffer Carlsson and Cheryl Lero Jonson eds. *Delinquency and Drift Revisited: The Criminology of David Matza and Beyond*, New York, London: Routledge, 43-58.

Matza, David, 1964, *Delinquency & Drift*, New York: Wiley.

Minor, W. William, 1981, “Techniques of Neutralization: A Reconceptualization and Empirical Examination,” *Journal of Research in Crime and Delinquency*, 18: 295-318.

Paternoster, Ray, 2017, “Happenings, Acts, and Actions: Articulating the Meaning and Implications of Human Agency for Criminology,” *Journal of Developmental and Life Course Criminology*, 3: 350-72.

Presser, Lois, and Sveinung Sandberg, eds., 2015, *Narrative Criminology: Understanding Stories of Crime*, New York: New York University Press.

Platt, Travis, 2018, “Delinquency and Drift: Challenging Criminology Then and Now,” Blomberg, Thomas G., Francis T. Cullen, Christoffer Carlsson and Cheryl Lero Jonson eds. *Delinquency and Drift Revisited: The Criminology of David Matza and Beyond*, New York, London: Routledge, 13-30.

Scott, Melvin B., and Stanford M. Lyman, 1968, “Accounts,” *American Sociological Review*, 33(1): 46-62.

Sykes, Gresham M., and David Matza, 1957, “Techniques of Neutralization: A theory of Delinquency,” *American Sociological Review*, 22(6): 664-70.

Weis, Joseph G., 1970, “Dialogue with David Matza,” *Issues in Criminology*, 6(1): 33-53.

自由意志に関する心理学的知見およびその限界

○渡辺　匠（北海道教育大学）

1　社会心理学における自由意志

本報告はまず社会心理学における自由意志の問題、および犯罪社会学（離脱研究）における自由意志の問題をそれぞれ整理する。そして各領域で共通する問題意識の指摘を通じて、自由意志／決定論の概念や離脱研究との関連を議論する（本要旨のタイトルは概要提出時のものだが、実際の内容をふまえたタイトルは「社会心理学と犯罪社会学（離脱研究）における自由意志の問題」である）。

他の報告者の発表の通り、自由意志の問題は哲学や社会学、法学など、学問領域を超えて長らく議論されてきた。（実際の研究対象かどうかはさておき）心理学者も自由意志の問題について以前から関心を抱いており、特に社会心理学者は関心が強かったのではないかと推測される（森, 2012）。社会心理学者は関心が強いと推測される理由は、社会心理学の研究は一見すると、自由意志の問題について相反する知見を提供しているように感じられるからである。

一方で、社会心理学者は行動に対する内的要因の重要性を明らかにしてきた（e.g., Deci, 1971）。そしてそれらは「人々は自分の（自由な）意志で行動する」ことを示唆する。しかし他方で、社会心理学者は人々がかならずしも自分の（自由な）意志で行動しておらず、他者や環境といった外的要因に影響を受けることも繰り返し示してきた。たとえばAsch（1955）は、誤りが明白でも他者の影響により同調が生じうることを示している。

彼の実験で、参加者は2枚のカードを見比べて、一方のカードの棒と同じ長さの棒をもう一方のカードから選ぶ課題を繰り返した。参加者が単独で実施すれば正答率はほぼ100%だが、誤った判断をする仕掛け人をふくめると、一定の確率でその判断への同調が生じていた。具体的には、誤った判断をする仕掛け人が3人以上いると、全体試行の約3分の1で誤った判断への同調が生じ、また参加者の4分の3が少なくとも1回以上誤った判断に同調していた。

通常、Asch（1955）の結果は他者という外的な要因による影響の大きさを示すものとして解釈される。さらに、社会心理学では1980年代以降、人々の判断や行動における無意識的過程の重要性を示した研究が蓄積されていった（Bargh, 2007）。これらは「人々の行動が外的要因などによって引き起こされる」ことを示唆する。そしてそれが「人々は自分の（自由な）意志で行動する」ことと矛盾するように感じられるために、社会心理学者の間で自由意志の問題が喚起されたのではないかと考えられる。

2　犯罪社会学（離脱研究）における自由意志

今回のシンポジウムは離脱研究で注目されている「エイジェンシー」という概念について、その内容を明確にすることを主な目的とした。離脱研究で言及されるエイジェンシーは、少なくとも一部の研究者にとって自由意志を含意している。その例として、ここではシンポジウムの題材論文の Paternoster（2017）にもとづき、彼がどのようにエイジェンシーを捉えているかを整理する。

Abstract に記載されているとおり、Paternoster（2017）は 1. 離脱研究者はエイジェンシーがどのような概念か十分に示していない、2. 離脱研究者によるエイジェンシーは離脱の理論と整合していない、という先行研究における2つの課題を指摘している。たとえば、後者の課題については、Laub や Sampson の離脱理論は離脱のプロセスにおいてエイジェンシーを重視しているにもかかわらず、離脱はしばしば当人の意識的気づきなしに達成されるのはおかしい（p.352）ことや、離脱が先行する要因によって引き起こされるという因果的な説明はエイジェンシーの概念と本質的に相容れない（p.366）ことを論文中でそれぞれ指摘している。こうした課題に対し、Paternoster は自由意志概念を援用しつつ、エイジェンシーを出来事因果と両立しないリバタリアン的な概念として捉えることを提案する（e.g., p.350）。そしてその結果、エイジェンシーがどのような概念か明確になり、またエイジェンシーの概念が離脱の理論と整合的になると仮定されている。

また、シンポジウムでは事前に、「決定論から離脱を理解してしまうと、離脱に効果があるとされる状況（就職や結婚）を対象者に強制してしまうことになるのではないか？」という問いが挙げられた。この問いの背景には、「離脱は自分の（自由な）意志でするものである」という仮定があるように思われる。決定論から離脱を理解した場合、こうした自分の意志にもとづくはずの離脱の現象が（自らの意志にかかわらず特定の状況が強制されうるという点で）自分の意志にもとづかなくなる可能性があるために、問題意識として提起されたように思われる。

上述した Paternoster（2017）が指摘した課題の背景にも、同じ仮定があると考えられる。つまり、離脱という現象が意識的気づきなしに達成されたり、離脱に因果的な説明を適用することは、一見すると「離脱は自分の（自由な）意志でするものである」という仮定に反するように感じられるために、問題意識として提起されたのではないだろうか。

3　自由意志とは何か？

以上の議論をふまえると、社会心理学でも犯罪社会学（離脱研究）でも、自由意志に関する問題意識はある程度共通しているように思われる。つまり、「人々は自分の（自由な）意志で行動／離脱する」という仮定がまずある。それに対し、「人々の行動／離脱は（外的要因などの）先行要因によって引き起こされる」ことが指摘される。そしてそれらが「人々は自分の（自由な）意志で行動／離脱する」という仮定と一見矛盾しているように感じられるために、それぞれの領域で自由意志の問題が議論されるようになったのではないかと思われる。

それでは、「人々は自分の（自由な）意志で行動／離脱する」ことと、「人々の行動／離脱は先行要因により引き起こされる」ことは、本当に矛盾するのだろうか。結論から言えば、矛盾するとはかぎらない。まず、他者などの外的な要因の影響は、あくまで部分的なものに過ぎないことに留意する必要がある。たとえばAsh（1955）では、全体の試行の約3分の1で他者の誤った判断への同調が生じたが、これは全体の約3分の2で同調が生じなかったことでもある。また、参加者の約4分の3が少なくとも1回以上誤った判断に同調したが、これは参加者の4分の1はまったく同調しなかったことでもある。

社会心理学の一部の研究は、一見すると本人の意志といった内的要因でなく、他者などの外的要因が行動(判断)を決定すると感じられるかもしれない。しかし、これらは正確には「ある状況である人のある行動の確率が変化する」ということに過ぎない。同様に、シンポジウムで事前に挙げられた問いも、就職や結婚が離脱を決定づけるわけではないため（e.g.，就職をしても離脱しない人もいる）、先行要因の影響は部分的である。以上のように、社会心理学でも犯罪社会学(離脱研究)でも、先行要因が人々の行動／離脱を決定してはいないため、「人々は自分の（自由な）意志で行動／離脱する」という仮定は否定されるわけではない。

なお、仮に実際の研究で先行要因が人々の行動／離脱を決定するとしても、「人々は自分の（自由な）意志で行動／離脱する」という仮定が否定されるとはかぎらない。たとえば、もし就職によりかならず離脱するとして、特定の犯罪をした人は全員が一定期間働いてもらい、その結果全員が離脱したとする。この場合は行動の選択肢がないため、離脱は本人の（自由な)意志ではないと感じられるかもしれない。しかし、選択肢がなくても本人が心から望んで働き離脱すれば、それらは自分の（自由な）意志にもとづくとみなすこともできる。同様に、Aschの実験でかならず他者の影響を受け同調する人がいたとして、それでも本人の意志が否定されるとはかぎらない。

このように、実際の研究はさておき、「人々の行動／離脱は先行要因によって引き起こされる」という考え方（決定論）は「人々は自分の（自由な）意志で行動／離脱する」という仮定と矛盾するとはかぎらない。矛盾するなら、そこでは非両立論的な自由意志概念が仮定されているはずである。両立論では自分の意志が行動を引き起こせば、その意志が就職や他者などの先行要因により引き起こされても問題とならない。それに対し非両立論では通常、行為者（意志)は何ものによっても引き起こされないため、行動を決定する先行要因が問題となってしまう。

しかし、現在は心理学が扱う人間行動の基盤でさえ自然科学の知見によって明らかにされつつあり、そこではたとえば人間行動が脳の神経活動により引き起こされることが示唆されている。つまり、自然科学の知見は決定論的な人間行動のモデルを支持しており、それと整合するのは両立論的な自由意志となる。こうした両立論的な自由意志を仮定する限り、決定論は「人々は自分の（自由な）意志で行動／離脱する」という仮定と矛盾しない。この場合、各領域の問題意識で実は問題は生じないように思われる。

決定論の考え方が問題ないなら、離脱研究は決定論を背景に研究を進めるべきなのだろうか。もし離脱研究の目的が離脱への介入であるなら、決定論を背景にすることで何が離脱を促進するかを特定し、その効果を分析して介入につなげやすいと思われる。たとえば就職が離脱に与える効果を分析することで、就職は本当に離脱に効果的か、どの程度効果的か、効果は一般化できるかなどを検証できるだろう。

しかし、このような因果モデルの分析は、背景の要因の見落としや、焦点を当てた要因の単純化につながるかもしれない。たとえば、就職と言ってもどのような経緯で就職し、どの職場でどのような仕事をするかで、離脱のプロセスは異なりうるだろう。もし離脱研究の目的が離脱の理解ならば、こうした情報の捨象は離脱の理解を阻害する可能性もある。つまり、離脱研究が決定論を背景にすべきかは、離脱研究の目的は何かに依存すると思われるのである。

主要引用文献

Asch, S. E.，1955,「Opinions and social pressure」『Scientific American』193：31-35.

森津太子，2012,「社会心理学における自由意思をめぐる問題Ⅰ：2009年SPSP年次大会での討論を手がかりに」『放送大学研究年報』30：31-39.

Paternoster, R.，2017,「Happenings, acts, and actions: Articulating the meaning and implications of human agency for criminology」『Journal of Developmental and Life-Course Criminology』3：350-372.

離脱（デジスタンス）と主体性
――（刑）法学の視点から――

中村　悠人（関西学院大学）

１　目的

本報告は、デジスタンスにおけるエイジェンシーの問題を法学、特に刑法の視点から検討を行うものである。報告では、コーディネーターによる、決定論では離脱（デジスタンス）に効果があるとされる状況を対象者に強制してしまうため、むしろ自由意志やエイジェンシーに着目すべきとの問題提起を受けて、まずはデジスタンスないし離脱について少し整理を行った。

その際、犯罪や非行からの離脱について、犯罪・非行をしなくなるという指標だけで判断をしていく場合には当事者は更生させられる客体となること、離脱をリカバリーの文脈で用いる見解からは、リカバリーは主体的なプロセスであるために、主体性に着目する点を示した。

他方で、社会復帰との類似性も検討し、社会復帰において、社会で共同生活を営む上で要求されるものが、その社会復帰している／していく者に要求されることはあるが、それは必ずしもその者を統制の客体として位置づけることだけを意味しないことを示した。すなわち、主体として承認することは、一方でその者の行為自由を認めることになるが、他方でその者の果たすべきものを要求する(責任を問う)ことにもなるわけである。

主体というと、自由意志（意思）のある存在として考えることが想起されるが、刑法において、主体や自由意志はどのように位置づけられているのかを、次に検討した（本報告では学際的議論のため引用を除いて「意志」に統一している)。

２　刑法学と自由意志

刑法において自由意志（意思）が登場するのは、刑罰賦課の根拠や、刑罰発生の要件としての犯罪成立の要件、特に責任においてである。

哲学や法哲学の議論と同様、刑法においても、決定論と非決定論としての自由意志論の間で議論がありました。そこでは、(法）哲学で議論されてきた、自由意志を認めるリバタリアニズムと、それを否定するかたい決定論（ハードな決定論）との対立があったわけです。

古典的には、意志自由論は、人間の意志が因果法則の支配や拘束を受けることがない＝各人は因果律から自由に、意志に基づいて行為をすることができるという発想(仮説)を前提にしてきた。そこでは、因果法則に決定されていないという意味での非決定論が主張されていた。そして、自由意志があるから責任を根拠づけることができると考えていた。

これに対して、かたい決定論（ハードな決定論）は、一般に、人間の意志や行動もまた因果法則の下にあるという意味で、決定されていることを前提にする。この決定論は、19 世紀後半から 20 世紀の初めにかけてドイツにおいて行われた、いわゆる「学派の争い」でも登場したが、この立場からは、刑罰は犯罪行為に示された行為者の危険性（性格の危険性）を矯正・改善する手段であり、それを受けるべき社会的地位が、責任となる（責任とは非難ではない)。このような社会的責任論として展開された。

ここでの議論の対立は、人間の意志は因果法則の支配や拘束を受けるのか、それを受けないような自由意志は存在するのかという点である。つまり自由意志の経験的証明が問題となっていた。自由意志があるとすれば非決定論であり、自由意志がないとすれば決定論であるという意味で、(法）哲学でいう非両立論として議論されていた。なお、自由意志を擬制する、あるいはフィクションとして求める見解もある。これは、自由意志はあるとすることで、その行為は「自由」であったと評価しようとする。

現在では、自由意志を認める非決定論とそれを否定するかたい決定論の双方から歩み寄りがなされ、相対的非決定論とやわらなか決定論（ソフトな決定論）が主張されている。特に後者は、自由とは強制されていないことを言うのであって、法則性がないことを意味していないとする。人間の意志が法則に従うものであることを認めつつ、人間の意志に自由を認める。つまり、人間の行為が、因果法則に従っていたとしても自由といえるのかが問われている（行為の因果的決定と責任との関係に関する道徳的な議論がなされている)。因果律に支配されていない＝人間が自由であるからから賞罰を帰せられると考えるのではなく、賞罰を帰せられるから自由と考えているのである。

決定論に立ちつつ行為が自由に行われたことを認める立場は、(法)哲学では、両立可能論と呼ばれる。刑法上、展開されているやわらなか決定論もまた、この意味では両立可能論に位置づけることが可能であろう。そうすると、従来、自由ではない、あるいは強制されていると評価されてきた場合――例えば第三者による強制や精神の障害等の生理的要因に規定された行為――を振り返ることで、当該社会において「自由な行為」と評価されることを探る方法は有意義に思われる。もちろん、この内容は時代や社会によって変化し得る。

行われた行為につき責任を問い得るには、その行為から生じた結果について答責的でなければならないが、答責的とするには、その行為者に自己統治の自由を前提にした行為自由が認められていなければならない。自己統治の自由を前提にした行為自由を認められる行為者であるが故に、つまり主体性が認められるが故に、行為自由の対価としての行為から生じた結果についての答責を問題とする。このような関係性が、刑法において責任を問う上で、前提とされているように思われる。このようにみていくと、責任を問うこととの関係で、主体性が認められるということは重要な要素であろう。

3　離脱と主体性

犯罪・非行を行ったことへの非難が、このように主体性を軸に展開され得るならば、その後の犯罪・非行からの離脱においても、主体性を軸に考えることができないか。本報告では、このような視点から、検討を行った。

離脱を、主体的な（自らによる）回復であると考える場合、自分自身や社会との向き合い方の中で、自らが変化を受容していくこと（そのプロセス）に注目することがあり得る。もっとも、それは「犯罪・非行を行わないこと」自体を目指しているわけではない。社会復帰の箇所で言及したように、その社会で大筋においてコンセンサスを得ている規範に従うことは、共同の社会生活を営んでいくうえで要求され得るものである。もっとも、社会生活を共に営んでいくことが目指されているため、「犯罪・非行をしなくなること」それ自体が目指される目標ではなく、むしろ、社会復帰していくなかで生じた（副次的な）結果に過ぎない。これと同様に、離脱においても、「犯罪・非行をしなくなること」は、離脱しているなかで生じた、副次的な結果であると考えられる。

本報告では、離脱は結果ではなく、長期的なプロセスであると捉えて検討を行ったが、これは、犯罪・非行を行った者が統制の客体として扱われる問題を回避できる。自らが変化を受容していくこと、そのプロセスに注目することが、離脱における主体性の意義に思われる。

犯罪・非行からの離脱が、長期的なプロセスであると捉えると、その中でどのように主体性を保っていくのかという問題も生じる。例えば、刑事施設での処遇、更生保護施設での処遇の場面、また、様々なプログラムの場面、施設から出た後の支援、保護観察での関り、このような種々の場面で、どのように主体性が関わるのかも、今後議論すべき問題であろう。

4　現時点での小括

本報告では、時間の関係上、簡単にしか離脱と主体性の問題を扱うことができなかったが、現時点での小括は以下の通りである。

まず、法学、特に刑法においては、犯罪行為が「自由に」行われたとの評価を如何に行うかを議論してきたように思われる。そこでは、木島報告で示された哲学的議論と同様、法学でも自由と責任に関する道徳的な議論を行ってきたと評価できそうである。

他方、社会心理学の研究は、渡辺報告が示したように、人間が必ずしも自分の意志で行動していないことを明らかにしてきた。しかし、法学での議論も、リバタリアン的な自由意志を前提にしないのであれば（あるいは両立可能論的に発想すれば）、その知見との矛盾は生じないように思われる。

犯罪・非行からの離脱を考える場合、刑事法学で議論されてきた社会復帰についての問いと共通するものがある。特に、主体性を考えることで、矯正の客体としか捉えられない問題を回避する必要があるのではないか。これは、秋本報告・津富報告・コメントで示された、社会学の視点からも指摘されている。さらに、犯罪からの離脱において、主体的な回復が問題となっているのであれば、どのような形で、その主体的な関りを担保していくのかという問いも関係してくるであろう。

以上、本報告は、雑駁ながら、法学、特に刑法の視点から離脱と主体性の問題を検討した。本報告が、学際的な議論の一助となれば幸いである。

【文献】

岡邊健，2021，『犯罪・非行からの離脱（デジスタンス）』ちとせプレス.

掛川直之，2020，『犯罪からの社会復帰を問いなおす 地域共生社会におけるソーシャルワークのかたち』旬報社.

Maruna, S., 2001, Making Good: How Ex-Convicts Reform and Rebuild Their Lives, American Psychological Association,（＝マルナ，2013，津富宏・河野荘子監訳『犯罪からの離脱と「人生のやり直し」』明石書店）.

守谷哲毅「デジスタンスと再犯防止」『犯罪社会学研究』46: 49-58.

津富宏，2017，「犯罪からの離脱」浜井浩一編『犯罪をどう防ぐか』岩波書店，260 頁以下.

刑法学における議論については、さしあたり、

中村悠人，2016，「責任と決定論についての小考」『浅田和茂先生古稀祝賀論文集[上巻]』成文堂，239-258

およびそこで引用されている文献を参照されたい。

離脱と人間観
――自由意志をめぐって――

津富　宏（静岡県立大学）

１　はじめに

人に、自由意志があるかどうかは、「前提」の問題であって、実証の問題ではない。したがって、今日、議論すべきなのは、どういう「前提」をもつほうが、離脱の説明あるいは理解にふさわしいのかというイシューである。

この場では、大きく分けて、二つの問いが問われている。この二つの問いに対して、「はじめに」において、答えを先に与えておきたい。

まず、一つ目の問いは、「ハードな決定論が、（刑罰を通じて）離脱を強制してしまうのではないか」という問いである。この問いに対する、私の答えは、「離脱はそもそも強制し得るものではない」というものである。二つ目の問いは、「因果的決定論を認めると、「自由意志」が錯覚に過ぎない、という結論が導かれ、自由意志が存在しなければ、道徳的責任や、あるいは、怒りや感謝などを通じた人間らしい関係、といったものが成り立たなくなる恐れがあるのではないか」（木島，2021）という問いである。この問いに対する私の答えは、「離脱とは、道徳的責任を問われることである」というものであり、つまり、自由意志は存在せざるを得ない。

２　離脱とは何か

まず、確認しておきたいのは、「離脱とは再犯をしないことではない」ということである。もし、離脱（desistance）が再犯をしないことというだけことを意味するのなら、それは、recidivism あるいは、reoffending の「減少」と表現すれば済む。離脱という概念は、recidivism あるいは reoffending では表現できない何かを表現するために考案された概念である。

Maruna （2017）は言う。「犯罪者の更生（あるいは、その反対概念としての再犯）について研究するということには何の新しさもない。しかしながら、この変化の過程を離脱という観点から考えることは、それとは異なるものの見方（レンズ）なのである。」

３　更生の否定概念としての離脱

Maruna（2017）は、「離脱という語は、当初、更生（rehabilitation）の反対概念として用いられた。すなわち、国家などによって更生させられるのか、それとも、自分自身で自然に（spontaneous）離脱するのかということである。この「自然な離脱」という概念は今やあまり用いられないが、離脱と更生という概念の重大な相違点である」と述べている。すなわち、離脱とは、そもそも、国家による介入から「自由な」過程として捉えられていた。つまり、離脱という概念は、犯罪をやめていく過程を国家に奪われないために、提示された概念であり、着目すべきは、spontaneous が示すように、それ自体、必ずしも、「本人の意思」に基づくものとはされていないということである。

４　リカバリーとしての離脱

すなわち、離脱概念とは、離脱の「主体」を奪い返す概念であり、権力関係をひっくり返し、関係性を問い直すための概念である。Maruna(2017)は、これについて、更生（what works）から離脱（how it works）への関心の転換は、薬物依存領域における治療（treatment）に対するリカバリー（recovery）概念の対置とパラレルなものであることを指摘している。そして、前者（更生／治療）は、本人の問題点（リスクとニーズ）を（一方的に）矯正するアプローチであるのに対し、後者（離脱／リカバリー）は、 ライフコースに沿った様々な他者（実務家や他の受刑者だけでなく、家族、雇用主、地域の人々）との関係の変容に着目するアプローチであると述べる。この「関係性の変容」は、先に指摘したとおり、権力関係の変容ということもできよう。さらに、この文脈において、刑事司法制度は、本人の欠点の矯正をする場面ではなく、本人の長所（strengths）を発達させ、発揮させる場面であるという転換が生じる。

５　支援を奪い返す

このような支援観の転換は、支援の奪い返しへとつながる。その典型的な場面は、自助グループである。Maruna（2017）は、再統合の過程は、元受刑者にとって地雷原を進むようなものであり、自助グループが、「地雷原を進む唯一の方法は、自分の前の進む者を注意深く見て、その足跡を踏むことだ」という言葉を紹介している。すなわち、離脱は、一人でするものではなく、あたかも、山行するパーティのように、誰かのあとをついていくものなのである。フェミニズムでは、個人的なことは政治的なこと（The personal is political）と言われてきたが、ここでは、個人的なことは集団的な（collective）ことなのである。Maruna（2017）は、離脱の道行きを共に進む多くの集団が、個人的な過程を社会運動にしていったと指摘し、離脱について考えることは、一人ひとりの旅路（journey）を collective な経験として見ることであり、犯罪

や刑事司法、再統合に絡むマクロな政治過程へと関心を向けさせてきたと指摘している。

６　ナラティブへの着目：　なぜ、ナラティブか

離脱を理解するにあたっては、ナラティブが着目されてきた。その理由は、客観的な科学的・論理的理解ではなく、主観的なナラティブに基づく理解によってこそ、人生の経験と意味や目的を関連付けた、主体的な能動性に基づく過程として理解することが可能だからである（Maruna and Liem, 2020)。Maruna(2001)は、離脱している人々のナラティは、自らの境遇をコントロールしている能動性や自己有効感の変容を伴っていることを見出している。

これらのナラティブもまた、個人的なものではなく、collective なものである。Maruna and Liem（2020）は、文化社会学におけるナラティブ理解として、Sandberg and Ugelvik (2016)が「私たちは単なる物語の消費者ではない。私たちは物語と相互作用し、また、物語は私たちに従っている」と述べていることを引用しつつ、この枠組みにおいては、文化自体が、共有された解釈枠組みとして理解されており、主として、共有された collective な物語、すなわち、メタ・ナラティブから構成されていると述べている。

７　財産としての紛争から、財産としての離脱へ

以下、Maruna（2006）に示唆を受けつつ、Christie (1977)による以下の文章を、紛争（conflicts）を離脱（desistance）に入れ替えて読んでみよう（翻訳は筆者)。「私が疑っているのは、犯罪学が、紛争が直接の当事者から取り上げられ、その結果、どこかに行ってしまったり、あるいは、他の誰かの財産になってしまったりするプロセスに手を貸したのではないかというものである。いずれにせよ、結果は残念なものである。紛争は、朽ちるに任せるのではなく、活用されなければならない。そして、紛争は活用されることで、本来の紛争当事者にとって有用となる。紛争は、個人だけでなく、社会システムを傷つける可能性がある。」

Christie (1977)は、紛争が盗まれると、次のようなことが起きると続ける。「しかし、最大の敗者は、社会というものが私たちから成っている限り、私たち自身である。まず、大きいのは、私たちが、規範を明確化する機会を喪失したということである。学びの可能性の喪失であり、この土地の法を誰が代表すべきかという継続的な議論の機会の喪失である。盗人はどのくらい間違っていて、被害者はどのくらい正しいのか。一見、法律家は、その事件について何が関連しているかを判断する訓練を受けているように見える。しかし、ということは、肝心の当事者が自ら何が関連しているかを判断することができなくなっているということである」。

私たちは、離脱という概念を、専門家によって盗まれることで、私たち自身が規範を再定義し、離脱について改めて学び、離脱に必要な要素を判断する力量を失っている。

８　紛争／離脱を取り戻す

Christie（1977）は、紛争を取り戻すにあたっての障害を 3 つ挙げている。①近隣が少なすぎる、②被害者が少なすぎる、③専門家が多すぎる。これとパラレルなのが、Maruna（2006）の提示する、修復的再統合を実現する 4 つの要素である。すなわち、修復的司法は、①コミュニティ主導である、②賠償が基盤である、③豊かな象徴的な力がある、④最終的にはまっさらに戻す必要がある。

手短に言えば、この二つは、本人が能動的に責任を果たすための、本人の能動性に応答する環境が必要だということを述べている。

９　離脱する者の自由とは、

以上の議論に基づき、本人の能動性に基づく自由として、想起されるのが、Karl Polanyi の「責任に基づく自由」である。ポランニーは言う。「社会主義者にとって、自由に行為するとは、私たちが人と人との関係に責任を負っているという事実を背負っているということを意識して行為するということを意味する。人間関係の外には社会的現実は存在せず、私たちはこの責任を負わなければならない。よって、自由であるとは、ブルジョワジーの典型的イデオロギーのように、義務と責任を逃れることではなく、義務と責任ゆえに自由なのである。」

離脱する者の自由とはこのような自由である。だからこそ、Nothing about us without us と主張することができるのである。

文献

Christie, N. 1977.　Conflicts as Property. British Journal of Criminology 17: 1-15.

Maruna, S.　2006.　Who Owns Resettlement? Towards Restorative Re-Integration. British Journal of Community Justice. 4: 23-33.

------.　2017.　Desistance as a Social Movement.　Irish Probation Journal. 14: 5-20.

Maruna, S. & Liem, M.　2020. Where Is This Story Going? A Critical Analysis of the Emerging Field of Narrative Criminology. Annual Review of Criminology. 4:125-146.

Polanyi, K. 1925-9b/2004: Übersicht - das Hauptproblem des Sozialismus. In Polanyi (2004) Chronik der großen Transformation III (ed. Cangiani, M./K. Polanyi Levitt/C.Thomasberger), Marburg.

テ　ー　マ　セ　ッ　シ　ョ　ン

テーマセッション A

犯罪と被害者保護
刑事法の具体的規定および解釈からみる犯罪社会学の発展

コーディネーター：安藤　泰子（青山学院大学）
司会：黒澤　睦　（明治大学）
話題提供：佐竹　宏章（青山学院大学）
吉村　真性（九州国際大学）
黒澤　睦　（明治大学）
安藤　泰子（青山学院大学）

１　本テーマセッションの企画趣旨

(1) 企画趣旨及び目的

本テーマセッションは、「犯罪と被害者保護」に焦点を絞って、特定犯罪に関する量刑の在り方や可能的な社会統制などにつき、犯罪社会学上の分析を踏まえ、意見交換を行うことを目的としたものである。とりわけ刑事手続における被害者の権利や被害回復について、その実効性を確保すべく設けられた具体的な規定への検討を介し、いかに被害者の保護が図られていたのか、また図られつつあるのか。我が国の刑法及び刑事訴訟法を基礎としつつも、イギリスをはじめとする英米法域との比較考察を行い、続いてドイツにおける刑事手続法に焦点を当て、上の課題を検討する。さらに、古代国家社会における法を起点とし今世紀の国際刑法の検討を踏まえ、被害者保護や救済規定がいかなる沿革を辿ってきたのか。こうした問題意識を有しつつ、我が国における財産犯における被害回復に関する検討を出発点に、それぞれの専門分野の視点を広げながら、今日、関係する実体法や手続法において何が問題となり、いかに課題を解決していくべきかを明らかにする。本テーマセッションは、上の検討を介し犯罪社会学の発展のなかにみる国内・国際「刑事法学の現在」を明らかにすることを主だった目標としたものである。

(2) 構成

４本の報告は、いわば各論的な研究を扱っているが、全体として、テーマセッションの首題とした「犯罪と被害者保護」に関する検討を各報告者の研究視点に即し、どのような諸点に「刑事法の具体的規定および解釈からみる犯罪社会学の発展」が認められるのか、という共通の視座に基づき考察を行ったものである。本テーマセッションの構成は、各発表者のテーマに即して順に内容を報告し、その後意見交換を行うというものである。各発表者の報告概要は、以下の通りである。

(3) 報告概要

第１報告

刑事司法における「刑罰」と民事司法による「損害賠償」が分化してきた歴史を前提に、「刑罰」と「損害賠償」の目的や射程を検討した上で、財産犯における「被害回復」について検討を行う。具体的には、起訴猶予や量刑の判断において窃盗犯などが被害回復を行ったことを考慮すること、立法論として被害回復がなされた場合に減軽・免除する規定を導入すること、財産犯を親告罪化することの是非について検討する。

第２報告

遮蔽措置・付添人・ビデオリンク方式の証人尋問など、被害者・証人を保護するために設けられた特別措置に関連する諸規定に焦点を当て、どのように刑事手続の目的と調和させながら、保護が図られているのかを探る。具体的分析としては、関連する先行研究も整理しつつ、当事者主義を採る英米法域との比較考察も加えながら分析し、手続面及び刑事政策面の観点から状況と課題等を考察する。

第３報告

本報告では、ドイツ刑事手続法における犯罪被害者・証人の保護をめぐる諸規定とその展開を概観しつつ、その背景を主に犯罪社会学の観点から分析する。具体的には、1986 年被害者保護法、2004 年以降の数次にわたる被害者権利改革法のほか、特定の罪種や適用場面に特化した立法例を取り上げる。その際、特に、性犯罪被害者への対応や子どもなどの供述弱者への対応に注目する。また、刑事手続と財産的損害回復との関係にも必要な範囲で言及する。

第４報告

近時、刑事法学上、犯罪被害者の権利や保護について注目され、刑事手続への参加や被害回復の実効性について活発に議論が行われるようになってきた。こうした傾向を最もよく体現させた法が、新しい国際刑法（The Rome Statute of the International Criminal Court）であると考えられる。本報告では、幾つかの古代国家社会で適用されていた犯罪被害者

（側）の保護や救済に関する具体的規定を挙げ、さらに国際刑法に設けられた被害者保護規定への検討を介し、刑事法学及び犯罪社会学の発展を俯瞰する。

2　刑事司法における「被害回復」の位置づけ――財産犯を念頭において

佐竹 宏章（青山学院大学）

(1)はじめに

第１報告では、刑事司法における「刑罰」と民事司法による「損害賠償」が分化してきた歴史を前提に、「刑罰」と「損害賠償」の目的や射程を検討した上で、財産犯における「被害回復」について検討を行った。

(2)民事司法と刑事司法の分化

まず「民事司法」と「刑事司法」の関係、さらには「損害賠償」や「刑罰」の関係を考察するためには、両者の関係の位置づけを出発点に据える必要がある。歴史的に、「損害賠償」と「刑罰」は未分化の状態から分化した状態へと変化してきたといえる。すなわち、社会の発展に応じて、社会と犯罪者の関係で問題になるもの（刑罰）と私人間で問題になるもの（損害賠償）が分化されてきたのである。たとえば、わが国でも「附帯私訴」という形で、刑事訴訟の中で、私訴としての損害賠償請求が認められていたが（旧刑事訴訟法 567 条）、現行刑事訴訟法ではこれが廃止された。

ただし、民事司法と刑事司法が分化された法制度の下でも、「被害者保護」を図っていくことは重要である。「被害者保護」との関係で重要な理念としては、「修復的司法」又は「修復的正義」という発想が注目に値する。この考え方を刑事司法で展開するものといえる「損害回復論」は、「犯罪が行為者と被害者との相互作用から生じることを基盤として、具体的・現実的被害者と刑法との連関を探り、行為者には非刑罰的傾向を、被害者には損害回復の利益を、社会には積極的な規範意識の強化をもたらすことを志向する」（高橋 1997: 214）。

確かに、近時の改正のような形で、被害者の参加、被害者救済制度、被害者の証言の際の配慮などを立法論として、我が国の刑事司法制度における重要なルール（適正手続きの保障、無罪推定原則、裁判官の予断排除、証人審問権の保障など）に抵触しない形で、整備することは重要である。しかし、「修復的司法」が被害者保護に機軸を置いた形で刑事司法を再構成するようなパラダイムシフトを起こすことまで含んでいるのであれば疑問である。なぜなら、現行の刑事司法制度の枠組みで、被害回復をインフォーマルな形で追求すると「ひずみ」が生じるおそれがあるからである。

(3)民事司法における「損害賠償」と刑事司法における「刑罰」の目的・対象

次に、これまでの検討を踏まえて、民事司法における「損害賠償」と刑事司法における「刑罰」の目的を踏まえて両制度の射程を明らかにした。

民事司法における不法行為に基づく損害賠償制度の目的について、近時一部の学説が「制裁」や「抑止」であるということを主張しているが、通説は「被害の填補」と理解している。私見も、通説と同様に、不法行為に基づく損害賠償制度の目的を、「被害の填補」と捉え、「制裁」や「抑止」は「被害の填補」から生じる「反射的・副次的な効果」に過ぎないと捉える（最判平成 9・7・11 民集 51 巻 6 号 2573 頁）。

「刑罰」の目的について、学説では、①応報刑論（刑罰は犯罪に対する報いであって、他に目的を持たないという考え方）、②消極的一般予防論（刑罰の威嚇によって、一般の人々が犯罪を実行しないよう予防しようとする考え方）、③積極的一般予防論（刑罰は、それを通じて一般の人々の法意識や規範意識を強化することを目的とする考え方）、④特別予防論（刑罰は処罰される犯罪者本人が犯罪を繰り返さないことを目的とする考え方）、さらには⑤相対的応報刑論（応報・予防を並列する立場／予防を目的とし、応報を制約とする立場／応報を目的として、一般予防や特別予防の有無を制約として考慮する立場など）が主張されている。通説は、相対的応報刑論にたっているとされるが、この見解は正当化原理と制約原理の関係が不明瞭である点で問題がある。

そこで、本報告では、「応報」という観点を精緻化して刑罰論を再構成する見解（規範確証型応報刑論）を主張した（松宮 2018:342 参照）。すなわち、私見によれば、「応報」とは、「法としての法の侵害」である「犯罪」に対する「反作用」、換言すれば「法の否定の否定」、「法の回復」である（中村 2021: 100 参照）。そして、この立場からは、犯罪者によって刑法規範が動揺している状態を、犯罪者に刑罰を科すことによって回復し、刑法規範が現に妥当していることを確証することが前提にされるのである。

(4)財産犯における「被害回復」を考察するための指針

民事司法と刑事司法の分化を維持することを前提にすると、被害者に対する「被害回復」は、不法行為に基づく損害賠償請求などの民事司法で図っていくのが出発点になる。

そして、「刑罰」の対象になる「犯罪」が社会的視座から立法されるべきという発想を踏まえると、国家刑罰権に対して縮減する方向に作用する、非犯罪化、減軽規定・免除規定の導入、親告罪化も、同様の視点から判断すべきであるということになる。すなわち、刑事政策目的を考慮して、減軽規定・免除規定の導入、親告罪化・非親告罪化を行うことは必

ずしも排除されないが、その場合でも、それらの制度を導入することが社会的視座に照らして承認可能か（換言すれば、それらの制度が、「刑罰による規範確証の必要性」を失わせる、又は小さくするものか）という検証は必要であるということになる（松宮 2018: 342 参照）。

これに対して、インフォーマルな手続きを許容することや個々の手続きにおける裁量を広く認めることは、個別の運用が社会的視座に根差したものであるかの検証ができないので、可能な限り限定的に解すべきということになる。

(5)具体的方策の検討

以上を踏まえて、窃盗犯人が「被害回復」（盗品の返還や代金の支払いなど）を行ったことを考慮して運用されている①起訴猶予、②微罪処分について検討を行った。

①起訴猶予については、わが国の刑事訴訟法 248 条は「犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の情況により訴追を必要としないときは、公訴を提起しないことができる。」と規定されていることから、犯罪の嫌疑や訴訟条件を具備していても、検察官の判断で実施できると考えられている。しかし、起訴猶予は、「捜査の肥大化・糺問化」のおそれや「公判中心主義の形骸化」のおそれなどの問題が存在する(渕野 2018: 203 など参照)。本報告の指針に照らすと、起訴猶予は、「国家刑罰権の放棄」であり、可能な限り限定的に捉えるべきであるといえる。検察官の訴追裁量を広範囲に認めていくことは、検察官によって訴追裁量が恣意的に運用された場合に、(それを匡正するための制度として検察審査会制度や付審判請求制度が存在するとしても）それを匡正する基準が提供できないので、社会的視座に基づいて起訴猶予の判断がなされているのかの検証が困難であるといえる。

また、②微罪処分については、刑事訴訟法 246 条及び犯罪捜査規範 198 条～200 条に基づいて、検察が指定した軽微事件を検察に送致せず、司法警察員限りの措置にとどめることが認められている。これについては、起訴猶予と同様に「捜査の肥大化・糺問化」のおそれや「公判中心主義の形骸化」のおそれなどが存在し、さらには起訴猶予とは異なり控制制度が存在しないという問題があり、より限定的に捉えるべきである。

したがって、本報告の指針からすると、①「起訴猶予」及び②「微罪処分」を、「被害回復」の手段として利用することは避けるべきであり、これらは可罰的違法性の欠如の事案類型(特に絶対的軽微類型)を刑事手続からダイバージョンするものとして限定的に理解すべきである。ただし、私見からすると「起訴猶予」と「微罪処分」の運用が、現在の運用よりも非常に狭くなってしまうので、立法論として、「被害回復」を図るための新たな法制度を模索する必要がある。そこで、立法論として、③軽微な窃盗事犯を親告罪化すること（ドイツ刑法 248 条 a 参照)、④「被害回復」がなされた場合の減軽・免除規定を導入すること（ドイツ刑法 46 条 a 参照）の検討を行った。

これらの制度も、本報告の指針からすると、国家刑罰権に対して縮減的に作用するものであるので、社会的視座に照らして承認可能か（この制度の導入によって「規範確証の必要性」を失わせる、又は小さくするものか）という検証が必要である。③軽微な窃盗事犯を親告罪化することについては、万引きなどの軽微な被害額の窃盗で、特に被害回復がなされた場合については、規範の動揺も小さく、刑事訴追に関する判断を「親告罪」という形で被害者に分担させることは社会的視座に照らして承認可能であり、④「被害回復」がなされた場合の減軽・免除規定については、私人間で問題になっていて、被害者の判断で放棄が可能と考えられている法益に関連する犯罪に限って導入することは社会的視座に照らして承認可能であるという帰結を導いた。

最後に、⑤量刑についても若干の検討を行った。量刑は、「行為責任」の範囲で行うべきであり、行為後の事情（「被害回復」の有無）を重視して、「行為責任」を超える宣告刑又はそれを下回る宣告刑がなされることを許容することは、規範確証という観点からは疑問であるという理解を示した。また、本報告の指針からは、裁判官の裁量で量刑を判断する現在の運用は疑問であり、少なくとも量刑に関する準則は立法化すべきであるとの帰結を導いた。

文献

高橋則夫，1997，『刑法における損害回復の思想 成文堂
中村悠人，2021,「犯罪体系と刑罰論の関係から見た不法と責任」犯罪と刑罰 30 号，93-112
渕野貴生，2018，「ダイバージョンの刑事訴訟法の問題点」刑事立法研究会編『司法と福祉の連携の展開と課題』現代人文社，199-215
松宮孝明，2018，『刑法総論講義〔第 5 版補訂版〕』成文堂

３　犯罪被害者・証人の保護措置と刑事手続の関係――日本と英米法（イギリス法）との比較と通じて

吉村 真性（九州国際大学）

（１）はじめに

日本でも犯罪被害者等（以下、被害者）の権利運動の潮流を迎え、2000 年以降の証人保護措置等においても従来（刑事訴訟法 158 条等）とは異なり、被害者

保護が強く意識され法改正等が展開されてきた（吉村・2020 日本評論社 237 頁以下、257 頁以下）。直近でも 2021 年 10 月から継続中の法制審議会・刑事法（性犯罪関係）部会（以下、「法制審」）で「被害者等の聴取結果を記録した録音・録画記録媒体に係る証拠能力の特則」の新設に向けた議論も交わされている。

そこで、刑事手続上の被害者・証人保護措置の情勢や議論を取り上げ、話題提供と問題提起を行う。また比較検討のため「イギリス（英国）」（イングランド・ウェールズ）の特別措置も取り上げる。そもそも被害者と証人との関係は立場が重複する場合もあり、二次被害から保護の必要がある点で両者は共通する。他方、証人には証拠方法として意義があるが、被害者参加制度（刑訴 316 条の 33 以下）は参加自体に意義が見出される（吉村・2020 日本評論社 286 頁以下）。

（２）「証拠能力の特則」新設を巡る法制審の議論

前述の法制審の議論でも、被害児童の精神的負担軽減と、暗示・誘導を受けやすい特性を踏まえ、録音録画時においても、信用性の高い供述確保に向けて、英国で展開されてきた司法面接の手法に関心が寄せられている（法制審同部会第 5 回議事録 2 頁以下、第 7 回議事録 26 頁等）。この「司法面接」とは、法的な判断のために使用することができる精度の高い情報を被面接者の心理的負担に配慮しつつ得るための面接法とされる（仲・2016 有斐閣 2 頁以下参照）。近年、日本でも司法面接は児童相談所、警察・検察など、虐待ケースで被害児童の聴取に積極的に活用されてきているが、現行刑事手続上、相手の同意が得られない限り（刑訴 326 条）、証人尋問を実施せずに、司法面接で得られた「児童の供述が記憶された録音・録画の記録媒体を「実質証拠」として使用できる余地が少ないという課題があったことが、今回の新たな法整備の背景にある（大谷 2022・17 頁以下。法的問題の解説コラムとして、緑（仲編 2016）・316 頁以下）。

特筆すべきは、法制審第 5 回会議までを踏まえ、第 7 回会議で示された二つの試案の一つに、反対尋問を不要とする案も示された点である。また、他にも証拠能力の特則を設ける実態・理論的根拠、憲法 37 条 2 項の証人審問権等との関係、（伝聞例外）規定のあり方など幅広い論点が示された（法制審第 5 回議事録を踏まえた第 7 回会議での「配布資料 18」）。この反対尋問を不要とする案には、第 5 回議事録 11 頁等でも委員から深く懸念が示されている。この点で本質的には、反対尋問の機会を与えないことが憲法 37 条の証人審問権を侵害しないか否かであり、具体的な措置のあり方が問われる（大谷 2022・21 頁）。

（３）英国における「特別措置」規定と被害者・証人関連の規範間における有機的な相互関係

英国では 1999 年少年司法・刑事証拠法（Youth Justice and Criminal Evidence Act 1999: YJCEA）が「特別措置」の規定を置いている。同法は、「脆弱（vulnerable）」・「畏怖（intimidated）」証人等への保護として、これらの証人への特別措置の指示（direction）の規定を置く（YJCEA Part Ⅱ Chap.Ⅱ）。保護対象として、YJCEA 16 条は、「年齢又は無能力」を理由とし、前者は 18 歳未満の場合で、後者は「証拠の質が低下する可能性が高い」と判断された精神・知的障害の場合である。同 17 条は「証言することに関し恐怖又は苦痛を感じる」場合である。そして裁判所が、その証人の適格性を判断する（s.19(1)）。

具体的には、各措置として以下の規定がある。それは、措置①遮蔽設置措置（s.23）、②ライブリンク証人尋問（s.24）、③指定した者（被告人を除く）等の退廷（s.25）、④鬘・法服の不着用（s. 26）、⑤証人の面接をビデオ録画し主尋問の証拠とする措置（s.27）、⑥証人への反対尋問・再尋問をビデオ録画し証拠とする措置（s.28）、⑦仲介人を通す証人尋問（s.29）、意思疎通の補助として裁判所が適切と考えるデバイスの提供（s.30）がある。

とりわけ、上記の措置の⑤（s.27）及び⑥（s.28）については、日本における法制審で検討中の特則にも係るため、補足しておく。第一に、前記のように措置⑤（s.27）については、証人の面接をビデオ録画し主尋問の証拠として認めるものである。この措置では、反対尋問が保障されており、YJCEA27 条において、当該証人が通常又は特別措置のいずれかの反対尋問に応じられない場合には、裁判所が当該措置を認めない指示を行うことも可能である（s.27(4)(i)）。さらに、裁判所は事件の状況に照らし「司法の利益（the interests of justice）」から、当該措置を認めないこともできる（s.27 (2)）。第二に、前記のように措置⑥（s.28）については、前記の措置⑤による主尋問としての措置後に、証人への反対尋問・再尋問をビデオ録画する措置であり、検察庁と国家警察長官評議会との間のプロトコルに従って行うとされている（CPS & NPCC）。

この 28 条措置の全国実施が遅れているが（ABE, 2022 p.127, Box4.5）、司法省が公開している研究として、事前録音・録画された反対尋問試験運用の調査研究（Baverstock, 2016）があるため、次に触れる。確かに司法省を代表する見解ではないが（*Id.* Para.1.1-3.2 ）、当事者間の意識を窺い知る上で有益である。これは 2013 年 12 月 30 日～2014 年 10 月末に３ヶ所の刑事法院に送られた事件を対象に（*Id*, Para.1, 1-2 p-3.1）、同 28 条措置を試行する形で、聞取り調査も行われた（対象事件の大半が性犯罪。実務家 N=40、証人側 N=16。*Id*, Para.1.1-1.2）。実務家ら（裁判官、ＣＰＳ関係者、警察、弁護人、裁判所職員、仲介人等）への聞

取りでは（方法論の詳細は、*See*, *Id.* Para3.1 -3.2)、尋問の接し方にもよるが当該措置が反対尋問に伴うトラウマの軽減、証人の記憶が鮮明な初期段階で反対尋問が行え、証人の想起が容易になり証拠の質が向上するとの回答等が見られた（*Id.* Para.4)。一方、証人への聞取り(重大犯罪の被害者、若者・児童等に実施。方法論の詳細は *See*, *Id.* Para3.1 -3.2)では、時間短縮による負担軽減など、実務家らと共通の回答も見られた。また、27 条の場合よりも、反対尋問の内容が吟味されていたとして、好意的に受け止められたと分析されている（*Id.* Para. 5)。このように、実務家と証人とで異なる点もあるが､当該措置により、反対尋問保障、証人の負担軽減、想起・証拠の質の改善という諸テーマが関連的に意識されている。

また、司法面接に関して、優れた実践例として司法省が推奨する ABE ガイドライン（Achieving Best Evidence,2022 para.1.1-1.4）の存在も大きい。当該 ABE では、次の被害者実務規範と証人憲章に従い、脆弱・畏怖証人へのインフォームドコンセントの不可欠性が強調されている（*Id.*Para.2.193)。

この点、英国では被害者へのサービス基準を刑事司法機関等に示した被害者実務規範（The Code of Practice of Victims of Crime.以下、Victims’Code）がある（吉村 2021・456 頁以下)。また、証人に対しては、2013 年に改訂された証人憲章（The Witness Charter: standards of care for witnesses in the Criminal Justice System.以下、Witness Charter）があり､「証人」への配慮の基準が刑事司法機関等に示されている。これらは法的拘束力がないとされるが、刑事司法機関等に向けた明示と動機付けの意義はある。また、両規範は相互に触れた規定を設け、かつ上記の YJCEA 下での「特別措置」についても規定している（例えば、Victims’Code, para.4.11,Witness Charter, Standerd3,8,&16)。その点で、両規範間の連携に加え、特別措置との連携の意図も垣間見れる。

（4）まとめ

以上のように日英両国の法令・研究を概観しながら比較すると、日英での保護措置が「被害者・証人保護」､「手続の迅速化」に加え､「被告人の権利」保障から成る三つ巴の諸目的を有機的に調和させようとする法的現象･様相を呈した中で構築されている。今後もその調和が重要な課題になってくるように思われる。そのため、被害者・証人との関係では、ABE ガイダンスにあるインフォームドコンセントを前提とする一方で、無罪推定を原則とする刑事手続が被告人の証人審問・反対尋問等の権利を確保する必要がある。前述の英国の特別措置規定では反対尋問が要件に含まれていた。また、前述の YJCEA 28 条の試行では、被告人の反対尋問を確保する中で、いかに迅速性と証人保護を図れるのかに意識が向いていた。

この点、英国の特別措置の反対尋問の規定は、反対尋問の機会の保障が重視されていることを示すと指摘（成冨 2020・123 頁）もある。ただ、英国では欧州人権条約 6 条の視点から、防御側反対尋問の行い方によって、不利益証人審問権や公正な裁判を受ける権利との問題も生じるとの指摘もある（大谷・2022 有斐閣 376～379 頁)。他方で日本では司法面接を過大評価し、証人審問権の保障を蔑ろにすることへの危機感から、慎重な見方も示されている（豊崎 2021・25 頁以下、31 頁)。いずれにせよ被告人の権利面が、今後の法整備や運用の成否にとり実質的な鍵となる。

［文献]:文中で全名称を表示した法令･資料を除く。
・大谷祐毅『公判外供述の証拠使用と証人審問権の役割』（有斐閣、2022)「刑事法から見た児童虐待」法律時報 94 巻 11 号（2022、10 月号）17 頁以下、同「司法面接的手法による聴取結果の証拠法上の取扱いの在り方」刑事法ジャーナル 69 巻（2021）147 頁以下。
・仲真紀子編『子どもへの司法面接：考え方・進め方とトレーニング』(有斐閣、2016)。また、同書の中で法的問題の解説コラムとして、緑大輔（執筆箇所)「司法面接を証拠として用いる方法」316～318 頁も参照。
・成冨守登「イギリス刑事手続における脆弱ないし畏怖証人への対応」同志社法学 72 巻 1 号(2020)69 頁。
・豊崎七絵「伝聞法則と心理学--司法面接をめぐって」法と心理 21 巻 1 号（2021）25 頁以下。
・吉村真性『刑事手続における被害者参加論』(日本評論社、2020)。同「イギリス刑事司法手続における犯罪被害者等の権利を巡る情勢と被害者コミッショナー」『寺崎嘉博先生古稀祝賀論文集（上巻)』(成文堂、2021）456 頁。
・ John Baverstock, “Process evaluation of pre-recorded cross-examination pilot (Section 28)”(2016, Ministry of Justice Analytical Series).
・”Achieving Best Evidence in Criminal Proceedings: Guidance on Interviewing Victims and Witnesses, and Guidance on Using Special Measures”, (2022).
・CPS & NPCC,” A National Protocol between the Police and Crown Prosecution Service in the Investigation and Prosecution of Offences in Relation to which the Cross-examination of a Witness will be Pre-Recorded”(2019).

4　ドイツ刑事手続法における被害者・証人の保護をめぐる諸規定の展開――その背景の犯罪社会学的分析

黒澤 睦（明治大学）

（1）はじめに

本報告では、ドイツ刑事手続法における犯罪被害者・証人の保護をめぐる諸規定とその展開を概観し

つつ、その背景を主に犯罪社会学ないし犯罪被害者社会学の観点から分析する。具体的には、1986 年被害者保護法、2004 年以降の数次にわたる被害者権利改革法のほか、特定の罪種や適用場面に特化した立法例を取り上げる。その際、特に、性犯罪被害者への対応や子どもなどの供述弱者への対応に注目する。また、刑事手続と財産的損害回復との関係にも必要な範囲で言及する。

(2) 被害者・証人の保護をめぐる諸規定の法体系的概観

「被害者」のと「証人」の概念は、重なり合う部分と重なり合わない部分がある。特に「被害者」の概念は、2021 年改正によりドイツ刑事手続法に初めて明記された点に留意すべきである（後述）。

刑事手続内における被害者の保護・支援は、被害者が刑事手続に何らかの形で関与することが前提になっている。ドイツにおける刑事手続への被害者の関与には、取調べや証人尋問、告訴等と不起訴通知、起訴強制手続、私人訴追、訴訟参加、付帯私訴等があるが、それらとの関係で保護・支援が問題となる。そして、この保護・支援は、当初は二次被害防止に力点が置かれていたが、次第に積極的支援へと力点が移っていった。また、情報提供・入手も、被害者の保護・支援の重要な一形態である。

主に刑事手続外の被害者保護・支援として、ドイツでは、検察庁・裁判所による被害者・行為者和解（TOA）の促進（刑訴法 155a 条）、暴力犯罪被害者補償法、公的機関以外の各種支援等とその情報提供・入手がある。

(3) 被害者・証人の保護をめぐる諸規定の法制史的概観

犯罪社会学の観点からは、関連する諸規定の法制史的分析が重要になる。個々の法律や規定は、その時代の社会的背景の中から生まれてくるからである。ここでは、刑事手続における被害者・証人の保護をめぐる立法等の代表例を取り上げる。

被害者保護全般に関する立法として、1986 年の被害者保護法、2004 年の被害者権利改革法、2006 年の第二次被害者権利改革法、2015 年の第三次被害者権利改革法がある。

特定の罪種や特定の適用場面に限定される立法等の代表例として、1976 年の暴力犯罪被害者補償法、白い環（Weisser Ring）の活動開始、1994 年の刑法一部改正（量刑法における TOA の整備）、1998 年の証人保護法、1999 年の TOA 刑事手続定着化法（手続打切りの賦課事項、検察・裁判官の TOA 促進努力義務等）、2002 年の DV 被害者保護法、2013 年の性的虐待被害者権利強化法、2015 年の刑事手続心理社会学的訴訟付添い法、2017 年のストーカー行為対策保護改善法（私人訴追からの除外）、刑法財産収奪改革法（犯罪利益を収奪して被害者に譲渡）、2019 年の刑事手続現代化法、2021 年の児童性暴力対抗法（手続迅速化、勾留容易化）、刑事手続法発展・諸規定改正法等がある。

(4) 個別の立法の背景とその犯罪社会学的分析

前述の個々の立法等のうち主要なものについて、その主な内容を確認するとともに、その立法の背景を立法理由書を踏まえて簡単に紹介しつつ、犯罪社会学的分析を加える。

① 1986 年　被害者保護法

主な内容として、手続関与の拡充（訴訟参加の拡充、情報入手権、弁護士などの援助・立会を求める権利、記録閲覧権等）、証人・被害者の保護（証人尋問の内容の制約、16 歳未満の証人尋問時の被告人退廷命令等）、損害賠償請求権の強化（区裁判所での付帯私訴における請求金額の制限撤廃等）がある。

立法の背景として、学術的には、1981 年の第 18 回ドイツ語圏刑法学者会議と 1984 年の第 55 回ドイツ法曹大会刑事法部会で、「刑事手続における被害者の地位」が取り上げられた。立法理由書では、刑事手続における被害者の地位の規定が不十分であること、特に重大犯罪の被害者は安全な手続関与や手続自体による被害の保護が必要であること、被害者が財産的損害の賠償を得られるよう改善されなければならないこと等が指摘された。

② 1988 年　証人保護法

主な内容として、ビデオリンクによる証人尋問、裁判官の面前で事前録音・録画されたビデオの再生による証拠化(性犯罪事件等で 16 歳未満の証人の尋問で一定条件を満たすもの)、被害者・証人のための弁護士補佐人（性犯罪事件等の訴訟参加で国費の弁護士補佐人、証人尋問時の弁護士補佐人の付添い）等がある。

立法の背景は、立法理由書では、実務において、特に子どもの被害者証人の場合に、何度も尋問を受ける負担を減らすために、録音録画媒体を使用する要望があること等が指摘された。

③ 2004 年　被害者権利改革法

主な内容として、証人保護（ビデオリンク証人尋問の要件緩和等）、情報入手（被害者への通知・教示内容の拡充等）、損害回復（和解合意の調書記載による仮執行力の付与等）、訴訟参加の拡充等がある。

立法の背景は、立法理由書では、被害者は刑事手続の遂行により大きな負担を負いうること、1986 年被害者保護法をさらに進めるべきこと、2001 年 EU 被害者地位枠組決定を反映させるべきこと等が指摘された。改善保安処分への訴訟参加等については、連邦通常裁判所の判例の影響がある。

④ 2009 年　第二次被害者権利改革法

主な内容として、訴訟参加の拡充（対象犯罪の限

定撤廃、国費による弁護士補佐人を重傷害・ストーキング等に拡大)、情報提供義務の拡充(被害者補償法の請求権の告知等)、証人保護の拡充(住所等秘匿の適用範囲の拡大、弁護士補佐人依頼権等)、被害者・証人の保護対象年齢の 16 歳から 18 歳への引上げ等がある。

立法の背景は、立法理由書では、基本法は犯罪被害者の保護と利益配慮を義務付けていること、これは子どもと青少年が犯罪被害者の場合に特に当てはまること、これらの者は社会の最も脆弱な構成員として特別な保護を必要としていること、性犯罪や重大暴力犯罪における被害者のような成人の犯罪被害者も同様であること等が指摘された。

⑤　2013 年　性的虐待被害者権利強化法

主な内容として、18 歳以前に性的虐待等を受けた成人への保護規定の拡張(録音・録画による証言)、審理の非公開、訴訟参加の際の被害者国選弁護制度、被害者影響陳述の機会、受刑者の外出時等の通知の拡大、証人尋問される 18 歳未満の被害者の保護のための少年裁判所への公訴提起義務等がある。

立法の背景として、立法理由書では、犯罪被害者は国家による保護と支援を請求できること、これは性的虐待を受けた子どもと青少年に特に当てはまること、児童の性的虐待に関する政府会議が刑事手続には多くの被害者保護が設けられてきたが未成年の性的虐待被害者のためのさらなる立法改善が必要であるとしたこと等が指摘された。

⑥　2015 年　第三次被害者権利改革法等

主な内容として、被害者証人・参考人への特別な要保護性への配慮義務、被害者通報の受領証明書の原則発行義務、ドイツ語を理解できない通報人・告訴人・参考人・訴訟参加人等への通訳・翻訳の保障、被害者・親族・遺族への教示の拡充、心理社会学的訴訟付添制度の導入等がある。

立法の背景として、立法理由書では、2012 年 EU 被害者保護指令の国内法化やそれに沿うものが大部分であるが、ドイツ独自のものとして最後のものが挙げられることが指摘された。

⑦　2019 年　刑事手続現代化法

主な内容として、成人を含む性犯罪被害者の尋問ビデオの公判使用、訴訟参加人が多数の場合の手続の合理化、訴訟参加の対象犯罪の修正・拡大がある。

立法の背景として、立法理由書では、性犯罪被害者の負担を軽減するために尋問回数を減らすべきこと、訴訟参加において代表者を決めて訴訟への参加者の数を減らすべきこと、刑法における性犯罪の改正にあわせて訴訟参加の対象範囲を修正・拡大すべきこと等が指摘された。多数の訴訟参加人の問題は、大規模テロ事件(NSU 事件)での手続の支障が犯罪社会学的には重要な意味をもち、わが国のオウム真理教裁判での訴因や証拠の絞り込みに類似する。

⑧　2021 年　刑事手続法発展・諸規定改正法

主な内容として、被害者の定義の明文化(被害者は直接の被害を受けた者、それ以外の一定範囲の遺族等を被害者と同等と取り扱う旨)のほか、証人の住所・居所の秘匿強化がある。

立法の背景として、立法理由書では、被害者の定義は 2012 年 EU 被害者保護指令が求めていたこと、暴力保護法による性的自己決定に関する被害者保護を拡大すること等が指摘された。

(5) むすびにかえて

被害者・証人の保護をめぐる諸規定の展開への影響には、2 種類ある。一つは内在的なもので、刑事手続の実務上の要請であり、具体的な事件における犯罪と被害が発生した際に手続上の不具合や課題が判明することで新たな諸規定が生み出される。もう一つは外在的なもので、ドイツ語圏 3 ヶ国、EU・欧州評議会、世界的な実務・学術の動向の影響であり、近年では EU・欧州評議会、その中でも特に EU 指令の国内法化が極めて強い影響を与えている。

ドイツの各立法を犯罪社会学的に分析するにあたっての日本法の場合との違いとして、立法過程における立法理由書の存在がある。わが国では法制審議会での議論は詳細であるが、国会に提出される立法理由は極めて簡潔である。他方で、ドイツは連邦政府提出法案だけでなく、下院議員提出、上院提出のものにも非常に詳細な立法理由書が付されている。立法の社会的背景を知るにあたって、公式の立法理由書は大きな役割を果たしうる存在である。

文献

黒澤睦, 2018,「ドイツの被害者支援の現在――2015 年第三次被害者権利改革法を中心として」『被害者学研究』28: 92-109.

黒澤睦, 2016, 「ドイツの刑事立法政策の一動向」『罪と罰』53(4): 45-50.

そのほか、当日配布レジュメに明記したもの

謝辞

本報告は、一般財団法人司法協会・研究助成による研究(研究課題 「刑事司法をめぐる立法過程に関するドイツ語圏諸国との比較法的研究」)の成果の一部である。

5　被害者保護規定にみる刑事法学と犯罪社会学の発展――国際刑事裁判所規程を介して

安藤 泰子(青山学院大学)

(1)　我が国

我が国では、刑事手続における参加という観点から、被害者は長らく「忘れられた人」であったと指

摘されてきた。そのような問題を克服すべく、近時我が国では2007年に損害賠償命令制度が整備され、従前の、いわゆる犯罪被害者保護法の名称を改めるとともに、「犯罪被害者等の損害賠償請求にかかる裁判手続の特例」を設けるに至っている。

(2) 被害者（側）救済の起源

そもそも、不法（や犯罪）が行われた場合の、被害者（側）の救済という観点から、「人類の、刑事法学ないし被害者学に関する発展」を鳥瞰し、史的変遷を跡づけていけば、「その起源は何に求められたのか」という問題が浮上してくる。そこで、こうした問題意識を有しつつ、本報告では古代法に遡って、「犯罪被害者（側）救済の起源」について検討することとする。被害者救済に関する古代法の起源の探究にあたり、古代法の具体的規定を仔細に検討していくと、次のような諸規定にこれが認められる。はじめに、ハムラビ法典を確認する。

① 同法典23条及び24条は、以下のような規定をもって被殺害者の遺族に対し、市及び市長は賠償責任を負うと定めていた。すなわち、

23: If the robber has not been caught, the robbed seignior shall set forth the particulars regarding his lost property in the presence of god, and ***the city and governor***, in whose territory and district the robbery was committed, shall make good to him his lost property.

24: If it was a life (that was lost), ***the city and governor*** shall pay one mina of silver to his people.

こうした被害者遺族に対する賠償は、ハムラビ法典の他にも、ヒッタイト法書他における幾つかの条文にも認められる。そこで、同法書における具体的な条文を挙げていくと、以下のような条文にそれが確認される。すなわち、

② ヒッタイト法書1条及び2条、6条

§1 If anyone slays a man or a woman in anger, he shall [bury him] and shall surrender four persons, either man or woman, and his estate shall be liable.

同条は、男または女4名の人を供し、'his estate shall be liable'「彼の家をも責任者とする（原田慶吉、訳)」 という規定である。続く次条は、以下のように規定する。すなわち、

§2 If anyone slays a male-slave or a female-slave in anger, he shall bury him and shall surrender two persons, either man or woman, and his estate shall be liable.

同条は、奴隷の殺害に関し、男または女2名の「人の提供」をもって、自ら行った不法につき被害者の「家をも責任者とする：原田訳」と定めるものである。上に確認した 'his estate shall be liable' という文言は、同法書の冒頭以降、多数認められる。これは、加害者自ら行った不法ゆえ、被害者の「家に対し責任を負わなければならない」との意であると考えられる。生じた損害につき被告の財産から被害者の遺族に対し賠償させる権利が事実上認められたものと解し得る。次に、第6条を確認すると、以下のような規定である。すなわち、

§6 If a person, man or woman, dies in another town, he in whose field he dies shall set aside one hundred of (his) field and he (the deceased) gets it (for his burial).

同条に記された 'dies' 死亡するとは、「殺害される」との意であるところ、同条は被殺害者の遺体が置かれた土地の所有者が、当該土地にかかる一画の提供をもって被害者の遺族に賠償するという規定である。これは法制史学的観点から、殺害地の所有者責任、すなわち犯罪実行地の所有者の「悪意の推定」から導かれるものであると説明されている。当時の村落共同社会では、警察組織も十分確立したものではなかったため、例えばドイツのギルド、ロシアのミルやヴェルヴィなど、村共同体が殺人事件の犯人を捜索する役割を負っており、結果として被殺害者の遺族に対し救済を図った規定であると考えられる。

中世時代のドイツ・ゲルマンにおいて加害者(側)から被害者(側)へと支払われていた賠償金'Busse'、とりわけ殺人賠償金 'Wergeld' にも被害者に対する救済観念が認められる。上の賠償金は、12-13 世紀には公的罰金としての性格を濃厚に伴った平和金として次第に罰金に分化することになる。同様の現象は、ロシア最古の法典といわれるルースカヤ・プラウダにも認められ、ヤロスラフ・プラウダに記されていた賠償金 'wergeld' 概念に変化がみられ、改訂ヤロスラフ・プラウダの罰金へと次第に分化していく。こうして、古代国家社会では、村共同体を含む行政地区あるいは遺体が発見された土地の所有者が負う、遺族に対する賠償責任が認められた。これが、権力の集約化とともに次第に民事法と刑事法が峻別され、賠償と刑罰とが分化することになるのである。

一般に犯罪被害者は民事法上の権利の主体と位置づけられてきたが、近時、刑事法学上、犯罪被害者の権利や保護について注目され、被害回復の実効性や刑事手続への参加について活発に議論が行われるようになってきた。こうした潮流は、独り刑事法の発展のみならず、犯罪社会学、被害者学の発展を背景としたものであると考えられる。上の傾向は、国内法のみならず国際刑法（以下、「同法」と略称）にも確認される。そこで、次に同法における被害者保

護規定を確認する。

(3)　国際刑法における被害者救済規定

同法は、1998 年に創設され、ジェノサイド、人道に対する犯罪、戦争犯罪、侵略犯罪という、いわゆるコア・クライムを首謀した個人に対し、その刑事責任を追及するものである。同法のもとでは、犯罪の被害者救済につき、具体的な規定が置かれている。そこで、同法における主だった関係条文を確認する。

同法における被害者救済の主要な規定としては、第 75 条が挙げられる。同条は、被害者保護に関し、「裁判所は、賠償に関する原則を確立する」と定める。この原則に基づき、判決において、請求により、又は例外的な状況においては職権により、被害者に対する又は被害者にかかる損害、損失及び傷害の範囲及び程度を決定することができる。続く同条 2 項は、「適当な場合には、裁判所は被害者信託基金を通じて賠償の支払いが行われることを命令する」と定める。同条に基づき裁判所は有罪判決を受けた被告人に対し、原状回復や賠償措置を命じることができる。第 75 条は、加害者からの弁済を前提に、事実上弁済不能の場合の救済を図るものであり、実質的に国際刑事裁判所が刑事裁判と民事裁判の役割を担うものと考えることができる。同法は補完性原則を採っており、国内での刑事裁判の開廷が困難な場合、関係国家での被害者に対する民事救済の実効性については困難を伴うため、民事救済制度としては効果的であるといわれ、国内での訴訟提起の負担を軽減させることに繋がるものとして評価されている。

こうした制度は被害者救済の実現性という観点から注目されているが、とりわけ近時における被害者学の発展や修復的司法に関する研究の進展によるものと考えられる。

民事と刑事を峻別することは、法の発展という観点からは一定の進展とみられる。他方で、こうした区別は現象として生じるものであるが、被害者保護や被害の損害回復にとって障害となる場合もある。その意味から、国際刑法が被害者に対する直接的な賠償規定を設けたことは、特に大陸法の影響とも考えられ、評価されると考える。

(4)　総括

上に検討してきた通り、国際刑法は処罰観 punitive Justice の展開のみならず、修復（回復）的司法 restorative justice という観点からも発展を遂げてきたといえる。本報告を介し帰結され得ることは、以下の仮説である。すなわち、古代国家社会より認められた被害者(側、集団責任)に対する賠償ないし救済という「観念」は、――幾つかの国家社会における被害者救済制度ないし賠償制度の起源を探究していけば、「ときに潜在したままの、またときに顕在化しながら――刑事人類学、また広義の犯罪社会学的観点からは、いわゆる法の進化のなかで、今世紀の国際刑法まで継がれてきたのではないか」という仮説が設定される。

英米法と大陸法との融合として形成された国際刑法において、いかに犯罪被害者の保護を図るべきか。この問題は、独り刑事法学の発展や、重大犯罪に対する処罰観の生成と発展のみによるものではなく、被害者学や（広義の）犯罪社会学の展開のなかで検討されるべき課題であると考えられる。とりわけ、国家刑罰権という説明では解決されない―国際刑法学上その理論的解明が求められる―いわば国際刑罰権の基礎づけへの探究にあたっては、さらに法制史学、法人類学的な観点からの考察を含む、広域に亘る複眼的観点からの研究が求められると考える。こうした多岐に亘る研究視点をもって、はじめて解決されるべき課題への示唆が得られ、そのことによってさらに研究が深化していくものと考えられる。

以上、本報告は被害者（側、遺族の）救済や保護という観点から、「古代国家社会で定められていた具体的な諸規定を確認し、これが 21 世紀の国際刑法まで一線上の系譜として捉え得るものなのか、否か」、上の仮説を設定したものである。

文献

安藤泰子,2022.3,「不法行為法の起源とその発展」青山法学論集 63(4),同,2022.6,「刑法の起源とその発展（一）同 64(1)，同,2022.9,「古代イスラエルにおけるモーセ法」同 64(2)，同,投稿済 2022.12 末公刊予定,「ヒッタイト法書」同 64(3),同,投稿済 2022.12 末公刊予定「ロシア最古の法典：ルースカヤ・プラウダ」同 64(3)，原田慶吉,1949,『楔形文字法の研究』弘文社,263,平野龍一,2004,『刑法の機能的考察』有斐閣,214，B・J・コリンズ[著]山本孟[訳],2021,『ヒッタイトの歴史と文化――紀元前 2 千年紀から紀元前 1 千年紀にかけて』リトン 131 他。
Theophile J. Meek,2011,The Code of Hammurabi, James B. Pritchard, ed., The Ancient Near East：an anthology of texts and pictures, Princeton University Press,., pp.155-179, especially p.158, Theophile J. Meek, 1969, The Code of Hammurabi, James B. Pritchard ed., Ancient Near Eastern Texts Relating to the Old Testament, Princeton University Press, especially pp.163-180, E. Neufeld, 1951, The Hittite Laws, Luzac, especially pp.1-3, G.Vernadsky, 1969, Medieval Russian Laws, especially pp.26,35.etc.

６　議論

各報告に対するフロアからの質疑及び意見交換の内容については、以下の通りである。

［第 1 報告］

第一報告に対しては、①渡邊一弘会員から、「入口

支援」の拡充との関係で、万引きなどの軽微な財産犯が刑事手続から外されてきたことについて、「規範確証型応報刑論」からどのように解されるかなどの質問があった。これに対して、報告では立法論としては軽微な窃盗で被害回復がなされた場合に親告罪化することを提案したが、それ以外の類型（高齢者等が行った軽微な窃盗など）にも「規範確証の必要性」という観点から親告罪や減軽・免除規定を導入することは考えられる（ただし、結論については留保）と回答した。②城下裕二会員から、立法論として「被害回復」の減軽・免除規定などを導入する際には「積極的根拠」が必要であり、現在の実務においてそのような立法事実は存在するのか等の質問があった。これに対して、立法事実として政策的根拠が必要であるということは同意見であるが、それに加えて「応報」(「規範確証の必要性」) という観点からも検証が必要であるという趣旨で報告を行ったと回答した。さらに私見のように起訴猶予や微罪処分を限定的に捉えず、被害回復の手段として広く利用することを許容するのであれば、そのような立法事実はないと考えられると回答した。③黒澤睦会員(司会）から、ドイツ刑法 248 条 a では「特別な公益の必要性があるために職権による介入が必要と考えるときを除く」などの限定が加えられているが、報告者が重視している「規範確証の必要性」とはどのような関係にあるのかとの質問がされた。これに対して、ドイツ刑法 248 条 a のように被害回復がなされた場合に限定しない形で親告罪化するのであれば、「規範確証の必要性」という観点から、ドイツ刑法 248 条 a のような条件付き親告罪にすることが望ましいと回答した。④岡田卓司会員から、民刑の分離を前提にすると、「行為責任」との関係で財産犯の刑罰は重過ぎる場面が存在しないかなどの質問があった。これに対して、「行為責任」の意義を明らかにしていく必要があり、それが財産犯の法定刑に照らして相応なものであるのかの検証が必要であると回答した。

［第２報告］

飯野海彦（北海学園大学）会員から、冒頭で触れた被害者参加制度に関して、英国が日本と大きく異なる点はどの点かという質問を受けた。→回答：英国では VPS（Victim Personal Statement）と称される被害内容を陳述する制度により被害者は参加する。日本とは異なり、英国では有罪が決まった公判後に、量刑審問（sentencing hearing ）という別の手続が開かれ、そこで VPS の内容が考慮されることとなる。小長井賀與（長野大学）会員から、英国の遮蔽措置に関して、以前に英国の裁判を傍聴した際、遮蔽措置を見たが、傍聴席からは証人が目視できた。これは国民性など意識の違いが背景にあるのかとの質問を受けた。→回答：国民性の違いも背景にあるかもしれないが、あくまで遮蔽は被告人の視線からの保護が目的であり、YJCEA の 23 条は被告人との間の遮蔽を規定する一方で、傍聴人に関して規定しておらず、証人は裁判官・陪審員、検察官、弁護人、(裁判所によっては）傍聴席から目視可能である（CPS,https://www.cps.gov.uk/legal-guidance/special-measures, Last accessed 10 Oct.2022.他に前掲・ABE,p.127)。

黒澤睦（明治大学）会員から、(三つ巴の）諸目的にある「手続の迅速化」について、これは「合理化」とは異なるのかという質問があった。→回答：迅速化という用語を用いた趣旨について、例えば前述した英国の聞取り調査でも「記憶が鮮明な初期段階で反対尋問」が「証人の想起」を容易にし「証拠の質が向上」するとの回答も見られ、迅速であることは、結果的には、それ以外の諸目的にもつながる面がある。その点で、合理化にもつながる性質を有している。また他にも、「迅速」であることは、被告人の迅速な公開裁判を受ける権利にも繋がる。ただ、三つ巴の目的に「合理化」という用語を入れると、最初から他の目的との各区別化を表現できないため、まずは純粋概念として「迅速化」を挙げた。諸目的を調和できれば総合的な意味での「合理化」にはなる。

［第３報告］

第三報告に対しては、①公式の立法理由が詳しく公表されることの犯罪社会学的意義、②ドイツのような連邦制国家において州の財政状況が被害者・証人の保護・支援に与える影響、③心理社会学的訴訟付添人の具体的役割について、質問・意見等が寄せられた。①について、日本では文化的な背景として国会提出法案に対して可能な限り議論を招かないようにするという背景があるように思われるが、犯罪社会学的観点からは、公式の立法理由・立法目的を明らかにし、事前にその正当性・合理性を検討できるようにするほか、事後の効果測定も可能にするため、公式の立法理由は詳細なものに変えられるべきである。②について、正確な分析はできていないが、被害者・証人の保護・支援に関する法制度が連邦のものであっても、TOA の実施主体は民間のものが多く、また、具体的な支援等は行政部門によって実施されるため、州による差異は想像される。③について、実務の追跡調査ができていないため調査のうえ回答したい〔後日補足：制度上は、情報の仲介、被害者の個人的な負担の軽減、二次被害を防ぐための刑事手続全過程における特別な対応・援助が、付添人の役割とされる。また、付添人は、手続的中立性、相談と付添いの分離が求められ、証人への影響や供

述妨害は禁止されるほか、付添人には証言拒絶権がない。〕。

［第４報告］

第四報告のなかでは、国家間で行われた戦争犯罪などを挙げ説明していたが、例えばこれが国家ではなく、一国内の特定地域で行われたヘイトなどに対しては、どのような措置がとられるのかという質問が向けられた。

上の問いに対しては、国際刑法は国家間で行われた戦争自体の問責や事後処理ということではなく、戦争犯罪やジェノサイドといった、いわゆるコア・クライムを首謀した個人に対し刑事責任を追及するもので、その意味から、国際「刑法」を本報告の対象とした。したがって、その対象犯罪はコア・クライムに限定され、主だって犯罪の指導者や首謀者をその責任追及の客体とするという説明が行われた。

７　総括

本セッションは、犯罪と被害者保護というテーマに沿って、各報告者の研究分野から具体的な条文を介し、いかに被害者の保護が図られ、それが刑事法学のみならず犯罪社会学の発展のなかで確認されるのか、という問題意識を有しつつ検討を行ってきたものである。

こうした観点から、第１報告では刑罰と損害賠償の目的や射程の異同を明らかにした上で、財産犯における被害回復についての検討が行われた。修復的司法が被害者保護を中心として行われることに対し、その重要性を認めつつ、他方で再構築の折は必ずしもメリットのみが確認されるわけではなく、「ひずみ」が生じる恐れから、慎重さが求められるとの警鐘を鳴らし、刑罰及び損害賠償の意義についての報告者の見解を明らかにするとともに、ドイツ刑法248 条 a や同 46 条 a の検討を介し、報告を指針とした立法論が展開された。

続く第２報告では、刑事手続における犯罪被害者及び承認の保護措置について、日英の比較考察が行われた。本報告は、2021 年 10 月から継続中の法制審議会・刑事法（性犯罪関係）部会にかかる「被害者等の聴取結果を記録した録音・録画記録媒体に係る証拠能力の特則」の新設にも注意を払いながら、刑事手続上の被害者・証人保護措置の情勢や議論を取り上げ、具体的な問題提起を行うとともに、比較検討の対象を「イギリス（英国）」（イングランド・ウェールズ）の特別措置に措定し、詳細な検討が行われた。今後の法整備や運用に関し、「被告人の権利」に着目することが重視されるべきである旨の報告が得られた。

さらに、第３報告では、ドイツ刑事手続法における犯罪被害者・証人の保護に関する諸規定とその展開を概観し、主に犯罪社会学ないし犯罪被害者社会学の観点からその背景となった社会的要因ほかの分析が行われた。本報告では被害者・証人保護に関する法体系のみならず法制史的な観点から各別の整理が行われ、これを前提に、1986 年被害者保護法、2004 年以降の被害者権利改革法ほか、2021 年の刑事手続法発展・諸規定改正法までの―特定の罪種や適用場面に特化した―主だった立法例が詳解された。本報告は我が国とドイツの各立法を犯罪社会学的視点から比較的に行ったものであったが、最後に立法過程を重視するドイツ型の立法理由書の存在にも注視されるべき旨が付言された。

最後の第４報告では、古代国家社会において適用されていた幾つかの具体的条文が挙げられ、史実として被害者（側）遺族に対する救済規定が設けられていたことが検証された。この検証を踏まえ、刑事人類学あるいは広義の犯罪社会学的観点からの考察を介せば、犯罪被害者（側）に対する保護や救済観念が、潜在と顕在を繰り返しながら今世紀の国際刑法へと継がれ、そこに一定の連続性と同質性が認められるのではなかろうか、という仮説の設定に至るまでの論理的展開が明らかにされた。

４本の報告は、各論的な研究であったが、「犯罪と被害者保護」という共通した検討課題のもとに、刑事法学とともに犯罪社会学からの観点からその展開を鳥瞰してきた、または犯罪社会学的観点からの考察の必要性を主張したものであった。各報告に対しては、フロアから積極的に質疑が向けられ、応答が行われた。今次のテーマセッションを通じて得られた―異なる視点からの、または研究をさらに深化させる―見解やアドバイスなど、フロアから受けた貴重な卓見を今後の研究へと活かしていきたい。

［文責］

１本テーマセッション企画趣旨（3）「第１報告」報告概要及び「２」：佐竹宏章、１同企画趣旨（3）「第２報告」報告概要及び「３」：吉村真性、１同企画趣旨（3）「第３報告」報告概要及び「４」：黒澤睦、上記以外のすべてについては、安藤泰子。

テーマセッションＢ

批判的犯罪学の視角
犯罪社会学と刑事司法制度のあり方を問う

コーディネーター・司会：山口　毅（帝京大学）
司会：岡村　逸郎（東京家政学院大学）
報告者：山口　毅（帝京大学）
盛田　賢介（群馬工業高等専門学校）
伊藤　書佳（「不登校・ひきこもりについて当事者と語りあう いけふくろうの会」世話人）
岡村　逸郎（東京家政学院大学）
松原　英世（甲南大学）
谷家　優子（兵庫教育大学、京都文教大学、龍谷大学犯罪学研究センター嘱託研究員）

１　企画趣旨

国際的には戦争犯罪や権力者による民主主義の破壊、日本国内では政治家や彼らと癒着した団体・個人の逸脱行動が話題を集めている。刑事司法制度はこれらに十分に対処できないばかりか、逸脱の隠蔽に加担することもある。今日の社会的な注目や公憤も、権力による隠蔽や制裁回避に向けられている。このような状況は、学問的にはどう捉えられるだろうか。

刑事司法による犯罪化は、強者の有害な行動を野放しにして、弱者を主要なターゲットにする傾向がある。それは弱者いじめであり、社会正義に違背する。このような関心に立脚する研究領域が、批判的犯罪学（critical criminology）である。欧米の批判的犯罪学は、主流派犯罪学と対立してきた。この対立関係が犯罪研究に対して理論的にどのような問い直しを迫っているかは、日本の犯罪社会学ではほとんど問われていないのではないだろうか。

以上のような問題意識を踏まえ、本テーマセッションは、批判的犯罪学を学派として打ち出すことを目的として開催した。批判的犯罪学は、主流派犯罪学や刑事司法制度に対してラディカルな問題提起を行っており、英語圏では確立された地位がある。その問題提起がほとんど顧みられない日本の犯罪研究の現状は、問題なしと言い切れるだろうか。本テーマセッションでは、批判的犯罪学の視角を独自に定式化し、多様なアプローチによる研究報告を展開した。

２　批判的犯罪学とは何か――綱領作成の試み

山口　毅（帝京大学）

最初に、私たちが考える批判的犯罪学の暫定的な「綱領」を提示した。批判的犯罪学は多方向に展開しており、批判的犯罪学のどのような定義づけも偏りを持つことは避けがたい。それを前提とした上で綱領の内容として、３つの内容を掲げた。(1)「刑事司法と主流派犯罪学への批判的視角」は、重大なハーム（害）をもたらすホワイトカラー犯罪や国家犯罪の多くを見逃し、相対的にハームは軽微である街頭犯罪を犯罪化の対象とする、刑事司法制度の不均衡を問題とする。(2)「研究者の規範的コミットメントの明示と検討」は、刑事司法制度を追認して正当化するイデオローグとしてふるまってきた主流派犯罪学のあり方を問い、批判的犯罪学を探究する各自の規範的コミットメントを明示し、かつ検討の対象とする。(3)「個人化の拒絶と社会の変化に対する要請」は、人びとに加えられるハームの削減を、個人ではなく社会を変化させることによって行うべきだとする要請である。

以上の綱領を紹介した後で、批判的犯罪学の概要を示し、その規範性・政治性について社会問題の構築主義の議論と比較対照し、個人化を伴わない社会変化のイメージを提示した。本テーマセッションは、綱領に賛同した上での批判的犯罪学への参加の誘い、および方法論的武装や規範的・政治的武装を携えた主流派犯罪学による反論への呼びかけを随伴する。

文献

平井秀幸，2020,「犯罪学における未完のプロジェクト――批判的犯罪学」岡邊健編『犯罪・非行の社会学――常識をとらえなおす視座　補訂版』有斐閣.

Walter, S. and Molly Dragiewicz eds., 2018, *Routledge Handbook of Critical Criminology*, 2nd Edition, Routledge.

３　刑事司法の根源的な批判へ――食糧管理法違反のケースから

盛田　賢介（群馬工業高等専門学校）

司法と福祉の協働を図る「司法福祉協働論」が盛んに唱えられている。本報告はその先駆形態として、1950 年代の食糧管理法違反の事例を検討した。この事例では、検察や保護観察官ら刑事司法関係者の動揺を観察できる。関係者は、刑事司法の無力を吐露

するだけでなく、社会政策の必要性さえ論じる。

事例においては、司法と福祉の協働を可能にする論理が用いられていた。すなわち①犯罪化の失敗ないし②処遇の失敗である。特定の犯罪化の失敗は、ほかの犯罪化に波及することはなく、犯罪化そのものを温存させる。特定の処遇の失敗は、有効な処遇があり得るという夢を残す。要するに、ほかのシステムが必要とされたとしても、刑事司法システムを成り立たしめるような①犯罪化と②処遇それ自体の正当性は残される。これによって、司法と福祉の協働が成立する。

かかる論理が、現在の協働論の嚆矢となった田島良昭らの議論にも存在している。この(協働論の)論理の中では、福祉はあくまで司法の走狗に過ぎない。

犯罪化と刑事司法制度の処遇は、対象となる者にソーシャルハームを与え、貧困や不平等をもたらしてきた。福祉の目的として、貧困の削減や不平等の緩和が合意されうるとすれば、そもそも刑事司法制度とは両立しえない。なぜなら、刑事司法制度は自らの目的（犯罪予防）を達成できたことのないシステムであり、貧困や不平等を増大させる機能があり、福祉の目的と反しているからである。司法と福祉の協働は、矛盾する二つのものを貼り合わせており、福祉の側からすれば、自らの大義を裏切っている。福祉政策は批判的犯罪学と手を結び、刑事司法の根源的な批判の方へ行くべきではないか。それこそがおそらく、よりハームを低減させる社会のための一つの道である。

文献

Mathiesen, Thomas, 1990, *Prison on Trial*, SAGE publishing.

Reiman, Jeffrey H. and Paul Leighton, 2009, *The Rich Get Richer and the Poor Get Prison: Ideology, Class, and Criminal Justice, 9th edition*, Pearson Education.（＝2011, 宮尾茂訳『金持ちはますます金持ちに　貧乏人は刑務所へ――アメリカ刑事司法制度失敗の実態』花伝社.）

４　普通、更生、社会復帰というハーム――少年法厳罰化と登戸通り魔事件の議論から考える

伊藤　書佳　（「不登校・ひきこもりについて当事者と語りあう いけふくろうの会」世話人）

本報告では、非行と犯罪を個人化する問題として、2021 年の少年法「改正」とそれに反対する議論、2019 年の「登戸通り魔事件」におけるひきこもりバッシング報道とそれをめぐる当事者の議論を取り上げ、批判的に検討を行った。

少年法の適用年齢引き下げ等の改正に反対する議論として、「被害者と司法を考える会」の声明、および「子どもと法 21」の声明が検討された。少年裁判所制度は「ますます多くの少年に恣意的に加辱的な処罰を加えるシステム」であることを明らかにしたプラットの「児童救済運動」研究が分析の補助線である。運動家の「構想は典型的な改良主義のそれであり、根本的な経済的諸条件を変えることはなかった」という点が、上記の声明にも受け継がれてしまった。声明は非行少年の更生に期待する。そのことによって、貧困や虐待を引き起こす社会構造を変えるという解決ではなく、犯罪と非行の個人化を助長してしまっている。この事態が、「愛の法律」少年法のもたらすハームとして分析された。

2019 年の「登戸通り魔事件」報道によるひきこもりバッシングに対して、当事者団体である「ひきこもり UX 会議」が出した声明も検討された。犯罪は許されない、ひきこもりは犯罪者予備軍ではない、自分たちが接するひきこもり当事者は普通の人たちだとする主張である。追い詰められれば自分も事件を起こす側になるかもしれず、事件を起こしたのは自分だったかもしれないということは、思ったとしても声明には入れられなかったのかもしれない。事件を起こすに至り自死した、ひきこもりを問題視されていた人のことを切り離す語り方をしなければ、取材の依頼も来ず、話を聞いてもらうことができない。聞いてもらえる話し方で、聞いてもらえる言葉で語るところからしか始まらないと思い、思わされてしまっている可能性がある。ここにも巨大なハームが見出される。

文献

勝山実, 2011,『安心ひきこもりライフ』太田出版.

Platt, Anthony M., [1969]1977, *The Child Savers: The Invention of Delinquency*, University of Chicago Press.（＝1989, 藤本哲也・河合清子訳『児童救済運動――少年裁判所の起源』中央大学出版部.）

５　被害者研究の視点から考える批判的犯罪学

岡村　逸郎（東京家政学院大学）

本報告の目的は、被害者学にかかわる近年の研究を参照しつつ、被害者研究と批判的犯罪学を接続する方法を検討することである。批判的犯罪学とつながりをもつ欧米の批判的被害者学の知見がほとんど入ってこず、法学者が形成した被害者学の通史が借用されることに留まっている日本の犯罪社会学の現状は、望ましくない。批判的被害者学にかかわる犯罪学者は、重大なハームを受けているにもかかわらず、刑事司法や学知によって「被害者」として認定

されない人々がいることが不当だと主張する。そして、被害者像を多様化すべきだという規範にコミットする。

日本にも、学知や司法を批判する被害者研究は存在する。その例として、小松原織香による対話モデルが挙げられる。そこでは司法と医療が依拠する個人モデルが批判され、犯罪や性暴力は「2 人称」の被害者―加害者関係のもとで捉えられる。司法と医療が価値中立的な「3 人称の視点」を隠れ蓑にして自らの規範的コミットメントを開示しないのに対して、小松原は、被害者が望む時にいつでも加害者との「対話」を試みることができるべきだという規範的コミットメントを明示する。

報告者は、司法と医療によって自身の経験や生を規定されたくない人がいるならば、別様の認識枠組みが選択肢として提示される必要がある、という規範的コミットメントを掲げる。着目するのは、学知の布置を含む言説のあり方である。私たちの認識のあり方を微細な言語のレベルで規定する枠組みを批判し、支配的な言説のあり方を変えることを通して社会の変化を目指す立場に依拠している。

被害者の多様性を称揚する研究には意義が認められるべきだが、自らの経験や生が「被害者」というカテゴリーを起点として水路づけられる状況からいったん退避してしまいたいと思う人が少しでもいるならば、そのことを助ける言葉を私たちはもっておく必要がある。多様な被害者像を描けているのかを競うゲームにあえて参入しつつも、支配的な被害者言説を漸次的にずらしていく必要がある。

文献

小松原織香，2022,『当事者は嘘をつく』筑摩書房.
岡村逸郎,2021,『犯罪被害者支援の歴史社会学――被害定義の管轄権をめぐる法学者と精神科医の対立と連携』明石書店.

6　刑事法研究者は批判的犯罪学の主張をどう受けとめるべきか

松原　英世（甲南大学）

批判的犯罪学の矛先は、主流派犯罪学と（ある意味で）共犯関係にある刑事法研究にも向けられる。本報告は、一刑事法研究者として批判的犯罪学への回答を示したものである。綱領(2)を参照しつつ刑事司法がコミットする規範・基本理念に立ち返るならば、綱領(1)(3)の内容も受け入れることになる。個人責任の要請からは、犯罪行為者を犯罪者としてトータルに否定することが抑制され（行為責任主義）、刑法の補充性・断片性からは、刑罰の使用は控え目であることが要請されるからである(刑法の謙抑性)。

近年の刑事政策は、再犯予防を最重要課題として位置づけている。だがそれは、刑事法の諸原則と整合的ではない。特別予防をめざすならば行為者主義にならざるをえないし、一般予防をめざすならば自由権保障の観点から問題を抱えることになるからである。国家と個人の緊張関係を本質的内容とする刑事制度についてはその正当化を企図するのではなく、必要悪ととらえたうえで刑罰量＝０（アボリショニズム)を目指すことが個人の尊厳とも整合的である。

そもそも、本人の内面的問題を意味する「改善」と社会環境に焦点を当てた「更生」は、異なるものとして扱うことができる。犯罪危険性なるものを想定してその改善・矯正を目指すのではなく、社会で暮らすために必要なサーヴィスを用意することを、犯罪・非行から切り離して行うべきである。

刑事制度の謙抑的な運用によっては、犯罪化の不均衡を是正することはできないが、全体としての刑事制度によるハームを減少させることはできる。まずはこれを目指すべきだし、その努力は刑事法の諸原則とも整合的である。そのためには、犯罪予防目的の放棄が必要である。刑事法研究者（刑事制度）は、犯罪者（とされた者）の社会復帰や犯罪からの離脱に関心を持つべきではない（でしゃばってその邪魔をしないこと)。変わるべきは社会であり、そこには刑事制度も含まれるからである。

文献

松原英世,2021,「施設内処遇と社会内処遇との連携――処遇のあり方と考試期間主義」『刑事法ジャーナル』68：11-17.
小野坂弘，1990,「仮釈放制度について」『法政理論』22(3)：89-148.
吉岡一男，1996,『刑事学（新版)』青林書院.
――――，1997,『刑事制度論の展開』成文堂.

7　当事者の「人権」の視点で論じる司法による介入のハーム

谷家　優子（兵庫教育大学、京都文教大学、龍谷大学犯罪学研究センター嘱託研究員）

報告者は心理職として、刑事施設と取締機関において薬物事犯者とかかわってきた。その経験から、規制薬物を使用する者に対して司法が介入することで生じるハームを当事者の「人権」の視点で論じた。

中心となるのは、厚生労働省の麻薬取締部での勤務経験である。麻薬取締部の表面的に掲げる目的と、実態とがいかに乖離しているかが報告された。就業実態としては、対象者と常時連絡を取り相談を受けつけられるようにする等、心理職としての職業倫理と違背する業務が強要されている。そして薬物事犯者が「S」（スパイの略）や「犬」と呼ばれ、おとり捜査のコマとして用いられていく過程が、大学生の

架空事例をもとに描かれた。家族を巻き込みながら、当事者を犯罪化し、孤立させ、捜査官が承認を与えることで依存させていく。こうしたプロセスは、カルトのマインドコントロールと比肩しうるものである。

以上に加えて、「S」への勧誘を受け続けた当事者が自殺に追い込まれた直近の事例が、遺族の許可のもとで報告された。薬物事犯者への司法による介入は総じて、人権侵害というハームを産出している。トラウマに注目した心理臨床のアプローチが守るべき準則とは、全く合致していない。これらの具体的な分析は、綱領(1)の意味するところを克明に浮き彫りにすることになった。

文献

市川耕士，2019,「麻薬取締官が覚せい剤の取引を促進、助長したとして量刑上、非難を減じた事例」『季刊刑事弁護』97: 74-79.

谷家優子・加藤武士・石塚伸一，2022,「ダルクにおける利用者同士及び利用者とスタッフとの『良好な関係性』に関する研究」『龍谷法学』54(4): 447-500.

8　議論

フロアからは質問が活発になされ、やりとりは多岐にわたった。論点の一部を簡潔に紹介すると、以下である。

個人化された解決策と犯罪社会学の関係、構築主義における「規範」の意味、福祉の規範性やハーム、各論者のハーム定義の異同、更生と個人因子の関係、司法福祉協働論によるハーム低減の可能性、予防なき社会復帰の意味、ハームを誰が決めるのか、犯罪研究が「でしゃばらない」ことの含意、操作概念としてのハーム、犯罪学の言語で語るのか／語らないのか、刑事司法の役割として何が残るか、犯罪学の内部で被害者学を扱う理由、モデルを用いた理論化、ハーム概念は刑罰権を強化することはないか、等である。

論点のうち重なる部分を大まかに分類するならば、ハーム概念をめぐる議論と刑事司法の役割をめぐる議論という分け方ができるだろうか。それぞれについて、いくらか検討してみよう。

批判的犯罪学において、刑法に基づく犯罪概念には「存在論的リアリティがない」という表現が、よく用いられる。犯罪とされる行為には、共通する内在的な特徴が見出せないためである。だがそうした指摘はブーメランとなって、「ハーム概念には（もしくは批判的犯罪学が対抗的に定義する犯罪概念には）存在論的リアリティがない」という反論として返ってくることもしばしばである。質疑のうちハーム概念をめぐる議論は、同様の形式を伴っていたと言えるかもしれない。それに対して登壇者の側からは、公共圏におけるやり取りの結果としてハームの定義が共有されることへの注目が促された。依拠する規範を提示しながら対話するプロセスを研究に組み込むことによって、定義をめぐる問題に対応しようという主張である。

この回答は、刑事司法の役割というもう一つの論点についても援用できるだろう。刑事司法の依拠する規範について再考を迫る松原報告に対して多くの質問が寄せられたことは、そのような対話のプロセスの一環であったと言えるかもしれない。刑事法学のみならず、犯罪社会学においても、研究者が依拠する規範を明示しながらそれについてやり取りすることが、有用であると言えるのではないだろうか。

本テーマセッションは、1970 年代～80 年代の日本の犯罪研究における海外事情紹介に見られた（そしてごく一部では綿々と続いてきた）関心の復活という側面もある。他方で多くの会員にとっては、耳慣れない新奇な議論のように聞こえたかもしれない。テーマセッション報告への厳しい批判へと展開しうる論点も含む質疑だったと言えるが、そうしたやり取りによって、議論がさらに進むことを期待したい。

付記：なお本要旨集公刊時には、青弓社の連載読み物サイト「WEB 青い弓」の「原稿の余白に」というコーナーに、山本奈生による本テーマセッションの内容報告を含んだ文章が掲載されているはずである（「『大麻の社会学』と批判的犯罪学」，https://yomimono.seikyusha.co.jp/category/yohakuni）。興味のある方はそちらもご覧いただきたい。

テーマセッション C

犯罪被害予防対策を促進するための課題とその解決に向けて

コーディネーター：齊藤知範（科学警察研究所）
司会：田中智仁（仙台大学）
指定討論者：松川杏寧（防災科学技術研究所）
報告者：齊藤知範（科学警察研究所）
山根由子（科学警察研究所）
山本功　（淑徳大学）
田中智仁（仙台大学）

1　企画趣旨（齊藤知範）

犯罪被害予防のための行動を促進するための情報発信や防犯教室、被害を相談窓口や周囲の人に相談するための仕組みづくり、環境デザインを活用した空間の管理・統制など、さまざまな形で犯罪被害予防対策が講じられている。犯罪予防の一次予防から三次予防までについて概念的に整理されてはいるものの（Brantingham& Faust,1976)、我が国では、予防対象とする犯罪の対象に沿って個別の防犯対策が講じられてきた面もあり、個別の防犯対策に応じる形で研究が進んできた経緯がある。本セッションでは、犯罪被害予防対策についてのそれぞれの研究の視点や、これまでに得られた知見を話題提供した上で、課題となる点やその解決に向けた議論を展開することを目的として、セッションを企画した。

2　指定討論と応答を含む議論の概要（齊藤知範）

まず、4 名の話題提供者からの話題提供の概要、指定討論者の松川会員からの質問・コメントに対する応答の概要について、概要を記しておきたい。

齊藤報告では、高校在学時までと高校卒業後における被害に影響するライフスタイル要因の共通性と相違点について、話題提供があった。それら要因の中でも、高校在学時と卒業後に共通する要因として、夜間外出の頻度、環境の無秩序が挙げられた。高校卒業後に特有の要因として、繁華街への外出の頻度、ながら歩きの頻度、飲酒後の屋外行動の頻度が挙げられた。また、若年女性を対象とする調査データの分析結果にもとづき、予防行動の実践面として、以下が挙げられた。すなわち、高校在学時までの防犯教室受講、ながら歩き行動に対するリスク知覚により、ながら歩きを抑制しようとする行動意図が促進されること、夜間外出行動に対するリスク知覚により、夜間外出を抑制しようとする行動意図が促進されることの 2 点である。

松川会員からは、レイプ被害の対策は女性への教育や服装への注意だけでいいのかという質問と、被害者と想定される人々を対象とした防犯教室の設計と実施を続けていって良いのかという質問があった。

1 つめの質問に対しては、研究倫理上の観点からも以前の研究課題の時点からの討議をふまえ（原田ほか, 2018)、レイプ被害を予防によって防ぐための実証研究からは、対象外としていること、服装への注意が必要だとする通俗的な言説はそもそも実証的根拠に反する神話であり、こうした神話が昭和やそれ以前の時代から広がってきた背景にはジェンダーの不平等の構造があり、服装などの不適切な要因に代替する、介入可能な要因を実証的に解明することが、こうした神話に対する反論になり神話を払拭する知見として重要だという説明があった。

2 つめの質問に対しては、学会報告では焦点を当てるために「在学女性」と便宜上タイトルを付けているが、性別にとらわれない要因を探っている研究として評されていること（児玉, 2021)、夜間外出や無秩序の要因は男性の暴力的トラブル被害にも強く影響するなど、女性にも男性にも共通する形での防犯教室を実施することが必要であり男性を含む防犯教室は広く行われていることについて説明があった。また、保健医療・疫学と同様に、リスクアプローチの観点からは、子供の防犯教室が高齢者を対象外とするのと同様に、若い女性や男性の屋外行動に焦点をしぼることに合理性があり、若い人が身を守る権利を担保するために不可欠の機会として、防犯教室の実施を継続する必要性が高いとの回答があった。

山根報告では、高齢者対象の調査データに基づき、固定電話に留守番電話機能があるかどうかや、特殊詐欺に対する対処行動としての留守番電話機能の常時使用状況などについて、背景要因を分析した。分析結果から、自宅の固定電話に留守番電話機能がない者は、年齢が高く、単身で暮らし、健康状態があまり良くないという特徴が見られるという結果が示された。また、留守番電話機能を常時使用する対策を知っていながら対策を実践しない者の特徴として、リスク認知の低さ、対策に関する関心の低さ、主観的規範の低さが挙げられた。

松川会員からは、現在の前期高齢者の世代では携帯電話やスマホの普及率が高い中で、LINE 等の SNS を介した特殊詐欺事案も増えていることをふまえ、今回の成果をふまえた示唆や解釈を示してほしいとのコメ

ントがあった。このコメントに対して、前期高齢者に対して注意する手口としてSNSを介した特殊詐欺の事案を伝えるとともに、ウイルス対策ソフトをスマートフォンに入れる等の対策が重要だとする旨の回答があった。

山本報告では、Web 調査データをもとに、公的相談窓口の認知を規定する要因ならびに相談意向を規定する要因の分析結果について、話題提供があった。

松川会員からは、社会経済的地位の高さや自治会加入は公的相談窓口への相談意向の高さに影響していることが明らかになったことから、犯罪被害や被害を知覚した時に、適切な相談窓口を知っていてそこに相談することは、被害の最小化のために重要であるという指摘があった。その上で、調査では相談先をランダマイズして聞いているが、相談先はその個人・家庭・地域（ソーシャルキャピタル）の状況によって順序があり、順序によって望ましい相談先に結びつくこともあれば、逆もあるのではないかと思うがどう考えるか、と質問があった。この質問に対して、今回の調査だけでは難しいが新規の調査によって明らかにすることができる旨の回答があった。

田中報告では、万引き被害防止を目的とする保安警備業務では、被疑者の動きが警戒線と逆行するため、既存の環境犯罪学理論では十分に説明することができないという問題意識のもとに、万引き防止システム（EAS）の運用も含めて、実務と理論の接点を探り、環境犯罪学理論を再考する内容であった。

松川会員からは、万引きの被害軽減には、防犯カメラや機器を用いたEAS機能と警備員の暗黙知による二重構造が必要であることが明らかになったこと、テクノロジーの発達により、店舗の在り方も防犯機器も進化していることについて、指摘があった。その上で、新しい店舗の在り方、防犯機器の進化による万引き対策の今後の変化について示唆を聞きたいとするコメントがあった。これに対して、既存と異なるテクノロジー重視の新しい店舗については、アメリカで閉店する事例も聞かれること、国際的に見れば監視性が極めて高い社会も一部にあるが日本はそうした社会ではないこと、私服警備員の存在がこれからも重要であるといった説明があった。

以上は当日の指定討論と応答をまとめた内容である。なお、指定討論者である松川会員からのその後の補足等も含めて、指定討論者の要旨に記載があるため、そちらも併せて参照頂けると幸いである。

次に、フロアーや話題提供者から発言のあった質問・コメントに関して、紙幅の都合上、一部のみの紹介にならざるを得ないが、その概要を紹介したい。

齊藤報告に対しては、高校生調査におけるセルフコントロール尺度の諸元について質問があり、Grasmickらの態度尺度を用いた旨の回答があった。また、調査の実施地域についての質問があり、一部が全国調査である以外は、大阪府、千葉県での調査である旨の回答があった。

山根報告に対しては、A 市内という一市を限定的に対象としている調査の代表性について質問があり、住民基本台帳を用いた標本抽出であり回収率が高いため母集団からの偏りが少ないという意味では代表性が高いとの回答があった。

山本報告に対しては、千葉県内での町内会の活動の内実について質問があり、農村や漁村など房総半島南部では、本家・分家関係、地主・借地人関係、神社・氏子関係において、地域特有の町内会活動もある旨の回答があった。また、相談窓口を知っていることと相談に至る中間として信頼が想定される、といった議論のやり取りがあった。

田中報告に対しては、万引きという犯罪やその未遂を目的とした意図について質問があり、施設警備では一般予防の立場に立ってあやしい人間を施設の敷地に一切立ち入らせないといった対応をとるのに対して、客全員が商品を盗むことのできる潜在的犯罪者とみなした上で捕捉するというのが万引きの警備現場であり、通常の一般予防とは全く異なっているという研究全体の着眼点がある旨の回答があった。

2020年度、2021年度における犯罪社会学会大会は、オンライン開催であり、本大会は、2019年度以来3年ぶりとなる対面開催であった。オンライン開催方式による大会は、画面越しとはいえ有意義なものであったが、本大会においては、現地開催ならではの久々の臨場感を感じられた向きも多いのではないだろうか。松川会員による指定討論、フロアーからの質問や意見をふまえ、それぞれの研究がさらに発展していくことを祈念したい。

久しぶりの現地開催の中で、本テーマセッションにご参加頂いた皆様に、改めて厚く御礼申し上げたい。また、話題提供頂いた各位、多様な話題提供内容に対して重厚な指定討論をご準備頂いた松川会員、円滑な司会を進行して頂いた田中会員に感謝したい。

文献

Brantingham, P. J., & Faust, F. L. (1976). A conceptual model of crime prevention. Crime & Delinquency, 22(3), 284-296.

原田豊・三宅康一・松下靖・大川裕章, 2018,「QRコード対応「危険なできごとカルテ」による子ども対象犯罪の前兆的事案調査法の開発」『犯罪社会学研究』43,122-134.

児玉聡,2021,「予防の倫理学: 病気・犯罪・災害の対策を哲学する（27）性犯罪の予防について考える（1）」『究：ミネルヴァ通信』118, 24-27.

若年女性の犯罪被害予防についての認知と行動

齊藤知範・山根由子（科学警察研究所）

１　はじめに

本報告では、若年女性等を対象とする調査データにもとづき、若年者の犯罪被害のリスク要因や、若年者の犯罪被害予防についての認知と行動について、これまでの実証研究の結果を報告し、その含意について考察する。

２　小学校から高校卒業までの防犯

千葉県内の小学校と中学校の教員を対象に実施した調査結果によれば、「防犯グッズ（防犯ブザー）などを携帯する」という防護性を高める対策は小学校よりも中学校ではあまり指導されていないのに対して、「iPod などで音楽を聴きながら歩かない」、「繁華街など治安の悪そうな場所には近づかない」、「夜はなるべく一人で出歩かない」といったライフスタイルについての対策は小学校よりも中学校でより多く指導されている（齊藤・山根、2015）。

一方、中学生、高校生を対象とし、原田ほか（2018）の技術供与も受けながら調査した結果から、中学生の場合は、被害に対してライフスタイル要因の影響はほとんど確認されないものの、高校生の場合は男子生徒、女子生徒ともに、居住環境の無秩序が被害に影響すること、男子生徒の場合は夜間滞在の種類数の多さが被害に影響することが明らかになっている（齊藤、2019）。

３　若年女性の被害に影響する要因

高校卒業後の年齢層である、18 歳から 32 歳までの若年者（男性を含む）の被害に影響するライフスタイル要因について、先行研究では、夜間滞在の種類数の多さが、男女を問わず被害に影響することが明らかになっている（齊藤・山根、2018；児玉，2021）。これらの先行研究（齊藤、2019；齊藤・山根、2018）の結果を統合的に解釈すると、高校在学時と卒業後に共通する被害の規定要因として、夜間外出の頻度が該当しており、環境の無秩序も部分的に該当していると考えられる。高校までの防犯教育では、「夜はなるべく一人で出歩かない」といった中学生時代においてすでに浸透している生徒指導を充実させることが、防犯指導上も有益であるといえるだろう。

一方で、高校卒業後の年齢層に特有の要因として、繁華街への外出の頻度、飲酒後の屋外行動の頻度が明らかになっているが（齊藤・山根、2018）、これらはいずれも当事者にとっては楽しい屋外活動である。このため、行動時や行動後の注意喚起を促すなどの形で、若者の心理的受容に即した防犯教育が必要だと考えられる（齊藤・山根、2018）。

４　若年女性の予防行動の実践面

大学生や短大生（以下、大学生等）についての調査結果によれば、「帰宅後はすぐに玄関の鍵をかける」、「家にいるとき来客をドア穴・カメラ付インターホンで確認してからドアを開ける」といった、屋内での防犯行動について、多数の大学生等が実行している一方で、「音楽を聴いたり、携帯電話を使用しながら歩かない」や「防犯グッズ（防犯ブザー等）を身につける」など、屋外でのライフスタイルについての防犯行動の中にはほとんど実行されていない行動も少なくない（齊藤、2016）。

2020 年の大会で報告した通り、警察が実施する防犯教室の受講前後での変化を検証すると、「暗い道や、人通りのない場所をさける」、「夜遅い場合は、帰宅するときに、迎えやタクシーを利用する」、「外出する際は、防犯ブザーを持ち歩く」、「エスカレーターでは、後ろに気をつける」の行動意図はいずれも上昇したことが明らかになった（山根・齊藤、2020）。

本報告では、防犯教室受講以外の要因も含めて検討するために、2022 年に新たに実施した若年女性を対象とする調査のデータを分析した。web 調査会社のリサーチモニターの女性 985 名（18 歳～32 歳）を対象に、予防行動、犯罪不安、リスク認知、予防行動についての認知などを尋ねる調査内容であり、調査実施に先立って、所属機関による人対象倫理審査委員会の承認を得た。

分析の手続きの概略は、以下の通りである。第 1 に、2 つの被説明変数について記す。具体的には、「夜 11 時以降に、ひとりで外出すること」、「出かけた帰り道に、スマホの画面を見ながら道を歩くこと」の行動の頻度について、齊藤・山根（2018）にもとづき、「ほぼ毎日」から「ほとんどない」までの 7 段階で尋ねた。その上で、「夜 11 時以降に、ひとりで外出すること」について「ほとんどない」以外を選択した回答者（下記に記す説明変数に欠損値のなかった者として、n=210）が、その行動をしないつもりだとする回答（「とてもそう思う」＝5～「全く思わない」＝1）を、被説明変数の 1 つとして用いた。また、「出かけた帰り道に、スマホの画面を見ながら道を歩くこと」についても同様に、「ほとんどない」以外を選択した回答者（下記に記す説明変数に欠損値のなかった者として、n=552）が、その行動をしないつもりだとする回答（「とてもそう思う」＝5～「全く思わない」＝1）を、被説明変数のもう 1 つとして用いた。

第 2 に、統制変数、説明変数について概略を記す。

統制変数として、「都道府県ダミー（大阪府=1,千葉県=0)」、学歴（在学中含む）について「大学・大学院ダミー（ref：大学・大学院以外)」、職業について「学生ダミー（ref：学生・フルタイム以外)」、「フルタイムダミー（ref：学生・フルタイム以外」)」、同居者有無について「一人暮らしダミー（ref：同居者あり)」を用いた。説明変数として、「高校生までの防犯教室経験（3 項目)」(各項目について「ある」＝1,「ない」＝0とし、3 項目を加算)、「防犯情報接触（14 項目)」(各項目について「ほとんどない」＝1～「ほぼ毎日」＝7とし、加算)、「無秩序（9 項目)」(各項目について「よく見かける」＝1～「全く見かけない」＝4 として加算後に、36 点が 1 点となる形でのリバース処理）を用いた。また、これらに加えて、ながら歩き行動抑制の意図を被説明変数とする強制投入法の重回帰分析モデルでは「リスク知覚（ながら歩き)」(「全く危険でない」＝1～「非常に危険」＝6）を、夜間外出行動抑制の意図を被説明変数とする同様のモデルでは「リスク知覚（夜間外出)」(「全く危険でない」＝1～「非常に危険」＝6）を、それぞれ説明変数として併せて用いた。

表 1　重回帰分析の結果

被説明変数	ながら歩き行動抑制の意図	夜間外出行動抑制の意図
説明変数	β	β
都道府県ダミー(大阪府=1,千葉県=0)	0.01	0.07
学歴(在学中含む)		
大学・大学院ダミー(ref:大学・大学院以外)	0.01	0.13 +
職業		
学生ダミー(ref:学生・フルタイム以外)	0.02	0.03
フルタイムダミー(ref:学生・フルタイム以外」)	−0.01	−0.03
一人暮らしダミー(ref:同居者あり)	0.05	0.07
高校生までの防犯教室経験(3項目)	0.10 *	0.07
防犯情報接触(14項目)	0.07 +	0.12
無秩序(9項目)	0.02	0.03
リスク知覚(ながら歩き)	0.25 ***	——
リスク知覚(夜間外出)	——	0.29 ***
R^2	0.09	0.13
Adjusted R^2	0.07	0.09
ケース数	552	210
F検定	p <0.001	p <0.001

注:数値は標準化偏回帰係数，+ p< 0.10, * p< 0.05, ** p< 0.01, *** p< 0.001

分析結果は表 1 の通りであった。

ながら歩き行動抑制の意図では、高校生までの防犯教室の経験があるほど、「リスク知覚（ながら歩き)」が高いほど、意図が高いという結果であった。「防犯情報接触(14 項目)」は有意傾向で正の効果が見られた。

夜間外出行動抑制の意図では、統制変数のうち「大学・大学院ダミー」が有意傾向であったほかは、「リスク知覚（夜間外出)」が高いほど、意図が高いという結果であった。

5　まとめと考察

以上から、概要のみをまとめると、高校卒業後の被害リスク要因に関しては、まちで楽しむ際（繁華街，飲酒など）のライフスタイルの影響が加わる点が、高校在学時までとの違いといえる。

若年女性の予防行動の実践面に関しては、ながら歩きの行動抑制意図では、高校在学時までの防犯教室が影響する一方で、リスク知覚により行動意図が促進される側面が強いと考えられる。すなわち、高校在学時までの防犯教室とは独立して、個々人のリスク知覚が行動意図に影響することが明らかになった。危険な状況・場面をより具体的に防犯情報発信で伝えることが必要であるが（齊藤・山根、2021)、防犯教室でも同様に工夫を重ねていくことが重要であろう。

［付記］
本研究は、JSPS 科研費 19K02877（研究代表者：齊藤知範）による成果の一部である。調査参加者、学校・行政・警察等の関係機関、研究分担者をはじめとする関係各位からの協力に謝意を表する。

文献

原田豊・三宅康一・松下靖・大川裕章， 2018,「QR コード対応「危険なできごとカルテ」による子ども対象犯罪の前兆的事案調査法の開発」『犯罪社会学研究』43,122-134.

児玉聡,2021,「予防の倫理学: 病気・犯罪・災害の対策を哲学する （27） 性犯罪の予防について考える（1）」『究：ミネルヴァ通信』118，24-27.

齊藤知範，2016,「防犯の役割分担と負担緩和策(5)―持続可能な犯罪予防対策のために― 」『日本犯罪社会学会第 43 回大会報告要旨集』， 56-57.

齊藤知範，2019,「若年者の犯罪被害予防-日常生活に即した対策の検討- 」『日本行動計量学会第 47 回大会抄録集』，170-171.

齊藤知範・山根由子，2015,「防犯の役割分担と負担緩和策(1)－調査結果に基づく検討」『日本安全教育学会第 16 回東京大会プログラム・予稿集』,123-124.

齊藤知範・山根由子，2018,「若年者の被害に対する機会構造／選択モデルの適用可能性の検証― 日常活動に焦点を当てた犯罪予防は有効か？」『安全教育学研究』17(2) ，3-24.

山根由子・齊藤知範，2020,「在学女性のライフスタイルに適した犯罪被害予防(1)防犯教室受講者調査」，『日本犯罪社会学会第 47 回大会報告要旨集』，74-75，2020.

齊藤知範・山根由子，2021,「犯罪不安の規定要因としての通勤・通学と生活環境: 地域住民調査データを用いた検討」.『GIS-理論と応用』29(2)，109-117.

特殊詐欺の予兆電話経験率と対処行動について

山根由子（科学警察研究所）
齊藤知範（科学警察研究所）
島田貴仁（科学警察研究所）

1　目的

特殊詐欺の被害が、高齢者を中心に深刻な問題となっている。特殊詐欺の被害を防止するために、行政や警察は、詐欺電話がかかってくる固定電話機の脆弱性を改善させることを目的に、利用者に対して留守番電話機能の常時使用を推奨している[1)]。本来、留守番電話機能は不在時に使用するが、留守番電話機能を常時使用することにより、相手の身元を確認してから電話に出たり、こちらから折り返し電話をかけ直したりすることによって、特殊詐欺の被害を防止しようとする対策である。警察に特殊詐欺を通報した者に対する社会調査を分析した先行研究[2)]においても、固定電話機の脆弱性を何か一つでも改善することで被害リスクが低減されることが示されている。このため、高齢者世帯に対する迷惑電話防止機能の普及は、特殊詐欺の被害防止に有効であると考えられる。

そこで、本報告では、高齢者対象の代表性を有する社会調査データに基づき、特殊詐欺に対する対処行動として留守番電話機能の常時使用状況を中心に報告する。この対策を行うためには、固定電話に留守番電話機能があること、利用者が対策について知識を得ること、知識を得た利用者が、実際に行動することの３段階が必要である。そのため、固定電話の留守番電話機能の有無、留守番電話常時使用の知識、実際の行動に影響する要因を明らかにすることを目的とする。

2　方法

本報告で用いる調査は、2021 年 3 月に科学警察研究所が主体となって実施した郵送調査（パネル調査の 2 波目）である。対象者は、首都圏の A 市の住民基本台帳に登載された 65 歳から 84 歳までの高齢者から無作為抽出で選ばれた 2800 名であり、1935 名（回収率 69.1%）から回答が得られた。なお、以下では年齢・性別の回答に欠損のなかった 1804 名を分析対象とする。

目的変数として、自宅の固定電話の留守番電話機能の有無、留守番電話機能を常時使用する対策の知識の有無および実践の有無を用いた。

説明変数として、同居人数、過去１年間における予兆電話経験の有無、自宅に警察官が訪問して、連絡先を尋ねる巡回連絡や防犯について話をする戸別訪問の経験の有無、警察の特殊詐欺・悪徳商法被害防止コールセンターからの架電経験の有無、過去１年間における特殊詐欺に関する同居家族との会話頻度（「なかった」、「1 回」、「2 回以上」の 3 件法）、主観的健康（「良くない」～「とても良い」の 4 件法）、特殊詐欺への関心（「全くない」～「とてもある」の 5 件法）、特殊詐欺の被害リスク認知（「私も詐欺の被害に遭うかもしれない」に対して「全く思わない」～「とてもそう思う」の 5 件法）、主観的規範（「私の大切な人も私が対策をすることを望んでいる」に対して同左の 5 件法）を用いた。なお、調査に先立って、所属機関の研究倫理審査の承認を受けた。

3　結果

(1)　予兆電話の経験率

過去１年間における自宅の固定電話宛の予兆電話経験率は、以下の通りである。あなたの子や孫を装った人間からの、様子を探ったり「お金が必要だ」などの電話 5.1%、金融機関を装った人間からの「口座やキャッシュカードが悪用されている」などの電話 2.2%、公的機関を装った人間からの「税金や医療費が還付される」などの電話 5.1%であった。なんらかの予兆電話を受けた経験のある者は、全体の 9.3%に及んだ。

(2)対処行動

回答者のうち、自宅に固定電話がある者は 1531 名（84.9%）であり、そのうち、留守番電話機能がある者は 1389 名（90.7%）、留守番電話機能がない者は 142 名（9.3%）であった。

また、留守番電話機能がある電話機を所有している者の中で、留守番電話機能を常時使用する対策を知っていた者は 1168 名（84.6%）、知らなかった者は 213 名（15.4%）であった。

さらに、留守番電話機能を常時使用する対策を知っていた者の中で、その方法を実践している者は 783 名（71.7%）、実践していない者は 309 名（28.3%）であった。

これらからは、留守番電話機能がある電話機を所有している者の中で 56%の者しか、留守番電話機能の常時使用という推奨される対策を実践していないことが明らかになった。

(3)　予兆電話の経験と留守番電話使用

予兆電話の経験と留守番電話機能の使用状況の差異を検討するため、χ^2 検定を行った結果、有意な連関が見られた（$\chi^2(1)=7.423$、$p<.01$）。残差分析の結果、留守番電話機能を常時使用している者は予兆電話の経験がない割合が有意に高く、留守番電話機能を常時使用していない者は予兆電話の経験がある割合が有意に高かった。

(4)　留守番電話機能がない人の特徴

自宅の固定電話に留守番電話機能がない人の特徴を検討するために、留守番電話機能の有無と回答者の属性等でχ^2 検定を行った。その結果、年齢層は有意差が見られ、同居人数・主観的健康は有意傾向であった（年齢層：$\chi^2(3)=13.288$、$p<.01$、同居人数：$\chi^2(2)=5.155$、$p<.10$、主観的健康：$\chi^2(3)=7.684$、$p<.10$）。残差分析の結果、80～84 歳の者や単身世帯の者、主観的健康があまりよくない者は留守番電話機能がない割合が有意に高かった。

(5)　常時使用の知識がない人の特徴

留守番電話機能を常時使用する対策を知らない人の特徴を検討するために、常時使用の知識の有無と回答者の属性等でχ^2 検定を行った。その結果、以下の項目で有意差が見られた（年齢層：$\chi^2(3)=10.781$、$p<.05$、同居家族と特殊詐欺に関する会話経験：$\chi^2(2)=9.139$、$p<.05$）。残差分析の結果、65～69 歳の者や同居家族と 1 年間のうちで 2 回以上特殊詐欺に関する会話をした経験のある者は、留守番電話機能を常時使用する対策を知っている割合が有意に高かった。

一方、巡回連絡の経験や、コールセンターからの架電経験では有意差は見られなかった（巡回連絡経験：$\chi^2(1)=2.307$、n.s.、コールセンター経験：$\chi^2(1)=0.092$、n.s.）。

(6)　常時使用を実践しない人の特徴

留守番電話機能を常時使用する対策を知っていながら、実践しない人の特徴を検討するために、実践の有無と回答者の属性等でχ^2 検定を行った。その結果、以下の項目で有意差が見られた（特殊詐欺への関心：$\chi^2(4)=9.932$、$p<.05$、リスク認知：$\chi^2(4)=11.473$、$p<.05$、主観的規範：$\chi^2(4)=18.392$、$p<.01$）。残差分析の結果、特殊詐欺への関心がとてもある者は実践している割合が有意に高かった。また、私も詐欺の被害に遭うかもしれないという質問にあまりそう思わないと回答した者は、実践していない割合が有意に高かった。そして、私の大切な人も私が対策をすることを望んでいるという質問にとてもそう思うと回答した者は、実践している割合が有意に高かった。

4　考察

自宅の固定電話に留守番電話機能がない者は、年齢が高く、単身で暮らし、健康状態があまり良くないという特徴が見られた。現在、販売されている固定電話には留守番電話機能が装備されていることから、現時点で自宅の固定電話に留守番電話機能がない者は、自宅の固定電話を買い替える機会や動機、金銭的余裕がないまま現在に至っており、福祉的サポートが必要な高齢者といえるのではないだろうか。このような高齢者には、警察官や民生委員が戸別訪問の際に固定電話の買い替えを促したり、地域のボランティアが付き添って買い替えのサポートをしたりすることが有効であると考えられる。先行研究[3]では、他人が電話機を設置・設定しても、その後の高齢者の電話機使用率に差はないという結果が示されており、積極的に他者が買い替えや設定をサポートすることが重要だと考えられる。

次に、固定電話に留守番電話機能がありながら、留守番電話機能を常時使用する対策を知らない者と、知っていた者との間で、巡回連絡の経験やコールセンターからの架電経験に有意差は見られなかった。このことから、巡回連絡やコールセンターからの架電だけでは、留守番電話機能を用いた対策が十分に伝わっていない可能性が示唆された。このため、留守番電話機能の常時使用の方法を丁寧に伝えることが重要だと考えられる。

そして、留守番電話機能を常時使用する対策を知っていながら対策を実践しない者は、リスク認知の低さのみならず、対策に関する関心や主観的規範が低いという特徴が見られた。このため、これらの者には、従来型の脅威を伝える広報啓発に加えて、大事な人が対策をすることを望んでいることを伝えることが有効だと考えられる。

今回の調査から、各高齢者の置かれた状況は多様であることが示された。今後は、各高齢者の状況に合わせたオーダーメイド型の防犯対策が求められていくであろう。

［付記］本研究は、JSPS 科研費 19H01751（研究代表者：島田貴仁）、20H05632（研究代表者：大竹文雄）の補助を受けた。

文献

警察庁：警察庁・SOS47 特殊詐欺対策ページ https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/sos47/case/oreore/　閲覧 2022 年 10 月 4 日

齊藤知範・山根由子、2021、「高齢者の詐欺被害を規定する要因は何か―機会構造/選択モデルにおける危険因子の実証分析」『現代の社会病理』 36：51-66.

山根由子・齊藤知範・島田貴仁、2022、「電話機購入費補助金制度利用者における迷惑電話防止機能の利用状況の分析」『地域安全学会論文集』 40：1-7.

公的相談窓口の認知と相談意向

山本　功（淑徳大学）

1　はじめに

町内会・自治会に加入していることが、犯罪被害等の相談窓口の認知に正の効果をもたらすかどうかを観察した。被害にあった際の相談窓口を認知していることは、犯罪被害予防対策における二次予防の一部として位置づけることが可能であろう。

ついで、相談窓口の認知が、相談意向に結びついているかどうかを観察した。「知っていれば相談する」というほど人びとの行動は単純ではないであろう。だが、相談窓口の認知と相談意向がどの程度関連するか／しないかを観察することは、相談意向のメカニズムを分析するためには一定の意義があるように思える。

使用したデータは、2021 年度に淑徳大学コミュニティ政策学部の授業「社会調査実習」で実施した調査のデータである。千葉県内に在住する 20 歳～69 歳を調査対象としたネット調査である。調査期間は 2021 年６月４日（金）～７日（月）。千葉県の年齢層（10 歳刻み）、男女人口に比例させ、回収目標数を 2000 サンプルとした。2208 サンプルを回収し、すべてを分析に使用した。調査機関は、株式会社マクロミル。

2　結果

(1) 公的相談窓口の認知

千葉県内の公的相談窓口、全国レベルの相談ダイヤルなど 14 項目をあげ、その認知をたずねた。

これら相談窓口の認知を従属変数とし、町内会加入の有無を独立変数としたクロス集計の結果、町内会加入群は以下の窓口を有意に高く認知していた。千葉県・千葉県警察の電話 de 詐欺相談窓口、千葉県警察少年センターの窓口、市町村の犯罪被害相談窓口、県や市の消費生活相談窓口、千葉県弁護士会の相談窓口、消費者ホットライン 188、子どもの人権 110、いのちの電話。

ついで、各相談窓口の認知を従属変数としたロジスティック回帰分析を行った。独立変数として性別、年代（20 代を基準とした 10 歳刻み）、町内会加入、自身と同居家族の犯罪被害（過去１年間）、テレビニュース視聴（ほぼ毎日）、県や市町村の広報紙閲覧、警察広報紙閲覧、Twitter 利用を投入した。

町内会・自治会加入の効果に注目すると、特殊詐欺（電話 de 詐欺）相談窓口、県・市の消費生活相談窓口、消費者ホットラインにおいて有意な正の効果がみられた。財産犯・悪質商法系の相談窓口という点で共通する。この結果から、警察や自治体の広報啓発活動とは独立した、町内会を経由した間接効果の存在が示唆された。ただし、これ以外の相談窓口認知との関連はみられなかった。

表１　相談窓口の認知率（%）　　N=2208

県や市の消費生活相談窓口（消費者センター）	35.1
いのちの電話（日本いのちの電話連盟）	33.0
千葉県警察の「電話de詐欺」相談窓口	29.0
法テラスの相談窓口	26.5
子どもの人権110番	21.5
市区町村役場の犯罪被害の相談窓口	21.0
消費者ホットライン（消費者庁）「188」	19.4
千葉県警察少年センターの相談窓口	14.9
千葉県弁護士会の相談窓口	14.4
警察相談専用電話「＃9110」	13.6
児童相談所虐待対応ダイヤル「189」	12.9
ＤＶ相談ナビ「＃8008」	5.0
性犯罪被害者支援センター「＃8891」	4.2
性犯罪被害相談窓口（警察庁）「＃8103」	3.8
どれも知らない	28.8

(2) 相談意向の分析

９項目の事例を提示し、「もし以下のようなことがあった場合、あなたはそれぞれの人や機関に相談すると思いますか。相談すると思われるものすべてを選んで下さい」と相談意向をたずねた。

相談先として 10 項目を提示した。家族や親戚、会社や学校の人、友人、警察、市町村役場などの相談窓口や専門機関、弁護士（会）など法律の専門家、カウンセラー等心の専門家、精神科医や心療内科医、Twitter などの SNS に投稿して相談、誰にも相談しない。

相談相手として、家族や親戚、会社や学校の人、友人の３者を統合し、「私的関係」とした。警察、 市町村役場などの相談窓口や専門機関、弁護士（会）など法律の専門家の３者を統合し、「公的機関」とした。

関心の焦点は町内会・自治会加入の効果と、公的相談窓口認知の効果を観察することにあった。そこでまずは、相談窓口の性質を捨象し、数の多寡だけで分析した。相談窓口の認知の総和は、以下のようになった。平均値 2.54、中央値 2、標準偏差 2.73。この認知数の

総和の四分位をとった。第一四分位は認知数 0 で 636 ケース(28.8%)、第二四分位は認知数 1 で 363 ケース(16.4%)、第三四分位は認知数 2 ～ 3 で 584 ケース(26.4%)、第四四分位は認知数 4 以上で 625 ケース(28.3%)。この認知数の四分位を独立変数としたクロス分析を行った。

認知窓口数の多寡と公的機関への相談意向には、ほぼ直線的な関連がみてとれた。公的相談窓口の存在を知っているほど、公的機関への相談意向をもつ割合は高くなっていた。公的相談窓口の認知は、公的機関への相談意向とつながっているようにみえる。

ついで、公的機関への相談意向の有無を従属変数としたロジスティック回帰分析を行った。性別と年代を調整変数として投入した。年代は 20 代を基準とし、10 歳刻みのダミー変数として投入した。

相談窓口の認知数は、認知数 0 を基準とし、認知数 1、認知数 2 ～ 3、認知数 4 以上をそれぞれダミー変数として投入した。さらに、学歴（大卒か否か）と町内会加入の有無も独立変数として投入した。

公的相談窓口の認知に、公的機関への相談意向に対して正の効果が観察された。どの仮想事例であっても、相談窓口認知数が多いほど、相談意向をもつ確率は高まり、直線的な関連がみてとれた。したがって、相談窓口の認知を高めることは、二次予防として一定の意義が見込めそうである。

他の変数をコントロールしても、大卒であることは相談意向に対して正の効果が観察された。社会経済的地位の高さが公的機関へのアクセス可能性を高めていた。社会経済的地位によって、二次予防レベルで早期の対応速度に差があることが示唆された。

町内会加入にも相談意向に対して正の効果が観察された。それはなぜか、そのメカニズムは本報告では検討されていない。ひとつの仮説として、町内会・自治会加入が、単にひとつの社会集団への加入を意味するのではなく、社会経済的地位を反映した代理変数であるであるという可能性があげられる。仮にそうであるならば、社会経済的地位の高さが公的相談窓口の認知をもたらし、そして相談意向をもたらしているという可能性を否定できない。ただし、もしそうであったとしても、社会経済的地位の何が、どのように、相談意向を高めているのかは問われるべき謎である。

（3）補足分析：社会経済的地位と町内会加入

補足として、町内会加入の効果に見えるものが、社会経済的地位を反映した見せかけの効果である可能性を検討した。

まず世帯収入、住居形態と町内会加入のクロス集計を行ったのが表 2 である。

表 2　世帯収入・住居形態と町内会加入

		町内会・自治会加入		
		加入	非加入	
世帯収入	400万円未満(n=550)	46.2%	53.8%	***
	400～600万(n=434)	55.3%	44.7%	
	600～800万(n=352)	62.8%	37.2%	
	800～1000万(n=221)	74.7%	25.3%	
	1000万円以上(n=218)	68.8%	31.2%	
	わからない(n=430)	57.0%	43.0%	
持ち家	あてはまる(n=1414)	79.5%	20.5%	***
	あてはまらない(n=794)	19.4%	80.6%	
一戸建て	あてはまる(n=1080)	75.7%	24.3%	***
	あてはまらない(n=1128)	40.8%	59.2%	

*** p<0.001　注）世帯収入は NA が 3 ケース。

世帯収入によって町内会加入率が異なることが見て取れた。そこで、性別、年齢、認知数ダミー、町内会加入、大卒、そして世帯年収のダミー変数を独立変数とし、相談意向を従属変数としたロジスティック回帰分析を行った。

その結果、世帯収入の直接効果はあまり観察されなかったが、公的相談窓口認知数、町内会加入の有無にも正の効果が観察された。すなわち、世帯収入をコントロールしても町内会加入には公的相談窓口への相談意向を高める効果がみられたということである。

ただし、町内会加入の何がどのように、こうした効果をもたらしているのかは本報告では検討されておらず、今後の課題であるとした。

【文献】

・淑徳大学コミュニティ政策学部，2022，『令和 3 年度社会調査実習報告書』第 10 号.
・山本功 ,2021，「特殊詐欺に対する不安感・リスク知覚と一次予防－第 6 回犯罪に対する不安感等に関する調査研究から－」日本犯罪社会学会『第 47 回大会報告要旨集』41-2.
・山本功・島田貴仁・金政祐司・荒井崇史・石田仁，2017，「ストーカー事案の被害実態等に関する調査研究（2）―被害相談意向の分析―」日本犯罪社会学会『第 44 回大会報告要旨集』76-7.
・山本功・島田貴仁・青柳涼子・渡辺由希,2022，「特殊詐欺に対する知識・意識・対策行動」日本犯罪社会学会『第 48 回大会報告要旨集』70-1.

保安警備業務に基づく環境犯罪学理論の再考

田中智仁（仙台大学）

1　目的

防犯を目的とする警備業務は、「警戒線」に基づいて各種の対策が立案されている。警戒線は CPTED や日常活動理論等の環境犯罪学理論と親和性が高い。しかし、万引き被害防止を目的とする保安警備業務では、被疑者の動きが警戒線と逆行するため、既存の環境犯罪学理論では十分に説明することができないと思われる。

そこで本報告では、万引き防止システム（EAS）の運用も含め、実務と理論の接点を探りつつ、環境犯罪学理論を再考する。

2　警戒線の考え方

施設警備の場合、窃盗等の犯罪企図者は施設外部から内部へ侵入することを前提として、警戒線を設定する。まず、敷地外周に第 1 警戒線を敷き、敷地内への侵入を防止する。次に、敷地内に侵入されたとしても、建物開口部に第 2 警戒線を敷き、建物内部への侵入を防止する。さらに、建物内部に侵入されたとしても、特定の室内や通路等に侵入されないよう、屋内に第 3 警戒線を敷き、警備対象物の窃取を防止する。

また、警備対象物が人物（警備対象者）である場合は、第 4 警戒線の護りを身辺警備として実施することで、警備対象者に危害を加えられないようにする。すなわち、施設警備と身辺警備では、図 1 の通り、第 1 警戒線から第 4 警戒線までの順で犯罪企図者が侵入することを想定し、警備業務を実施しているのだ。

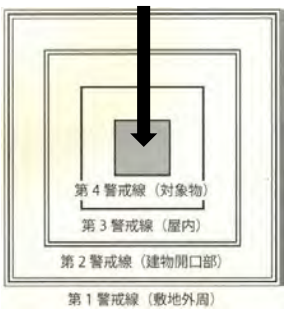

図 1　施設・身辺警備の想定

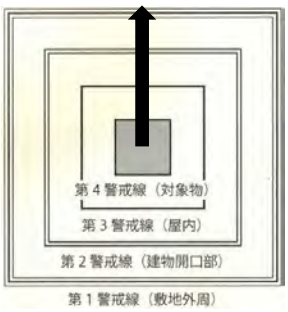

図 2　保安警備の想定

出典：特定非営利活動法人警備人材育成センター（2015：70）

一方で、万引き防止対策を主な目的とする保安警備では、万引きの被疑者が商品（対象物）に着手し、隠匿した状態で店外へ持ち出したことを警備員が現認する。その上で、被疑者の身柄を現行犯で確保している。すなわち、図 2 の通り、第 4 警戒線から第 1 警戒線までの順で被疑者の動きを現認することから、施設警備の発想とは逆の考え方になっている。また、商品を着手・隠匿している被疑者が、警備員の追尾に気づいて万引きを断念する場合は、万引きの未然予防ではなく、未遂に止めたと考えられる。この場合、既存の防犯の基礎理論で説明できるのか、検討を要する。

3　防犯の基礎理論

防犯の基礎理論の多くは、環境犯罪学の領域で蓄積されてきた。例えば、小宮（2005）では、領域性、監視性、抵抗性を防犯の 3 要素としている。この 3 要素は警戒線の考え方と整合しており、第 4 警戒線（対象物）に EAS 用の防犯タグを付けることで抵抗性をもたらす。そして、第 3 警戒線（屋内）は店内の防犯カメラによる監視性、第 1・2 警戒線（建物開口部等）は EAS ゲートによる領域性として機能することになる。

また、日常活動理論を発展させた「エックの三角形」のモデルでは、警備員が監視者、建物の管理人と店員が管理者に位置づけられている。CPTED においても、4 つの基本原則のうち、監視性と接近制御を警備員が担い、領域性と抵抗性を EAS が担うことで、万引きの未然防止もしくは未遂に止めることに寄与する。

このように、実務では防犯機器と人的警備を融合した警備体制により、複合的な万引き防止対策が体系化されている。この体系に、防犯の 3 要素、日常活動理論およびエックの三角形、CPTED を対照すると、環境犯罪学理論と万引き防止対策実務に一定の整合性があることを確認できる。

以上の考察をモデル化すると、図 3 の通りになる。

図 3　理論と実務の融合モデル

ただし、図 3 のモデルでは、万引きの被疑者に対する意識づけと、保安警備に従事する私服警備員（保安員）の存在意義を説明することができない。私服警備員は、犯行（万引き）が成立した段階で被疑者の身柄を確保する役割を担う一方で、周囲の買物客に紛れることで存在を不可視化している。そのため、私服警備

員の存在を暗黙裡に示唆することができる。これにより、被疑者に「見られているかもしれない」と意識させ、万引きの未然防止のみならず、着手・隠匿後に万引きを断念し、未遂に止まらせる効果も期待される。

図 4　警備員の意識づけモデル

被疑者に対して警備員の存在を意識づける場合、モデルは図 4 の通りになる。「警備員に見られているかも」という意識づけで商品（被害対象物）に対する被疑者の接近を制御するとともに、着手・隠匿された状態の商品を手放して未遂に止める視点を追加した。

4　実務に基づく環境犯罪学理論の再考

しかし、環境犯罪学理論は「場所」に注目しているため、被疑者に対する意識づけを説明するのは困難である。同時に、警備員と EAS 技術員の意識も、既存の環境犯罪学理論のみでは説明することができない。これらの意識を考察の視角に含めるのであれば、「パノプティコン」と「暗黙知」を組み合わせる必要がある。

まず、パノプティコンは、監視者の存在を不可視化した一望監視施設であり、受刑者に対して「気づかないうちに見られている」という意識の醸成に資する。私服警備員も他の買物客に紛れ、存在を不可視化していることから、パノプティコンの発想に通底している。

一方で、EAS は防犯タグやゲート等の可視化された機器により、物理的に万引きを防止する目的で設置される。そのため、商品の不正な持ち出しを検知するだけではなく、万引きの企図者に対して「見せる警備」に相当する抑止効果を及ぼすことができる。

次いで、暗黙知は私服警備員（エックの三角形における監視者）と、EAS 技術員（エックの三角形における管理者）が有する技術は、暗黙知として説明することが可能である。暗黙知の概念を提唱した M・ポランニー（1966）は、「私たちは知っている顔を百万人の中からでも見分けることができるが、自分がどのように見分けるのか分からない」と述べ、認知の多くは言葉に置き換えられないことを指摘している。この指摘は、私服警備員が多くの買物客の中から万引き企図者を見分け、被疑者と認知して追尾・現認する行為に通底している。特に万引き常習者の顔を私服警備員が記憶している場合は、ポランニーの記述と一致する。

さらにポランニーは、「機械は作動原理によって規定されているが、作動原理は機械の故障や破損を説明できない。なぜなら、機械の作動原理は人為的な形成作用によって物質内に形象化されるものであり、自然の法則によっては定まらない一連の条件が存在する」と述べている。この記述に基づき、EAS 技術員の実務を説明できる。なぜなら、EAS の開発・障害対応には、人為的な要素が含まれているからだ。例えば、防犯タグを付けたままの未清算の商品が EAS ゲートを通過した時の感度調整は、EAS 技術員による人為的な要素である。すなわち、EAS は機械としての作動原理を担保する「設計」だけではなく、「設定」が重要になるのだ。

以上の考察から、既存の環境犯罪学理論では説明困難な視角は、パノプティコンと暗黙知に基づく哲学理論を組み合わせることで説明が可能になると言える。

5　結語

保安警備において、被疑者の動きは施設警備で想定される「警戒線」と逆行するが、複数の環境犯罪学理論を組み合わせてモデル化すれば、既存の理論で説明が可能となる。ただし、被疑者への意識づけと、私服警備員と EAS 技術員の技能も視角に含めるのであれば、パノプティコンと暗黙知も組み合わせ、人為的要素も加えて考察しなければ、理論と実務の接点を見失うおそれもあることに留意を要する。

文献

『朝日新聞』2017 年 4 月 18 日付朝刊

Felson,M .2002,“Crime and everyday life(3rd ed)” Sage Publications, Inc（守山正監訳,2005,『日常生活の犯罪学』日本評論社）

小宮信夫（2005)『犯罪は「この場所」で起こる』光文社新書

工業会日本万引き防止システム協会（2012)『万引防止システムハンドブック(第 3 版)』https://www.jeas.gr.jp/pdf/20120920-1.pdf(2022 年 5 月 10 日閲覧)

Polanyi,M.,1966, The Tacit Dimension. Routledge & Kegan Paul Ltd.（高橋勇夫訳,2003,『暗黙知の次元』ちくま学芸文庫）

谷岡一郎（2004)『こうすれば犯罪は防げる―環境犯罪学入門』新潮選書

特定非営利活動法人警備人材育成センター（2015)『教本施設警備業務 2 級』

Wortley, R. and Mazeroll, L.(ed),2008, “Enviromental Criminology and Crime Analysis”Willan Publishing（渡辺昭一・島田貴仁監訳,齊藤知範・雨宮護・菊池城治・畑倫子訳,2010,『環境犯罪学と犯罪分析』社会安全研究財団）

「犯罪被害予防対策を促進するための課題とその解決に向けて」指定討論

松川杏寧（防災科学技術研究所）

１　本セッションの背景と特徴

世界各国と比較して犯罪・非行の発生率は人口減少に伴い低下が続いている我が国であるが、犯罪不安感は犯罪認知件数と連動した低下が見られない。一方で、特殊詐欺などの近年増加傾向にある犯罪についての犯罪リスク知覚は、まだ低い状態にあり、実際の犯罪実績とそれに対する不安、犯罪に巻き込まれる可能性の認知については、齟齬があるのが現状であると言わざるを得ない[1)]。

本セッションでは、声掛けやわいせつ行為などの若年女性を対象とした迷惑行為や電話による特殊詐欺、万引きなど、身近に起こり得る犯罪種を対象に、それらの危機事象に対する防犯行動意図や相談、通報行動等、具体的な被害軽減のための行動に至るまでの具体的な流れについて、犯罪学の理論やそれに基づいた社会調査による科学的根拠をもとに、直接的なソリューションを示唆する内容の研究群について報告があった。1 次予防から 2 次予防までを含む、犯罪被害をなるべく最小限にとどめることを目的とした研究群であり、それぞれの研究成果から、継続的な防犯リテラシーの向上の重要性と、その方法論が垣間見えるような研究成果が報告された。

２　話題提供者の報告に対する指定討論の内容

（１）　齊藤報告

齊藤による報告では、様々な社会調査によるこれまでの研究成果を踏まえて、若年女性を対象とした被害予防に関する研究成果が報告された。現代日本では、子ども頃から家庭や学校などで様々な防犯教育を受けて成長するが、成長していく中で犯罪被害リスクは変化し、それに伴って防犯行動意図にも影響が及ぶ。その流れについて複数の調査から検討を試みるとともに、様々な防犯教室の内容の方向性やそのタイミングなどの組み合わせについて、今後改善のための示唆が得られる内容となっていた。

これらの成果から、日本社会がすでに構築している、防犯リテラシーが向上される様々なしくみを確認できたことと、それによる効果が防犯教室後の行動意図の変化に表れていることが確認された点が非常に興味深かった。一方で、複数の違う調査対象者への調査の積み重ねによる成果をつなぎ合わせていることから、得られた成果の連接については、推測の域を出ない部分もあり、今後のより一層の成果が期待される部分もあった。また防犯教室については、若年女性を対象としたターゲット・ハードニング的な防犯教室についての調査結果にとどまっており、講義での犯罪被害抑止を考えると議論の余地が残るものであった。

（２）　山根報告

山根報告では、高齢者を対象とした電話による特殊詐欺事案について、社会調査データを緻密に分析し、電話機の取り扱いという個人属性に依拠しない具体的な対策案を検討することに成功していた。常時留守番電話サービスの利用という科学的に犯罪予防効果が確認された対策の発見に加え、その対策の実効性を高めるためにどのような方法が望ましいのかを、具体的に検討していた。特に、被害者として注意が必要な高齢者は、平時から福祉ニーズが高い独居高齢者であることが明らかにされており、それも踏まえて、自身の犯罪リスクに対する認知や、留守番電話サービス導入に向けた具体策を 3 パターンに分けて提案していた。

本報告の成果は、すぐにでも社会実装のプロセスに移行し、その効果検証を実施できるような内容の報告となっていた。また、現代社会におけるデジタル化とその変化の速さによって、携帯電話やスマートフォンの普及率が、高齢者層においても上昇を続けいている中で、特殊詐欺事案も LINE や Facebook などの SNS を通じたものに形態変化をしている。これらに対しても、本報告の成果の特質である「個人の資質によらない通信媒体による犯罪予防対策」という点を活かし、キャリア会社やデバイスへの対策措置を取ることで被害軽減が望めるという議論は、自治体やキャリア会社などを巻き込んで、実証実験や社会実装に向けて早々に動き出すことが望ましいと思えるものであった。

（３）　山本報告

山本報告では、犯罪被害に関する相談窓口の認知と、それらに対する相談意図に関して、社会調査を行った成果が報告された。犯罪被害を最小化するためには、被害を知覚した際に適切な相談窓口に相談することが重要である。山本の社会調査の結果では、相談窓口の認知と、個人の社会経済的地位の高さ、自治会加入が、公的相談窓口への相談意向の高さに影響していることが明らかになった。

本報告では、千葉県が実施したほかの社会調査の結果と比較検討するなど、本調査の結果の一般性を担保するための検証も行われており、相談意向についての基礎的研究として、重要な役割を担う研究になるであろうことがうかがえた。また、DV や虐待といった家庭内の事案として、長く警察や公的機関への届け出が忌避されがちだった事案に対する通報意向や、私的もし

くは民間の相談窓口との関係性、どの窓口に先に相談するのかといった順序についてなど、今後の検討や研究の深度について期待が寄せられる内容となっていた。

（４）　田中報告

田中報告は、万引きを対象とした保安警備業務における対策案についての報告であった。保安警備業務における万引き対策について、警戒線という業界の経験知にもとづく考え方と、CPTED という理論的枠組みを組み合わせて検討を行うことで、予防と被害の間にある「未遂」についても環境犯罪学理論で説明可能であることが提起された画期的な報告であった。環境犯罪学の諸理論は、もともと犯罪予防を目的に据えて考えられたものであり、実務との親和性は高いことで知られているが、予防だけでなく、犯罪事象のもととなる行為が行われたとしても犯罪として成立する前に未遂に止めることについてもモデル化を行うことで説明を行っていた。

万引きは成人による実行も多いが、未成年者による非行の一環やその入り口で実行されることも多く、既遂よりも未遂でとどまる方が、そして未遂よりも予防で止められることが望ましいのは明らかである。本研究の成果が実務で有効活用されることで、保安警備業務の実効性が高くなるだけでなく、長期的に見て社会全体の犯罪予防効果が高まることが期待される内容であった。一方で、犯罪を抑止する警備業の視点や、それを研究する研究者に視点はあったものの、犯罪者の視点が含まれていないかった点や、今後の AI 技術の発展に伴う技術進歩についてなど、本報告で得られた示唆と、それに基づく議論をブラッシュアップさせ、環境犯罪学のさらなる発展に寄与するものとして後押しするような指摘もあり、今後のより一層の研究の進展に期待が寄せられる議論が展開された。

1)　公益財団法人　日工組社会安全研究財団，2019，「犯罪に対する不安感等に関する調査研究―第６回調査報告書―」．

テーマセッションD

反復性違法行為者対策としての「強制的(≒懲罰的) アプローチと受容的(≒公衆衛生) アプローチ」

コーディネーター・司会:飯野　海彦(北海学園大学)
話題提供者：髙橋　洋平(髙橋洋平法律事務所)
生駒　貴弘(東京保護観察所)
長谷川　直実(医療福祉法人ほっとステーション大通公園メンタルクリニック)
指定討論者：指宿　信(成城大学)

1　企画趣旨

反復性違法行為，特に薬物乱用に関して，犯罪現象を扱う諸学問においては，強制的（懲罰的）アプローチか受容的（公衆衛生）アプローチかの二者択一で考え,「世界の潮流は公衆衛生アプローチへ」と言われている。

本テーマ・セッションは，この世界の潮流に敢えて異議を唱え，刑罰を科すことに偏ることも治療のみに偏ることも否とし,「刑事司法側は強制的に対象者に刑罰を科す，援助側は受容的に、治療と訓練を提供する。」と双方のアプローチを相互補完的に利用しないと対策として失敗するという事を信号系学説に基づき論証しようと試みるものである。本 TS の題名は,「」内に由来し，敢えて一般的な「懲罰的・公衆衛生」と異なる語を用いた。

また，大麻使用罪の創設にも賛意を示し，敢えて世界の潮流に抵抗する。

そもそも，わが国においては，規制薬物が非常に良くコントロールされており，そのコントロールが巧く出来ていない「世界の潮流」に乗って，規制薬物の新規参入を加速させる方策をとる必要なない。

例えば，2020 年、アメリカ合衆国における薬物過剰摂取(overdose)による死者数は 93,331 名（BBC NEWS14.july2021:https://www.bbc.com/news/world-us-canada-57840635)に上り,1 日あたり約 250 名，Ⅰ時間に 11 名が死亡している計算となる。これに対し，アフガン戦争（2001－2021）の 20 年間における米軍の死者数は，2,460 名(非戦闘行為中の死亡含)（http://www.defense.gov/News/News-Releases)であり，まさに”Drug War”と表現するにふさわしい。

また，法務総合研究所編『犯罪白書令和 2 年版―薬物犯罪―』によれば，薬物経験率のわが国と諸外国との比較において，大麻、覚せい剤、コカインについて,わが国(15～64 歳)がそれぞれ 1.8%,0.4%,0.3%であるのに対し，フランス(18～64 歳)がそれぞれ 44.8%，2.2%，5.6%，アメリカ(12 歳以上)がそれぞれ 45.3%，5.4%，14.7%に達する。

そして，わが国の受刑者総数(2021 年 12 月 31 日現在)41,867 名中薬物事犯者は，10,346 名 24.7%であるのに対し，アメリカ合衆国では，連邦（2018 年 9 月 30 日現在)の受刑者 162,904 名中薬物事犯者が 76,700 名 47.1%を占め,州(2017 年 12 月 31 日現在)受刑者総数 1,273,674 名中薬物事犯者は，183,900 名 14.4%であり，州レベルでは全受刑者に占める薬物事犯の割合は，自己使用自体は罪とならないためもあってか，わが国の約半数であるものの，受刑者数はわが国の 18 倍に上っている。いくつかの州で嗜好目的の大麻合法化に向かう背景には，ソフトドラッグへの対応にまで刑事司法の手が回らないという実情もあるのではないだろうか。

他方，同じく『犯罪白書令和 3 年版』によれば，令和 2 年の覚せい剤取締法違反の検挙者は，8.654 名で，最も再犯率が高く，長年 1 万人の壁を破れないと言われていた覚せい剤事犯が 8 千人台で移行しており，厳格な取り締まりに加え、刑の一部執行猶予制度等，取締処分側から援助側への対象者導入の促進といった対応策が功を奏していると言えよう。

しかし，大麻取締法違反での検挙者は，平成 25 年の 1,616 名(同『犯罪白書平成 26 年版』)から、令和 2 年(同『犯罪白書令和 3 年版』)に 5,260 名へと急増し，強制的・受容的双方のアプローチによる対応が必要である。そのカギは，後述「∞連携」である。

2　「∞連携」とは

平井愼二会員提唱の「∞連携」とは何か。

医療機関・自助グループ等「援助側」には薬物乱用者から近接性があり,「このままでは捕まってしまう」と思い，薬物使用障害を治そうとする者が訪れやすい（①)。しかし，援助側には法による強制力がなく，治療⇔再使用を繰り返すことになる。

取締処分側には，法による強制力があるものの誰しも処罰から逃れたいため忌避性があり，対象者の取り込みに限界があり、取締のみでは対象者が「暗数」となってしまう。

それ故，相互補完の必要がある。

援助側は対象者の薬物乱用を通報しない一方(通報すると，取締側と同じ忌避性を帯びてしまう)，対象者が取締処分側と関わるように誘導しなくてはな

らない(③)。具体的には，体内から規制薬物とその代謝物が排出され，証拠がなくなった時点で取締職員と面接することを勧める。

取締処分側は，強制力を持って検挙後(②)，援助側に関わるようにする(④)。

「∞連携」は，刑罰より治療を優先させるものではなく，規制薬物乱用が犯罪でないと成り立たない相互補完体制であり，決して薬物乱用者を見逃さない体制である。

図１

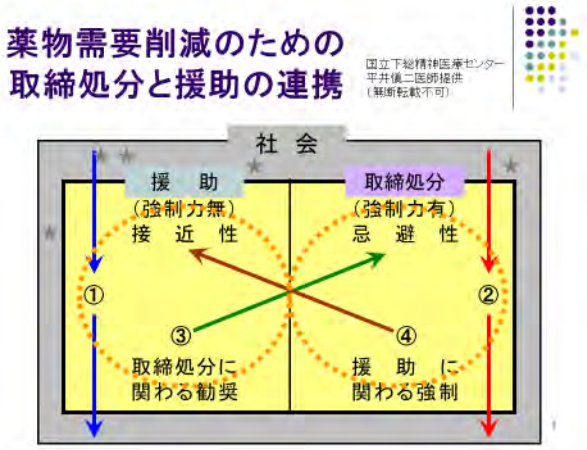

平井慎二会員より提供

文献

平井慎二，2003，「規制薬物乱用者への対応における取締処分との連携による援助即としての純化」『日本社会精神医学会雑誌』Vol.12No.1：57.

薬物乱用を反復する者に対する刑事司法の対応

弁護士　髙橋　洋平(髙橋洋平法律事務所)

１　はじめに

私が弁護人として、薬物（ここでは、覚醒剤を念頭におくが）事件を担当した際に、本人から、覚醒剤を「やめたくてもやめられない」と言われたことがある。

ここで確認しておくと、実務家として薬物事件を担当する者の実感として、薬物乱用を反復する者がみな「やめたい」と考えているかというとそうでもない。大きく分けると、①やめたくない、②いつでもやめられる、③やめたくてもやめられない、というように区別できるように思う。①はそもそもやめる気もないから覚醒剤を使い続ける。②は覚醒剤をやめるきっかけがなく、覚醒剤を使い続ける。③はやめたくてもやめられないからやはり覚醒剤を使い続ける。

本報告は、①②ではなく、③に焦点を当てるものであり、「やめたくてもやめられない」という物質使用障害がより深刻な場合において、刑事司法がどのように対応すべきかを検討するものである。

２　刑事司法における通常の覚醒剤の事件の流れ

では、刑事司法の場面において、通常の覚醒剤の事件は、どのような流れで処理されるか。

まず、逮捕、勾留後、ほぼ全ての覚醒剤の事件が起訴される。そして、第１回公判において、本人は反省の言葉を述べ、検察官は長期の矯正教育が必要であると厳しく断罪し、弁護人は、本人は苦労人であり、もう二度と覚醒剤を使わないと誓っていると少しでも軽い量刑の判決を求める。

そして、判決では、裁判官が覚醒剤を使用した経緯や動機に格別酌むべき事情もなく、刑事責任が重いと指摘し、相応の実刑を免れないと言い放ち、それなりに重い量刑の懲役刑を言い渡すことになる。回数を重ねる度にまるで階段を少しずつのぼるように刑が重くなっていく。

この流れにおいて、弁護人としてできることは、「情状」を主戦場に設定し、反省だけでなく、治療・リハビリをし、覚醒剤とは決別した新しい生き方を積極的に提案することにより、情状のプラスポイントをできる限り多く稼いでいくことである。

しかしながら、「情状」を主戦場にしても、判決では、一般情状として評価するには限界があるなどと扱われることが多く、情状のプラスポイントを稼ぐにしても限界があるところである。

３　新しい刑事司法の対応（考察）

（１）これまでの有責性の議論

刑事司法においては、本人が覚醒剤をやめられない状態を病気として捉えるのではなく、覚醒剤の前科がある者が再び同じ覚醒剤の事件を犯せば、覚醒剤に対する親和性や依存性が根深いなどと評価し、刑事責任がより重い事情として捉える。

ここで、刑事責任が問えることの前提として、有責性があること、すなわち、責任能力が認められることが必要であり、責任能力とは、事理弁識能力があり、行動制御能力があることである。

確かに、事理弁識能力はともかく、本人が物質使用障害に罹患していえば、その病気の症状から、彼に覚醒剤を使用することを思いとどまること、すなわち、本人に覚醒剤使用に関する行動制御能力を求めることは一見困難そうである。

しかしながら、刑事司法は、事理弁識能力があり、覚醒剤が違法であることをわかっている状況においては、通常であれば、意識障害や幻覚妄想等の影響を受けていない限り、反対動機の形成が可能であり、行動制御能力の欠如ないし減弱は認められないとする。そして、行動制御能力が否定されることもない。

（２）有責性の議論の問題点

刑事司法における上記の現状は、覚醒剤乱用者の対応において、正解していない。本人は、今回の事件だけでなく、前回も前々回も十分に反省し、その度にやめる決意をし、そのための努力をしてきたが、それが功を奏さず、再び覚醒剤に手を出し、逮捕された。刑務所の出入りを繰り返させるだけである。その結果、本人の人生が壊れるのはもちろん、このような者のために国はいったいいくらの税金を投入しているのか。得るものは乏しく、失うものばかりであり、完全なる愚策である。

このような愚策を改めるためには、覚醒剤を「やめたくてもやめられない」という本人を念頭において、確かに、問題なく日常生活を送り、仕事にも従事しているのであり、一見すると、行動制御能力がないというのは困難に感じる。だが、殊に覚醒剤に関してはどうだろうか。覚醒剤を目の前にすると、「やめたくてもやめられない」状態になる。物質使用障害という病気の出現である。このような病理的な作用を前提にするならば、意識障害や幻覚妄想等の影響を受けていないとしても、覚醒剤使用に関する反対動機の形成がもはや不可能であり、行動制御能力の欠如ないし減弱が認められる。こう考えることがこの病気の実情を正しく捉えることになる。

覚醒剤乱用者の有責性に関する議論の大きな問題は、全く機能していない完全なる愚策であるにもかかわらず、それが唯一の手段とされ、とりわけ、刑

事司法においては、最善の策とされていることである。

しかしながら、これが一向に改善されない限り、本人はいつまで経っても刑務所と社会を行ったり来たりすることになり、その結果、治療を受けるチャンスを失うだけでなく、社会にとっても税金投入という形で過剰な負担を強いられ続け、悪循環を生じさせるだけである。

（３）悪循環を断ち切るための刑事司法の対応

では、刑事司法は、このような悪循環を断ち切るためにどのような対応を考えるべきか。

上記のとおり、「情状」を主戦場として設定するやり方では限界がある。そこで、私は、「やめたくてもやめられない」という物質使用障害が深刻な場合については、特殊性をより個別具体的に検討できるように、「有責性」を主戦場と設定することを提案するものである。

確かに、現在、覚醒剤使用障害（だけ）に罹患していることを理由に責任能力（行動制御能力）を争ったケースはほとんど見られず、数少ない責任能力を争ったケースにおいても、判決において、特に就労を継続するなど通常の日常生活を問題なく送っていたほか、覚醒剤の使用場所や隠匿保管していたなどの事情を踏まえて、事理を弁識し、その弁識に従って行動を制御する能力を有していたことは明らかであるとされ、反復する薬物乱用の特殊性を考慮した「有責性」の考え方は採用されるに至っていない。

もっとも、近時の精神医学においては、臨床と研究の成果を経て、条件反射制御法の基礎理論であるヒトの行動原理に関する知見により、反復する薬物乱用の特殊性を正しく捉えることができるようになった。この成果は極めて大きい。すなわち、特殊性としては、行為時において、事理弁識能力は保たれていながら、刺激を受けると第１信号系にある覚醒剤摂取行動を司る反射連鎖が作動し始め、その作動に第２信号系反射網の制御は負け、覚醒剤摂取行動が実現するというものである。この場合、重篤な覚醒剤使用障害であり、行動制御能力はなかったことになる。例えるならば、１０００回目の覚醒剤乱用者については、行動制御能力がなく、有責性が否定されるという帰結に至るものである。

（４）まとめ

刑事司法における有責性には、意識障害や幻覚妄想等の影響を受けている場合だけでなく、物質使用障害に罹患し、覚醒剤を使用する行動を制御できない場合をも含むべきであり、個別具体的に行動制御能力の欠如ないし減弱を判断すべきである。

そうすると、１回目の覚醒剤乱用者は、行動制御能力があり、有責性は肯定されるが、１０００回目の覚醒剤乱用者は、行動制御能力がなく、有責性は否定される。そして、有責性が肯定された場合は「刑罰」であり、有責性が否定された場合は「治療」を優先する。

そして、求められる刑事司法の対応としては、「刑罰」だけではなく、「治療」の導入であり、これをスムーズに実現するためは、関係機関の相互連携（ここでは、∞（無限大）連携）が有効であり、それぞれの機関が各々の役割を全うするが重要である。

新しい刑事司法の対応は、近時の精神医学の成果を踏まえるものであり、これは、薬物乱用を反復する者にとどまらず、窃盗や性犯罪等を繰り返す者にも有用であることを指摘しておく。

以上

文献

平井愼二, 2015,「行動のメカニズムに対する徹底した理解と条件反射制御法」『条件反射制御法研究』3:5-27.

平井愼二,2019,「治療等を求めなかった不作為に対する刑罰と∞連携」『条件反射制御法研究』7:31-40.

飯野海彦,2019,「条件反射制御法が導く裁判のあり方に対する意見」『条件反射制御法研究』7:41-46.

薬物事犯者の社会内処遇における強制的アプローチと受容的アプローチをめぐる一考察

生駒貴弘（東京保護観察所）

(1)保護観察によるアプローチの位置付け

保護観察所は、刑事司法の一翼を担う法務省の地方機関であり、保護処分又は刑事処分を受け保護観察に付された者に対する保護観察を実施している。保護観察に付された者は、遵守事項（一般遵守事項と特別遵守事項）を遵守することを義務付けられ、これに違反した場合には執行猶予や仮釈放が取り消される場合があることから、テーマで掲げられている２つのアプローチのうち、制度的には「強制的（懲罰的）アプローチ」の性格を有しているといえる。一方で、薬物事犯の保護観察対象者に対して特別遵守事項に設定して義務付けて実施している「薬物再乱用防止プログラム」は、定期的な薬物検査と教育課程を一体のものとして運用する処遇である。このうち、教育課程は、認知行動療法を基礎理論として編集作成されたワークブックを活用して実施していること、また、実施補助者としてダルクスタッフや精神保健福祉士等の援助的専門職の協力を得てグループワークにより実施している保護観察所も多くあり、その処遇内容については「受容的（公衆衛生）アプローチ」の性格を有している。もとより、保護観察自体が、「指導監督」と「補導援護」の２つの要素による処遇を併せて実施するものであり、テーマにある２つのアプローチを内包する性格を有しているといえる。

(2)保護観察処遇における、関係機関が行う専門的援助の更なる活用

第 208 回通常国会において、刑法等の一部改正法案が審議され、2022 年 6 月に可決成立した。このうち、更生保護法改正部分に、「更生保護事業を営む者その他適当な者が行う特定の犯罪的傾向を改善するための専門的援助であって法務大臣が定める基準に適合するものを受けること」を、保護観察における特別遵守事項に定め義務付けることを可能とする改正事項が盛り込まれている。この規定は、法制審議会少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会において議論され、令和 2 年 10 月 29 日に法務大臣に答申がなされた内容の一部であり、この改正部分は、公布日から起算して 1 年 6 月以内に施行することとされている。法務省保護局では、法案提出に際して、有識者による検討会(「今後の社会内処遇の在り方に関する検討会）も行われている（注)。

なお、この改正は、あくまで現行の保護観察制度の枠組みの中で、関係機関が行う専門的援助の更なる活用を図ることを意図するものと考えられる。つまり、刑事司法手続において治療処分やダイバージョンなどの新たな制度的枠組みが創設されたわけではない。

(3)薬物事犯者に対する保護観察処遇における課題

薬物事犯者の社会内処遇の在り方を考えるに当たり、プログラム中の薬物再使用をどう評価し、どう扱うかということが非常に重要な課題である。

保護観察所の薬物再乱用防止プログラムにおいて実施している定期的な薬物検査は、保護観察対象者が規制薬物等を使用しないように自らの行動を自制することを期待して、実施日時をあらかじめ指定して実施している。また、検査に先立って、対象者に対し、陽性（規制薬物等が検出された状態）を確認した場合は、警察等の捜査機関に出頭するよう求め、出頭しない場合は保護観察所から通報することを事前に説明している。したがって、第二信号系が正常に機能している者であれば、処罰を回避するために、検査に備えて一定期間は規制薬物等を使用しない行動をとることは必然である。

しかし、割合としてはわずかではあるが、この検査をクリアできない者がおり、出頭した警察での薬物検査で更に陽性が出た場合には、新たな犯罪として立件され、重い処罰を受けることとなる。付随して仮釈放や執行猶予の取消しも行われる。このような事例は、検挙につながる可能性がある薬物検査があるとわかっているのに規制薬物等を使用してしまうという点で、「やめたくてもやめられない」物質使用障害の病態を如実に示している。つまり、第二信号系は指導監督の枠組みに従い行動しようとするものの、第一信号系の強い作動に抵抗できず、行動制御が効かない状態に陥っていると推測できる。こうした者に対しては、第二信号系に対するアプローチ（懲罰的アプローチ）よりもむしろ、第一信号系の過作動を疾病と理解したうえで、その改善を図るアプローチ（公衆衛生アプローチ）こそ必要ではないかと考える。具体的には、例えば、プログラム実施中に処遇機関が把握した薬物使用に対しては、物質使用障害の状態や生活環境等を評価して、処遇の強度や段

階を上げていったり、生活環境を変える契機とするなど、必ずしも犯罪化しないで社会内処遇を継続することが選択できるような仕組みを構築することが望ましい方向性ではないか。また、このような観点を踏まえると、刑事司法手続において、新たに治療処分のような仕組みを構築することが必要ではないかと考える。

（注）法務省 HP 保護局フロントページ、トピックス：「今後の社会内処遇の在り方に関する検討会」について

（https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo08_00013.html）社会学研究』32: 35-50.

【指宿教授からの御質問への回答】

① 新たな「指導監督」はタイプ１や２には期待できない。タイプの分類適用は誰が行うのか？

関係機関が行う専門的援助を受けるよう必要な指示等を行い、これが実行された場合、十分な動機付けがない対象者にとっても、何らかの気付きがあったり、動機付けを高める契機となるなど、再犯防止にとって少なからず効果的となる場合があると考える。また、保護観察は期間が限られているが、その指導によって支援者と出会うきっかけが作られることで、例えば、事後において支援を必要とする状況になった場合に、これが生かされる可能性もあると考える。なお、動機付けの程度に基づくタイプ別の分類や処遇の選択は行っていない。

② 新たな「指導監督」は更生支援を旨とする保護観察官を取締機関化させないか？

処遇者側が援助を受けることを指示する場合、必然的に、自らもその必要性を十分に理解し、援助を提供する関係機関等と連携して処遇を実施することとなるため、ご懸念のようなことにはならないと思われる。

（この問は文書ではご容赦ください。）

③ 保護観察時に「治療」を義務付けることは「刑罰終了後の不利益処分」と法学的にはみなされる。これをどのように正当化するか？

→ 法律の有権解釈となりますので、私見を述べることができません。回答を公表することになりますので、記載するとすれば、法務省本省の担当部署に回答作成を依頼しなければなりません。時間的制約もありますので調整困難であり、ご容赦ください。

なお、概要としては、会場でお答えしたとおり、更生保護法第 51 条第 2 項柱書の規定に基づき、特別遵守事項として許容される範囲内での適用となるため、現行法の枠内で許容されるものと考えます。また、厳密には「治療」ではなく、「特定の犯罪的傾向を改善するための専門的援助」であり、具体的には、認知行動療法に基づく対面での心理的アプローチなどが想定されます。

反復違法行為者の治療への導入ルートについて

長谷川直実(医療法人社団ほっとステーション
大通公園メンタルクリニック)

ほっとステーションは、地域連携の中、外来診療の他に精神科デイケア、グループホーム運営、就労支援、アウトリーチ等に多職種協働で取り組む多機能型精神科診療所である。多職種チームには、看護師、医師、精神保健福祉士、公認心理士、作業療法士、生活支援員、ピアサポーターなどが含まれる。回復と地域生活定着を支援に多職種協働で取り組んでいるため、触法ケース等の困難な事態への対応の幅が広がる。

2021年の１０月１日から202２年９月30日までの期間、ほっとステーションの外来を受診した人の中で、触法行為がきっかけになってつながった人は88名（男性56名、女性32名）だった。88名の中には精神科的併存障害を持つ人も多いが、主診断としては、物質使用障害（違法薬物やアルコール乱用を繰り返す）が19名で多く、その他ストレス関連障害、気分障害（うつ病、双極性障害)、自閉スペクトラム症、性嗜好障害、摂食障害等があった。

88名の犯罪種類については、窃盗が26名で最も多いが､性犯罪も25名でほとんど変わらず多くを占めていた。次に薬物事犯が18名、ストーカーが13名と続いた。

88名の受診のきっかけになった紹介元・受診経路については、「弁護士からの紹介」が25名で最も多く、「警察」14名、「矯正施設」9名、「他医療機関」8名と続いた。「保護観察所」からの紹介は2名と少なくみえるが、「保護観察所」は「地域生活定着支援センター」や「更生保護施設」等からの紹介事例にも関わっている場合が多く、連携の頻度は高い。

警察からの紹介事例は、1 例を除き、ストーカー規制法により、警察が介入し、受診勧奨が行われた事例であった。受診前に警察から医療機関に情報が伝えられること、警察が治療の継続の有無等について医療機関に問い合わせることについて、同意をしたストーカー加害者のみが来院する。同意した人のみが治療につながることになり、警察への不信感が強く、同意しない人については、このシステムに乗らない。

多機関連携において、ケア会議は重要な機能を持っている。ケア会議は、支援を受ける当事者を中心に支援者が集まり、目標やそれぞれの役割を確認する会議である。しばしば「応援会議」「〇〇さんを囲む会」などと名称をつけて開催することもある。

ケア会議開催の主な目的は、就労支援、逸脱行為防止、生活環境調整、退院後支援などである。逸脱行為防止が主な目的の一つになっているとしても、裁きの場のような雰囲気になることは戒め、本人のストレングスに着目することも忘れないように心がけている。

ケア会議のコーディネーターは半数以上がほっとステーションのPSWが務めているが、他医療機関スタッフ、就労支援事業所スタッフ、保護観察官、弁護士、相談支援事業所スタッフなどが務めることもある。コロナ禍においては、オンラインでの会議も増えていた。

ほっとステーションの触法事例の治療への導入ルートや連携機関の中では、ケア会議に参加することが特に多いのは、保護観察所、地域生活定着支援センター職員である。地域生活支援センターは、警察等と異なり援助側の職員であるが、矯正施設に収監中からの関りであるためか、連携の中では「治療につながり続け、再犯しない」ことを強く働きかけ続ける役割を持っている。

また、警察や保護観察所は治療につなげながら、再犯のブレーキとしての役割を持っている。治療につなげた警察職員がケア会議に参加することは滅多にない。

法律学から見た反復違法行為の有責性とあるべき対応

飯野　海彦（北海学園大学）

１　信号系学説(条件反射制御法)とは

ヒトには行動を司る二つの中枢が存在する。生物が種を存続させるための行動（防御，摂食，生殖）に成功すると，生理的報酬を得る。生理的報酬はそれを獲得する前に生じた神経活動を再現しやすい形で定着させる。生理的報酬を獲得することの反復により，生理的報酬を獲得する神経活動は生じやすくなる。行動は神経活動により生じ，神経活動は全て反射を作り、反射は遺伝子に組み込まれている無条件反射(連鎖的に作用し、摂食等本能行動を司る）と生後に獲得する条件反射に分かれる。個体が生後の環境に対応して行動し生理的報酬を得た際には，その行動を成立させた反射の順序が定着、個体が環境へ適応する方向へ進む。この個体に新たに定着する刺激と反応が条件反射で，適応行動を司る。

これら本能行動と適応行動は，個体の内外の環境からの刺激に対し定型的で無意識的な反射連鎖により成立するものであり，このシステムが第一信号系で、ヒトを含むすべての動物がもつ。これに対し，ヒトのみには自由で意識的な神経活動のシステムがあり，これは個体の内外の環境からの刺激に対して複数の方向に反射が拡散し，あるいは収束することを重ね，評価，予測，計画，決断，実行を行う第二信号系であり，いわゆる「思考の場」である[1]。

薬物等の薬理作用や第二信号系による目標の設定と達成の把握にも生理的報酬が生じる[2]。ヒトは，薬物による薬理作用や違法行為の反復により，やがて第一信号系が第二信号系を凌駕する状態となる。

平時は違法行為を認識し，やめたいと思っていても，一定の刺激（例えば，薬物購入金の用意，携帯電話，売人と会う等）があると，第一信号系の指令により違法行為である特定行動を行ってしまうのである。「わかっちゃいるけどやめられない」状態であり，この特定行動については，進化装置の過作動により「制御能力」に欠け，有責性が無い故，1000 回目の覚せい剤使用には有責性が無いのである。

２　現在の刑事司法の対応

第一信号系が第二信号系を凌駕した状態のヒトの反復違法行為への現在の刑事司法の対応は，髙橋会員報告の「有責性を押し付ける厳罰主義」である。

「裁判所が、特定の刺激による条件付けによって特定の問題行動を繰り返す人物に対しても有罪判決を言い渡すのは，それが，裁判所の認める『精神の障害』によるものではないからである。[3]」という。

しかし，ヒトの行動を司る中枢が二つあり，その一方が過作動状態にあることを「精神の障害」と言わないのであろうか。

また,刑事司法の厳罰主義は,「自分の行動の顛末を予測できていたのに，一般の市民と同程度に社会規範を重視する人物なら犯罪行動を回避できていた状況で，一般市民よりも社会規範を重視しない人格であったがゆえに犯罪行動に出てしまったことが刑事責任を根拠づけ，そしてまた，この人物を「悪者」として非難し刑罰を科すことによって社会規範が維持されるから」[4]ともされる。

これも信号系学説によれば，第一信号系が第二信号系を凌駕している状態の人物も，平時は違法を認識しているものの,「特定の刺激」により「平時」の「人格」とは断絶し，特定行動は第一信号系により実行されてしまうといえるのである。

それ故，厳罰主義は責任主義に反するのである。

３　反復性違法行為についてのあるべき対応

ｉ同一違法行為を反復するヒトの責めるべきところ、つまり刑罰で対応するべきところは，①第一信号系が第二信号系を凌駕しているとは言えない状態における違法行為そのもの（薬物自己使用等)，②第一信号系が第二信号系を凌駕しかけている，あるいは凌駕している状態で，違法行為に走ると認識しつつ必要な治療や訓練等を受けない不作為である。

①，②に対しては，第二信号系に対する刑罰の働き掛けが有効である。第二信号系による新たな違法行為反復の阻止，及び，違法行為反復への新規参入を阻止するための方策となる。

ⅱ同一違法行為を反復するヒトの病気のところ，つまり治療や訓練で対応するべきところ―第一信号系が過作動状態にあり，第二信号系による制動が減退，あるいは完全に消滅している場合は，第一信号系に対する治療・訓練による働き掛けが有効である[5]。

故に，第一信号系が第二信号系を凌駕している状態における特定行動（反復違法行為）に刑罰を科しても，第二信号系への働き掛けとならず無意味である。しかし、平時はこのままでは特定の違法行為を反復することを認識(他行為を選択し得た)しているヒトに対しては，必要な治療や訓練等を受けない不作為を処罰するべきである。こうして，反復性違法行為者の援助側・取締側双方への導入を促進するのである。

治療等を受けない不作為犯処罰規定の創設は,「違法行為を行うほど，有責性に欠け不処罰となる」という批判に対する一つの答えとなるものの，反対論は多い[6]。

４　強制的アプローチか受容的アプローチかの二者択一ではなく双方併用が必要

厳罰主義は刑罰を与えることに偏り，第一信号系への働き掛けが十分でないため，再犯を繰り返すこととなる。

他方，治療主義は治療を与えることに偏り，第二信号系への働き掛けが十分でなく，薬物使用罪の非犯罪化は規制薬物乱用に対する新規参入を加速しかねない。そして，その治療等に要するコストをどう考えるのか。刑罰による一般予防の場合のコストと治療主義による新規参入者治療のコストいずれが高くつくか，受容的アプローチへの移行を提唱する論者はどう見ているのであろうか。

厚生労働省と警察庁による調査によれば，大麻所持で検挙された者のうち，大麻使用罪がないことが大麻使用の理由となった，或いは使用のハードルが下がったと答えたものは,全体の約 20％であった [7]。

大麻使用罪がなかったことによる「新規参入」は，「2 割も」と見るか,「2 割しか」とみるか，評価は分かれよう。ただ，少なくとも，現在処罰対象である規制薬物使用罪の非犯罪化は、規制薬物自己使用を国家が無価値（Unwert)とする評価から、肯定（有益 Wert）との評価に変ったものとの誤解を招くのではなかろうか。害を説いたのみでは新規参入を阻めないのは，合法物質であるアルコールや煙草で明らかであろう（これらの物質使用犯罪化を主張するものではない。)。

強制的・受容的両アプローチによる対応のカギは「∞連携」である。それには、援助側の接近性即ち通報しない態勢が重要である。援助側は，対象者の規制薬物使用を認知しても取締処分側にそれを通報してはいけない。通報すれば，取締処分側と同様の忌避性を帯び，薬物乱用者を地下へと潜らせる結果になる。他方，受容的なアプローチのみでは，再使用を繰り返させることになるため，対象者の同意の上，体内に薬物使用の証拠が無くなった頃，取締処分側に連絡，対象者の相談・指導をしてもらう(企画趣旨：図１「∞連携」③)。

「∞連携」は，規制薬物使用が犯罪であるからこそ成立する態勢なのである。

５　生駒会員の疑問

1000 回目の覚せい剤使用に有責性が無いのであれば、現に治療中の重篤な物質使用障害者の再使用は犯罪でなくなり，援助側にいる対象者は捜査対象者でなくなる。日時を指定された薬物検査で陽性反応を出している場合は，第一信号系が第二信号系を凌駕していると考えられるが，医療機関や保護観察所へ来て再使用しているのに薬物検査を受ける対象者は,一番真面目に治療を受けている者で,「不作為犯」に該当しない。援助側は，捜査機関に治療の状況を詳細に把握してもらう必要があり，日常的に捜査機関の調書作成に応じる必要があり，非現実的。従って，∞連携の③は成立せず，N 字型になるとの疑問が生駒会員より呈された。

６　検討と回答とを兼ねて

援助側は，対象者の薬物再使用を認めても検挙される形では取締側に通報しないが，厭くまで「社会の平和を阻害しない範囲」であり，同時に援助側は犯罪者が逃げ込む場となってはならないので，対象者が具体的な捜査対象となっていた場合，通報ないし捜査照会等に応じる。当然事情聴取にも応じなくてはならない。

第一信号系と第二信号系の優劣についてはグラデーションがあり，完全責任能力乃至心神耗弱の段階での薬物再使用はなお犯罪となるため，自己使用罪での検挙対象となる。但し，判別にコストは要す。

不作為犯の成立要件・義務内容の設定にも関わるが，警察は検挙に結びつかずとも，防犯という重大な責務（警察§２）を果たせばよい。規制薬物の違法な需要が減少することになる。

従って、「∞連携」③はなお成立する。

７　指定討論者指宿会員の指摘と解答

ⅰ厚労省による障害認定の場合の「精神の障害」概念と異なるが，概念拡大は可能か。

回答：精神障害概念が拡大すれば，現行の精神医療の枠組み内での治療が促進されるし,「依存」は既に厚労省の精神の障害概念に入っている [8]。

ⅱ第一信号系に支配された場合の処罰は責任主義に反するというが，現行刑法・裁判における意思と責任論をどのように再定義するのか。

回答：信号系学説は，そもそも既存の「自由意思」概念や責任論に異を唱えるもの。

[1] 平井愼二・小柳洋一, 2014,「条件反射制御法の効果と現在の技法，司法制度，進化学説に求められる変化」条件反射制御法研究 Vo.2：5

[2] 同 6

[3] 松宮孝明,2022,「治療的司法と刑罰との対話」『治療的司法ジャーナル』5 号：7。但し，松宮会員は，このような人物が刑事施設に拘禁されることを疑問視されている。

[4] 同：5

[5] 拙稿,2022,「反復性違法行為を行う者の有責性に関する現状と課題」『条件反射制御研究』Vol.10：41-42

[6] 例えば、松宮・前掲注 3：7-8

[7] 「大麻等の薬物対策のあり方検討会」第 2 回資料１参照（2021.2.25）厚労省 HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syokuhin_436610_00005.html）

[8]https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaishakoyou/shisaku/jigyounushi/e-learning/seishin/characteristic.html

テーマセッションＤコメント

指定討論者：指宿　信（成城大学）

話題提供者について、「治療的司法」の立場からコメントをした。治療的司法は１９８０年代にデビッド・ウェクスラーとブルース・ウィニックによって提唱された治療法学（therapeutic jurisprudence）に基づいた刑事裁判に関わる司法哲学であり、刑事司法を刑罰中心から治療や回復、社会復帰に向けた問題解決のプロセスとして再定義しようという考え方である。この治療的司法の哲学の上にデザインされた裁判手続を「問題解決型裁判所」と呼ぶ。薬物依存症者を対象としたドラッグ・コート（薬物専門法廷）が最も有名だろう。薬物自己使用罪で検挙起訴された被告人に長期間にわたる治療プログラムに従事させながら、その過程を裁判所が監督し刑罰回避を目指す。再犯リスクを下げ、依存症からの離脱を後押しする介入的な刑事司法プロセスである。

コメンテーターがセンター長を務める成城大学治療的司法研究センターは、こうした治療的司法の考え方を普及させるため、２０１７年に設立された。現在、研究員２名（学内教員）、PD 研究員１名、招聘研究員１名、客員研究員１０名が８つのプロジェクトを展開している。プロジェクトは①教育・啓蒙、②研修、③研究開発、④出版翻訳、⑤広報、⑥政策、⑦国際連携、⑧国内連携である。コロナ禍で対面イベントが実施できないことから①⑤のため２０２１年から YouTube に独自コンテンツを提供している。大学側からは事務員０、５人（別センターと共有）、専用執務スペース、センター事務経費、PD 研究員１名雇用の支援を受けていて現在の大学を取り巻く状況に鑑みると相当恵まれた環境にあるといえる。

センターでは毎年「治療的司法ジャーナル」をオンラインで刊行し、公募原稿も受け付けている（査読あり・なし両方）。学術交流として、治療的司法に関心を寄せる臨床家、法律実務家、各分野の研究者などで治療的司法研究会を不定期に開催している。センター関係者は毎月カンファレンスを開き、各自の経験や研究を共有する機会を持っている。

以下、治療的司法の観点から各報告者に対して行ったコメントを列挙する。高橋会員の報告にあった「タイプ１」「タイプ２」「タイプ３」のそれぞれの行為者の刑事責任を理論的にどのように区分可能かという疑問がある。従来、こうしたタイプの違いは情状因子として量刑に反映されていたが、これを責任判定場面で反映させるには刑法理論上の説明が必要なように思える。生駒会員の報告にあった将来的な方向性として保護観察に治療義務を設けるような考え方（治療処分の導入）には、受刑という法的不利益に加えて受刑後に新たな義務を追加することに疑問がある。ドラッグコートのように刑事司法プロセス内部で治療プログラムに従事させるのが妥当ではないかとか述べた。長谷川会員の治療実践については、取締機関からの紹介は法執行の「為の」マッチポンプ化する恐れはないのか、という質問をした。飯野会員の見解については、精神障害概念の拡大は厚労省マターとなるので難しいのではないかという点と、第一信号系が支配した場面を責任主義に反すると再定義しようとするが、それでは意思と責任との関係をどのように法的に定義するのか、そうした再定義が刑法理論に及ぼす影響はどのようなものがあるかという点を尋ねた。

（了）

総合討論

コーディネーター・司会：飯野　海彦（北海学園大学）

城下会員(北海道大学)：髙橋、飯野会員へ質問。

近時，弁識能力と制御能力との二分論に批判的な立場が有力化し，裁判例でも両者を区分せずに一纏めにして責任能力を判断する例もある。本日のアプローチは制御能力を先鋭化し，ここだけを取り出して判断する方法を目指しているのか。二分法に対する批判的な流れにどう対応するのか。

髙橋会員(髙橋洋平法律事務所)：区分の問題自体は理解している。行動制御能力それのみ問題があるという事例は存在する。区分が不要という考え自体違うのではないか。もし，裁判例で不要論（が主流）となれば，有責性の議論でなくなるが，治療へとどうつなげていくのかという議論はできるので、今まで通り情状の中で伝える。

飯野：制御能力に焦点を当てたのは、従来の責任能力判断の枠組みに沿って分かり易い形で言ったもの。私自身は必ずしもそれに拘っていない。スイッチが入った状態では，違法という弁識，特にクレプトマニアはいつの間にか盗っていたと,この場合(特定行為時)弁識能力もなく,マクノートンルールに則っても，これは心神喪失と言えるのではないか。

城下会員:情状面での考慮を有責性の段階へ格上げ，或いは視点を変えるという議論について，純粋な一般情状であれば格別，犯情としての情状であれば，有責性で議論するもの犯情で考えるものそう違いはないのでは。有責性の段階で（情状に関わる事項を）主張するのは，従来もなされているのではないか。

髙橋会員：情状の中，犯罪行為自体に関わる事であるので,そういった主張として捉えることもできる。敢えてそういう手段でも主張し、治療に繋げるという部分での情状ということもある。犯情として捉えるということにも，敢えて理論的な場で画策するのであれば,有責性に近いような内容の犯情を一般情状に関わることもあり,また医療の evidence 資料の中で，または長谷川会員の話の中に緻密に分析されているので，それを裁判所で出す際に，主張の機会として与えられるのが,有責性の部分(であるので)，弁護士の主張の工夫として捉えてもらえば（よい)。

飯野：病的窃盗に関する城下会員の論稿 [1]で取り上げられた松戸簡裁の事例で、一審松戸簡裁が責任能力なしという平井鑑定を否定し [2]，高裁に私が意見書を提出，有責性でなく情状面で争うという方法を採り，一審の罰金刑の維持を認めてもらった [3]。

最近は，窃盗症では心神耗弱を認める事例はかなり出てきた。その前の段階で疾病性は認めないが，社会内での治療の方が有効として(再度の)執行猶予が付く事例が多かったように思える。

浜井会員(龍谷大学)：昨日の TS（15 日 TS B）での批判的犯罪学からすると∞連携は，医療・福祉等が刑事司法に協力する形になるため，かなり否定的に言われていた。現行制度を前提とすれば，違法薬物故必然的に刑事司法が介入した上で医療・福祉が協力していくことに。この前提は支援者にも当事者にも分かり易く，∞連携は良く分るが，昨日の議論を前提とすると，第二信号系が第一信号系に乗っ取られているケースについて，司法が介入すること自体が問題で，そこへ協力していくのは如何なものか。

松宮会員：(浜井会員へ答えて)それは犯罪とか刑事制度の約束事で，刑事責任の有無というのは結局この問題行動はこの人の所為かどうかという議論であって，その問題行動自体をその人の所為以外の社会変革で何とかしようという議論は正しいが，刑事法・刑事政策の議論を超えてしまう。

∞連携・条件反射制御法は，効果があるのであれば使ってよいと考えるが，薬物依存の問題の背景にある個人的な問題を解決するというところに視野が行っていない。ただ，その方法が問題行動をコントロールする効果を上げているのであれば，刑罰回避のその理屈として使えるところに非常に意義があり，効果と適用すべき人について研究を続けて欲しい。ただ，何故治療の不作為を処罰するのか。それは刑罰を回避して治療で問題行動に対処しようという対応と真逆の方向。病気の人が治療を受けないことは犯罪であろうか。罰則を設けるとしてもそう高い(重い)刑は科せられず，精々罰金刑で，であれば罰金を払った方がましだと医療に行かない人が放置される。何故不作為に刑罰を持ってくるのか分からない。

飯野：よく誤解されているが，∞連携は治療優先ではなく，公衆衛生アプローチ一本には批判的な立場である。援助側は通報しない態勢を貫いて，結局処罰されないまま規制薬物乱用者も疾病性が治るなら，刑罰を回避したまま薬物需要が減り，繰り返せば供給源もなくなるという理屈。(行為時)心神喪失でも，平時はこのままだと違法行為をすることを判っているのであるから，治療の不作為を罰しても非難に値するであろうという考え方で，さもないと∞連携は回せない。通常は(作為の)違法行為そのものに比べ，それ以前の不作為の段階というのは危険状態が低いので、松宮会員が言うように罰金刑か，実際には，条例で飲酒運転を繰り返す人に過料で(治療を)義務付けるレベルのものしかない。しかし，信号系学説に従えば，反復違法行為者は治療しなければ 100%

次の違法行為をしてしまうので，社会の安全を守るために必要であるのと，特に薬物乱用の場合，検挙は薬物を使用，即ち違法行為を行っての検挙となるので,それを前の段階の不作為を処罰するのは，(違法行為そのものと)同等の罰を科してよいと考える。

生駒会員：(浜井会員に答えて)∞連携は，医療，福祉，支援等が刑事司法に取り込まれるのというよりは，あくまで対等であって，それぞれの独自性を維持しつつ，必要な部分で連携しているという姿を描いたものを理解している。従って,刑事司法機関は，なるべく医療や支援の方に関りを持つように促していく。長谷川会員の発表にもあったように,例えば，治療の場で薬物の売買が行われた場合といった平穏を維持していくことが難しい場合に刑事司法の機能を利用して自分たちの活動を維持していくという理解である。司法の介入というよりは利用である。

浜井会員：それは理解しているが，昨日の(TS)議論では，こういう連携ですら基本的には刑罰で対応しようとすること自体が問題なので，そのようなものはやめろという議論であり，窃盗等色々な問題は，本体社会的な問題があるはずなのに，刑罰は個人に還元してしまい，社会の問題を見えなくしている。そこへ加担してしまうことがダメなのだという主張がなされていた。薬物依存症の問題は，貧困等の問題と全く関係ないわけではないがもう少し違う病的な問題が絡んでくる。その社会的問題はという時，私の見解は,昨日の議論がそのまま適用できるのか，薬物依存症の場合はどうなのだろうか，社会的問題から目を逸らせるという観点とは少し違う。

生駒会員：昨日の議論で，これから一人一人刑罰制度をどうしていくのか答えがなかった。ある方が国，社会，個人も侵害・搾取等人に危害を加えるリスクを抱えていると述べ，同感。刑罰を与えることによりその人に Harm を与える可能性もあるが,放置すると色々なところで個人に害が与えられるから刑罰を適用しているのではないか。薬物の場合，更生保護施設で売人が横行してユーザーを増やす等安全を脅かされる故，刑罰の意義があるのでは。

新たな制度はアセスメントに基づき他の機関の活用を促すもの。保護観察で十中八九付く就労条件があるが，この人にとって何が欠けているのか炙り出していく原動力になっており，そういう事例を通して世の中が動いていることもあるのではないか。

長谷川会員：社会に貧困，虐待，文化の違い，犯罪もあるが，疾病性は個人の(問題)であって，統合失調症の妄想でストーカー，摂食障害で万引きを繰り返すといった個人の疾病性を医療者は無視できない。

浜井会員：医療の場合だと個人の問題に医療が還元し,刑事法も医療に還元するのでそこは相性が良い。ただ刑罰を全部無くしてしまったら，生駒会員が言ったような事にならないと言われるのではないか。

飯野：刑罰を全く医療に替えてしまうと，煙草のような合法物質だと生活に支障が出ない限り誰も病院へ行こうと思わない故，覚せい剤や放火を繰り返す人も同じことにならないか。処罰を恐れるからその前に治療しようと動機付けになるのではないか。

松宮会員：刑罰を治療に置き換える考え方は昔からあり，治療の不作為を犯罪とするのではなく，ストレートに治療を強制するという構想は何故考えられないのか。

飯野:ドラッグコートも同様で,違法行為により検挙されてからそこへ繋がる。行為が違法でない限り，治療処分へは繋がらない。放火等が危ない行為であるとして，やりそうな人を捜査機関とは別の機関が捕まえて強制的治療処分へ持って行くということか。

松宮会員：責任能力が無いので薬物使用が犯罪にできず，その前の治療の不作為を有罪とするのは，罪名を別にしているだけではないか。

飯野：他害行為がある違法行為の反復は事前に捕まえなくてはならず，以前に何回かやっていることは確かでも，それは保安処分一元主義に繋がり，批判の多いところで解決すべき部分はある。

御芳名不詳：生駒報告では新しい指導監督として更生保護施設を念頭に置いているということであったが,他にどのような団体･機関が想定されているか。

長谷川会員は,「その他適当な者」が行う専門的援助として保護観察所から人が来る場合，難しいところがあると考えるか。

生駒会員：医療機関，当事者団体等色々ある。例えば，ダルクに一年入所せよとなると現在の特別遵守事項レベルからは相当な制約となるので，法務大臣の基準を検討中。今保護観察所が行っているプログラムと同等の権利制約でやる機関で利用できるところというイメージであろう。

長谷川会員：私達は(何処からであろうと)紹介された人は同じように診ている。どんな経緯で来ても同じようにっ接しているが,それで早めに何か(仮釈や保護観察)が終わるとか,基準が判らないが保護観察所で考えているのではないか。

五十嵐会員(NPO 法人マザーハウス)：治療も大切だが社会復帰する人に帰住地や身元引受人がいないことが問題で，何故帰住地等を決めてから刑務所を出してあげないのか疑問。

生駒会員：その通りで，仮釈の基準として適当かどうかの判断について，これから変えていこうと思っているところである。

[1]城下裕二，2022,「クレプトマニア(窃盗症)・摂食障害と刑事責任」『刑事法ジャーナル』Vol.72:19-34.
[2] 松戸簡判平 27・11・25(LEX/DB25543000).
[3] 東京高判平 28・5・31(LEX/DB25543002).

テーマセッションＥ

改正少年法の課題と展望

コーディネーター・司会：武内　謙治（九州大学）
話題提供：松田　和哲（千葉県弁護士会）
中島　学　　（高松矯正管区）
西原　実　（大阪保護観察所）

１　企画趣旨

武内　謙治（九州大学）

本テーマセッションでは、2021 年に成立し、2022 年 4 月 1 日に施行された改正少年法を取り上げ、18 歳および 19 歳の「特定少年」制度の運用を確認した上で、今後の課題を検討した。

法施行から半年という比較的日が浅い時点でこの問題を扱う理由は、次の点にあった。第一に、少年非行やそれに対応するための少年司法制度のあり方と運用は、犯罪社会学の重要な研究領域のひとつである。少年司法の基本的な法制度の変更と運用について、本学会において共通した理解を得ておく必要性が高く、今般の法改正についても初期の段階から法運用に関する情報を共有しておくことが重要である。第二に、今般の改正法には特性がある。18・19 歳の年齢層の者の法的な扱いは、立法過程において大きく変遷した。法制審議会部会では、18・19 歳の者を少年法上の「少年」とはせずに「新たな処分」を課すことが構想された。それに対し、国会での審議を経た改正法は、「少年」に対し「保護処分」を課すこととしている。もっとも、改正法は、「特定少年」として少年法上の少年とすることを維持する一方で、少年法上の「特例」（第 5 章）を新設し、他の年齢層の少年とは異なる扱いをすることとしている。国会において、前者の措置は「成長途上にあり、可塑性を有する」存在であることを、後者の措置は「責任ある主体として積極的な社会参加を期待される立場」であることを理由としていると説明されており、二面性をもっているともいえる。改正法の運用がこのうちのどちらかに重心を置いたものになるのか、それとも何らかの形で調和を図るものになっているのかが問題になる。第三に、改正法は、施行後 5 年後の検証・見直しを予定している。そのためのポイントを早期に把握することは、今後の法制度のあり方を考える上でも必要である。

以上の問題意識から、本セッションでは、弁護・付添実務、矯正、保護の立場から話題を提供してもらい、施行後半年の時点における改正少年法の運用状況を確認した。制度およびその運用が「どうあるべきか」を論じる前提として「どうあるのか」を確認することに重点を置くため、本セッションは、「ランドテーブル・ディスカッション」形式で行った。

２　弁護・付添実務から

松田和哲（千葉県弁護士会）

⑴　弁護士の少年司法への関わり

弁護士付添人は、少年法１条の目的を、子どもの権利条約１２条の定める成長発達権の保障であると考え、主に子どもの意見表明権の観点から活動してきた。その関与は、基本的には、少年審判手続に先行する捜査段階から、少年審判における終局決定までであるが、場合によっては、審判後の支援まで視野に入る。

流山中央高校決定事件を現代的に読み解けば、付添人弁護士には、子どもの成長発達支援の視点に基づいた少年事件手続きの実践が求められていると考える。そのスタンスは、非行という難所に立ち向かう少年に付き添う、水先案内人に喩えられる。

⑵　弁護士付添人から見る、法改正の趣旨

少年法１条の目的を成長発達権保障と捉えると、改正少年法の特定少年についての規定は、成長途上にあり、可塑性を有する１８歳、１９歳の者に対し、成長発達権の延長線上にある成長発達支援行うものであると理解できる。

⑶　懸念された事項とその実情

現在、報告者が把握している限りでは、弁護士付添人の立場からは、特定少年の少年審判について、思いのほか、何も起こっていない「ように見える」。

このことから、本当に問題になる事案には弁護士が付いていない、本当の問題は、終局決定後である処遇段階や、特定少年としての保護処分を受けたのちの再非行のときに起こる、との推測が成り立つ。その推測から、２つの仮説を検討する。

⑷　弁護士付添人の考える今後の「課題」①

第１に、「犯情軽微」事件での、審判プロセスの弱体化である。

改正法には、保護処分に際し犯情の軽重を考慮するとの規定が入った。このことにより、要保護性調査に入る前の段階で、犯情軽微な事件について、重い保護処分に付する可能性はないから、詳細な要保護性調査は不要であり、また、身体拘束の必要もな

い、との判断がなされる可能性がある。

現状、身体拘束のある事件については、ほぼ全件に弁護士付添人選任の機会が確保され、環境調整活動が行われる。また、行動観察を含む心身鑑別や、複数回の調査官の調査面接が行われる。一方で、身体拘束がない場合、弁護士付添人選任の機会がなく、また、鑑別のプロセスを経ずに終局決定を迎える場合も多くなる。

犯情は軽微だが、要保護性が大きい事件について、環境調整や、要保護性についてのアセスメントが不十分なまま終局処分がなされるとすれば、その終局処分に基づく処遇が、少年の成長発達のために不十分なものになるおそれがある。その問題点を回避するためには、身体拘束のない事件についても、弁護士付添人選任機会の確保や、在宅鑑別の積極的活用など、十分な環境調整活動、要保護性調査がなされるような体制を確保すべきと考えられる。

⑸　弁護士付添人の考える今後の課題②

第２に、保護処分歴を犯情要素とすることによる、再非行に対する不寛容である。

これまで、少年の立ち直りのプロセスにおいて、軽微な再非行が発生することを想定しつつ、従前の手続や処遇の範囲内で対応してきた。例えば、在宅試験観察中に再非行があった場合でも、調査官と付添人弁護士の協働による被害者対応、少年への働きかけや、場合によっては中間審判の実施などによって、できるだけ従前の手続内で少年の立ち直りを促すことを志向してきた。

一方で、アセスメントが不十分なまま、特定少年としての保護処分を受けた少年に対しては、処遇の効果が十分に上がらないことが懸念される。そして、その少年が再非行をした場合、その一因は前件における環境調整やアセスメントの不足にもあると考えられる。

しかし、特定少年の保護処分においてその軽重を考慮するとされている犯情には、保護処分歴を含む、との議論がなされている。そうだとすれば、軽微な再非行に対する態度は、従前以上に厳しい態度になることが懸念される。さらに、この議論の射程が検察官送致決定の基準としての犯情の考慮要素の議論にも及ぶとすれば、保護処分による成長発達支援の機会を失わせることになる。すなわち、成長発達プロセスの中で起こりうる、再非行に対する不寛容が現実化するおそれがある。

⑹　少年法改正の「展望」

今回の改正少年法は、世界的な少年司法の潮流や、日本国内における、児童福祉、学校教育における子どもの権利保障の流れ、さらにはこども基本法の制定といった法改正の方向性と、真逆を向いているものと評価できる。その２つのベクトルによって開いた断層に落ちてしまう少年たち、新たな「１８歳の壁」が生じることが懸念される。

一方で、特定少年に対する処遇は、将来的に、２０歳以上の若年者処遇へとその射程を広げていき、その際には、少年法とは別の枠組みに統合されていく可能性が考えられる。その際、残された１８歳未満の少年の非行に対応する少年法は、従前の少年法と同じでいられるのかが懸念される。

３　矯正実務から

中島　学（高松矯正管区）

◎改正少年院法に伴う少年矯正の変質

①特定少年に対する矯正教育の内容

・「成年社会参画指導」の導入

特定少年に対する少年院での処遇を検討する上で、法務省矯正局は「18 歳. 19 歳の者にたっする矯正教育の充実」に関する検討会を開催し、外部有識者の意見を聴取しその結果を取りまとめたしかし、内容を見る限りにおいては、18. 19 歳に限定されるものではなく、未成年者を含めた在院者全てに該当するようなものである。特定少年に特化した指導にある種限定することは、未成年である在院者にも必要な指導でもあることから、指導の妥当性等に関しては異論を持つところとなる。

・職業訓練科目の再編

同様な懸念が、新たに設けられた ICT 技術科、総合建設科、製品企画科等が時代的なニーズに応答しえるものか、時代のニーズに応答したとしても、在院者それぞれの主観的ニースと客観的ニーズに対応しているのかという大きな疑問が残る。また、その指導等が外部講師に委ねられることによる、全人教育的な少年院における指導の特質が変質することが懸念される。

②異質な理念の出現

・処分の選択と処遇の選択：処分選択における「犯情」と処遇選択における「要保護性」

特定少年に対する保護処分については、「犯情の軽重を考慮して相当な限度を超えない範囲内において」（改正少年法第６４条第１項）という特例が設けられた。少年審判手続おける保護処分の選択において「要保護性」が直接適用されえない「特定少年」に対して、少年院法（第 34 条）で定めるところの「個人別矯正教育計画」といった処遇の内容選択・検討において「要保護性」といった観点からの検討等がなしえるものか否かといった懸念が生じる。また、処分選択においていったん留保された保護原理を処遇の選択において再び介入原理として位置付けることは処分の目的と処遇の目的等における連続性が担

保し得ないのではないか、といった疑問が生じうる。

・収容の時間と処遇の時間の出現

第二の課題は、特定少年に対する保護処分実施において「収容の期間」という量刑的な時間軸が審判の中で決定されるという点である。今回の少年法の改正により、特定少年対しては、家庭裁判所は「三年以内の範囲内において犯情の軽重を考慮して少年院に収容する期間を定めなければならない。」（改正少年法第６４条第３項）と規定されただけでなく、少年院法第 137,138 条等で規定される「収容継続」の対象から外れることとされた。特定少年に対しては、審判時にその収容の期間が定められることとされたが、「その犯情の軽重の程度」を考慮して決定される「収容の期間」はこれまでの「処遇の期間」とは異質な時間軸が処遇現場に出現し、量刑的な期間意識が処遇に悪影響を及ぼすのではないかという懸念が生じる。

③ 実務において生じうる課題

・「小規模ユニットをベースとした高密度の教育」の維持

在院者の減少は、小規模ユニットを形成しえる人数を寮に確保しえない現状にある。課題としては、①集団の相互作用を活用した生活指導等が実施しえない、②集団指導等の処遇スキルを獲得することが困難となる、などの弊害が生じている。

・漫然と収容期間の経過を待つ在院者対応：処遇の期間とは異なる収容期間の出現

従来からも「自分は鑑別所で十分に反省したので少年院でやることはありません」等、少年院送致決定に不満をもって入院してくる者が一定数おり、新入時における丁寧な導入指導等により、処遇への参加意識を高めてきたが、収容の期間があらかじめ設定され少年院に送致された特定少年の中には、「収容期間」が終わるまでの間、漫然と時間の経過を待つだけの者や不平不満等や反復要求を継続する者など、これまで以上に処遇の浸透を図るために時間がかかる事案が増加し、結果として十分な更生支援等が講じられないまま、満期退院となる者が増加するという大きな懸念が存在する。

・保護者から親族（保護者等）への立場・役割の転換

これまで保護者の承諾等が必要とされた様々な行政手続きにおいて、本人の意向に基づき、その申請や処理等の対応が可能となる。婚姻や養子縁組等に関する手続きも指導等はできるものの、当人の権利侵害となる懸念を踏まえながらのもとならざるを得ない。また、私物の管理や図書閲読の制限など少年院において刑事施設の運用より過重な制限を科しえるのか、未成年と同様な「要保護性」の理論で対応しえるのかという課題が存在する。

④新たな第五種少年院の創出

・その処遇構造

保護観察中の特定少年の居所がある都道府県に設置されている少年院に収容され、概ね３か月または６ヶ月の期間、これまでの教育課程とは著しく異なる矯正教育が実施されることとなる。このような枠組みは、少年院収容がある種の「負の罰」として用いられている点においては、少年院送致の性質を毀損する要素が内在している。一方、保護観察が不調である時点において当人の必要に応じた介入ができることと捉えると、当人の成長発達にとって最善の利益となりえる新たな処遇の提供という捉え方も可能となる。

・運用上の課題

これまでの「収容の期間」が「処遇に必要な期間」であったところ、その期間が限定されることにより、①矯正教育への動機付けの困難性、②施設間格差の是正、③施設内での他の少年院の種類による在院者との処遇の格差の課題、④集団指導が困難となり効果的な処遇の展開の課題等が指摘される。

・連続/連携した処遇への期待

このような種々の課題に対応するためには、第５種少年院の位置付けを「矯正」という施設内処遇の枠組みとは異なる更生・社会復帰支援と位置付け、そこでの処遇は施設内と社会内の処遇を有機的に繋ぎ合わせる中間処遇としての「保護観察支援」と整理することにより、前述した課題等への対応が可能となる。実際の処遇としては、「保護観察復帰プログラム」として運用が予定されている。

また、このような、社会内処遇と施設内処遇の連携と連続した「中間処遇」の出現は、矯正施設の課題としての施設完結主義への対応策を提示することになる。そればかりでなく、中間処遇として構築される様々な「更生支援」としての新たな枠組みは、これまでの少年院で形成されてきた、対話と関係性を中核とした矯正教育のその処遇を社会への還元を可能とする。

◎新たな若年受刑者処遇

法制審議会答申においては、「刑事施設において、次のように少年院の知見・施設を活用して、若年受刑者の特性に応じた処遇の充実を図るものとする。」とした上で「少年院における矯正教育の手法やノウハウ等を活用した処遇を行う。」、「特に手厚い処遇が必要な者について、少年院と同様な建物・設備を備えた施設に収容し、社会生活に必要な生活習慣、生活技術、対人関係等を習得させるための指導を中心とした処遇を行う。」こととされた。この答申を受け、ユニット型、転用型という処遇環境を創設することされた。

○ユニット型
・その処遇構造
本年９月から、男性は川越少年刑務所において、女性は美祢社会復帰促進センターにおいて「基本的な枠組」として示された少年院の知見を活用した対話型モデルによる若年受刑者に特化した指導が実施されている。
・課題と対応
その処遇・指導は、リフレクティング・トークといった処遇理念に基づき、矯正施設内で生じる、管理的な処遇風土・意識を変革し、当事者の立ち直り、社会復帰を真に支援するために、職員自身が「対話」を意識・大切にする処遇マインドの形成をも図ろうとするものである。
・対話ベースモデルへの期待
改善モデルに内在する二つの課題、改善という当人の内面・精神活動への強い働きかけによる侵害性、改善の客体とする指導者の管理的関係性、といった課題を払拭しえるのが、対話ベースモデルの特質である。当人の気づきや振り返りに対話を通して寄り添う関わりは、発達途上にある当人自身の関係性の広がりといった社会性の向上に大きく寄与するものとき期待される。
○転用型
・その処遇構造：市原学園を組織変更して少年刑務所へ転用することとされているが、その具体的な内容等に関しては、正式公表はなされていない。現時点で想定される課題としては、少年院に類似した施設構造において類似した矯正処遇を実施するとしても、その施設管理運営の主体は、それまでの少年院の法務教官から刑務官に移行することになる。つまり、このような新たな形態による矯正処遇等の実施は、それが刑の執行とされる場合においては、刑の執行と処遇の実施のそれぞれの主体に大きな変化と混乱が生じる懸念がある。

◎まとめ
特定少年、拘禁刑の創出により、当人の個々のニーズに応答しえる対応としては、これまでの改善モデルに基づく各種プログラムを実施するという処遇構造では限界があり、その対応としては、ナラティブモデルに準拠した、対話型処遇構造の構築が必要とされ、第五種少年院での指導やユニット型刑務所での実践等が進められてきている。一方、その処遇構造が「少年院での知見」を活用することとなり、保護処分としての少年院における矯正教育と、少年刑務所等における矯正処遇との異同が判然としなくなるという課題も指摘されるところである。この傾向は、結果として特定少年等の刑事司法への移行を安易にし、結果として少年院収容人員の減少を加速化し、その存在意義をさらに危うくしかねない。

《参考文献》
中島学，2022,「改正少年法と矯正の今後―少年矯正の変質」『法律時報』94（2）：48-56.
中島学，2020,「「性格の矯正」から「社会との共生」へ―少年院の視点から」葛野尋之他編著『少年法適用年齢引下げ・総批判』現代人文社：261-280.

４　保護実務から

西原　実（大阪保護観察所）

これまで２０歳未満の者は一律に少年として少年法の適用対象とされていたが、民法の成年年齢引き下げに伴い、他の法律との整合性を保つ必要性について議論が展開された。「特定少年」の制度は、成人としての責任を重視する一方で教育更生も大切にするというバランスをとった内容になっているが、このことは、若年犯罪者に対する処遇がこれまで成功してきたことの証でもある。

新しい枠組みとなる「特定少年」の制度では、逆送対象事件が拡大している。放火、強盗、強制性交、組織的詐欺などがいわゆる「原則逆送」の対象となるため、１８歳以上の保護観察対象者には注意を喚起する必要がある。また、家庭裁判所での保護処分の特例として、特定少年の保護処分は、① ６か月の保護観察、② ２年の保護観察、③ 少年院送致となる。①では、原則的に保護司の指名はない。また、③では３年以下の期間が定められる。これは、今までは期間の定めがなかったのと対照的である。さらに、特定少年には、ぐ犯規定が適用されない。不定期刑の適用対照からも除外されるため、仮釈放の際に、期間満了日が計算されることになる。実名報道を含む報道規制も解除される。

保護観察に焦点を絞ると、①６か月の保護観察は、「更生指導」と呼ばれている。この保護観察は、講習会や集団処遇によることとされている。保護司は指名せず、保護観察官が担当するが、例外的に具体的に補導援護が必要な際には保護司が指名される場合がある。この保護観察には、不良措置がない。保護処分は「犯情の軽重」を考慮して決定されることとされているため、罰金刑相当事案が対象となることが見込まれる。

②２年の保護観察において、保護観察期間は一律２年であり、重大な違反があった場合の少年院収容期間は１年以内である。これは、あらかじめ家裁で言い渡される。解除の基準はこれまでと同じである。一般は１年の経過、交通事件は６か月の経過、交通事件だが「一般処遇勧告」がある場合は１年の経過が基準になる。２年の保護観察では、遵守事項違反により不良措置が採られる場合がある。少年院への収容の手続は、保護観察所が家庭裁判所に収容決定

申請を行い、それを受けて家庭裁判所が審判を行うというものである。この場合、家庭裁判所が不処分決定を行うこともありうる。家庭裁判所が収容決定を行うと、６か月少年院への収容が行われる。この間保護観察は停止される。少年院からの出院は「退院」の枠組みで行われ、その後、保護観察が再開される。少年院に６か月収容された場合、保護観察期間満了日は６か月延び、１年以内であれば再度の収容決定申請もありうる。

③少年院送致は、３年以下の収容期間があらかじめ家裁で言い渡される。仮退院中に重大な遵守事項違反があった場合、17 歳以下の少年の場合には「戻し収容」が行われる。これは家庭裁判所が審判で決定する。それに対し、特定少年の場合には「仮退院取消」によることになる。これは地方更生保護委員会が決定する。「仮退院取消」を受けて少年院に収容された後は、仮退院に向けた生活調整を行うことになる。この場合でも、当初家庭裁判所が決定した収容期間は変わらない。実務家としていえば、不良措置は「１回頭冷やしてこい」という感覚が強い。

特定少年に対しては、保護観察でも新しい処遇の取組みがある。1 つ目に、専門的処遇プログラムがある。これは、認知行動療法に基づくものであり、「性犯罪」（ゆがんだ「性」観念を正す）、「薬物乱用防止」（依存症への対処法を学ぶ）、「暴力防止」（暴力に結びつくストレス対処）、「飲酒運転防止」（アルコール依存課題）といった各種プログラムの実施が可能になる。これは、月２度の保護観察所出頭を５回とする枠組みで行われ、「本件前に同種処分事案があること」や「認知の偏りや自己統制力不足」、「物質依存の常習性が高いこと」を条件とする。

新しい処遇の取組みの２つ目は、ジョブキャリア学習」である。これは、特別遵守事項に定めるのではなく、生活行動指針の枠組みで行う。これについてマニュアルの案は策定されているものの、正式実施は未定である。ワークシートに記入させた内容について話し合いを行い、自分の適性について考えさせたり、具体的な求職活動について目標を定めさせたりした上で、その実現度を次の面接の際に報告させるというのが、基本的な構想である。

特定少年に対する処分は、行為責任に基づき決定されると考えられる。しかし、今のところ「要保護性（少年を育んでいくためのケア）を排除するものではない」という見解もあり、実務上、特定少年ならでは、という事件の扱いは少ない。保護処分が効果を発揮するためには、社会調査や鑑別が十分に機能する必要がある。確かに世間の目は厳しいものの、教育、支援、養育・療育を適切に受けられなかった弊害が非行として表れている面があることも忘れずに、今後、積み重なっていくことになる事例に対応して行く必要がある。

５　議論

本セッションは、ラウンドテーブル方式で行った。フロアとの主なやりとりは、次の通りである。

○「保護者」の扱い

・「保護者」の扱いは、従前とあまり変わっていないのではないか。各地で家庭裁判所と弁護士会との間で協議会が開かれているが、その場でも、理論がどうあれ実務上は、特定少年の「保護者」について従前通りに扱うことになっているところが多いのではないか。

・法施行後でも、母親を「保護者」として審判に同席させた例がある。

○統計の変化

・統制機関の統計では、特定少年も含めた少年非行が総体として減少のトレンドにある中、強制わいせつと強制性交等の検挙人員が増えている。非親告罪となった影響や検挙方針等の変化があるのか。ここに、虞犯規定が特定少年に適用されないことの影響はないか。

・性的虐待に警察が力を入れているのは確かであろう。虞犯規定の不適用の問題は、迷惑防止条例違反などには影響が及んでいる可能性がある。性的自由の自己決定については社会の意識が変わってきており、その侵害には、この間、厳しい対応が求められるようになってきている。そうした社会の変化を受けて統制が変化している面があるのではないか。

○5 年後検討・見直し

・改正法の附則には、5 年後の検討・見直し規定が置かれている。その際何が「成果」や「指標」になるのか。

・5 年後の検討・見直しは、2000 年改正時にも同じ図式があった。立法が過度に実務に萎縮をもたらすことが起こりうるのではないか。立法事実のない立法の場合、「指標」の設定自体が難しい。少年の処遇とは離れた「逆送率」だけに焦点にあてられることには問題がある。

・2000 年改正時にも運用の揺れがあり、実務運用の結果、保護的な運用が残ったともいえる。今後の動向をみる必要がある。

○軽微事件の扱い

・特定少年事件の扱いに現状大きな変化が見られないのは非行事実が比較的重い事案で、軽微事件において大きな影響が出るのではないか。

・特定少年の事件では、軽微事件でのかかわりが薄

くなり、このことが早期からの適切なかかわりが行われないことになるのではないか。虐待等の経験を踏まえた適切なアセスメントが早期の段階では行われずに、大きな事件になって介入することが起こりうる。子どもが出しているSOSに早期に対応することが難しくならないか。
・これまで、18・19歳の女子少年の事件では虞犯が少なくなかった。特定少年とすることの影響が女子少年に及ぶのではないか。

○処遇選択のあり方
・特定少年事件でも試験観察を行った事例がある。
・特定少年に対する処遇選択は、刑事処分と保護処分を並列する発想ではなく、まず、刑事裁判や刑罰を執行することが弊害や有害性をもつこと、その意味での刑罰が破壊的性格をもつことを出発点に据える必要がある。それを抜きに議論すると、介入の正当化の話のみになり、少年司法制度の「原点」が見失われ、少年司法が制度として独自性をもっていることの意義が過小評価されることになる。
・刑事処分のどちらの処分の方が有効かという議論を行う前に、刑事司法制度の「破壊的」性格、「破壊的」作用を避けるために少年司法制度があるという「原点」を押さえる必要がある。
・改正法で保護処分選択や少年院への収容期間を決定する際の鍵概念となっている「犯情」は、内容のほかに考慮の時期の問題がある。「犯情の軽重」の考慮は、本来、処遇決定の最終局面において考慮されるものなのではないか。「犯情の軽重」の考慮が調査開始時などの手続の早い段階から行われれば、適切に要保護性が考慮されない危険性が出てくる。そのことで、要保護性に焦点を当てる姿勢が弱まり、刑事裁判的なアプローチが強まることが懸念される。
・「犯情」の重視は、観護措置決定にも及んでいるのではないか。その意味で「犯情」の考慮が「前倒し」されることも懸念される。そうなった場合、要保護性の把握自体が難しくならないか。犯情の重視が観護措置決定にも及んでいることになると、要保護性が大きくても、犯情が「軽い」事案では観護措置がとられなくなり、当該特定少年にとって最適な処遇選択がなされなくなるおそれが出てこないか。

○処遇のあり方
・特定少年には、少年院においても保護観察においても、新たな処遇プログラムが導入されているが、その処遇プログラムが「責任ある主体」という点に着目し、それを強調しているのはなぜか。特定少年は「成長発達の途上にあること」や「可塑性の大きさ」ゆえに少年法上の少年にとどまった経緯があり、特別な処遇プログラムを策定するのであれば、むしろこのことが軸となることが自然なはずである。「責任ある主体」を強調することには、本来必要な個別的なニーズに沿うことにではなく、処遇プログラムの義務づけにつながっていく危険性があるのではないか。
・新しい処遇プログラムは、なぜそれが必要なのか、何が望ましいかということではなく、法律ができてしまった以上、これまでの実務を踏まえて、できることを落とし込めるところに落とし込み、できる範囲のことをやるという発想の上にあるのではないか。
・少年刑務所におけるユニットによる処遇は、刑罰の「破壊的」性格を緩和するものとなるか。
・刑罰執行の破壊的性格は、ユニットによる処遇により、処遇の枠組みにおいて緩和される可能性がある一方、刑罰の枠組みでは残りうる。ユニットによる処遇を行う施設は現在限られており、それを今後どれだけ広げられるかにも課題が残っている。
・6月の保護観察では保護司がつけられない。「犯情の軽重」を考慮して処遇が選択されるため、非行の背後にある要保護性に手当てができないケースが生じる可能性はないか。
・処遇で「プログラム」が重視されることは、少年の利益になるか。むしろ生活の立て直しや社会適応への関心が後退することにならないか。「健全育成」を「改善更生」といい換えることは、その危険性を強めるのではないか。
・処遇の「プログラム」は、それ自体の効果というよりも、それの枠組みの中での少年とのかかわりや作法、お互いに学び合う環境や「場」をつくる点に効果があるとみるべきではないか。プログラムを終わらせることだけに終始するのではなく、対話やかかわりを広げる必要がある。性格の「矯正」や「改善更生」を高唱することは、むしろ逆のベクトルに向かう危険性をもっている。生活モデルにシフトしていくべきである。

○その他
・特定少年事件として少年司法制度から抜け落ちる部分に児童福祉制度や多機関連携により対応することはできるか。
・児童福祉の枠組みでもハイティーンへの関心は広がってきているが、措置延長やアフターケアの枠組みでの対応が中心になっている。こども家庭庁の所管にも少年非行は入っておらず、特定少年の問題は、タテワリの隙間にはまり込んでいる。

自　由　報　告

状況的行動理論の日本の少年非行への適用
――ISRD3 データを用いて――

○齋藤　尭仁（京都大学大学院）

1　目的

本報告の目的は、Wikström（2004）において提唱された状況的行動理論（Situational Action Theory：以下 SAT と称す）を概説し、さらに理論が示す仮説の検証を日本の中学生を対象として行うことである。

2　状況的行動理論

SAT は犯罪行動を個人と環境の相互作用の結果とする理論であり、犯罪行動が生起する過程を「知覚段階」と「選択段階」の 2 段階プロセスにより説明している点を特色とする。

「知覚段階」とは、該当状況において個人が行動の選択肢として犯罪行動を思いつくか否かという段階である。知覚段階において犯罪行動が選択肢として知覚された場合、それを実際に選択し実行するか否かという「選択段階」へと移行する。

SAT においては、知覚段階に作用する「道徳性」「犯罪誘発環境」、選択段階に作用する「セルフコントロール」「外的抑止力」の４つの要素が提示され、両段階の相互作用により犯罪行動が説明される。本分析においてはこれら要素のうち、知覚段階に作用する「道徳性」と選択段階に作用する「セルフコントロール」の相互作用（以下「M×S 仮説」と称す）に焦点を当てる。

3　M×S 仮説

知覚段階における犯罪行動の知覚は個人の道徳性（morality）に依存し、道徳性が低い個人は犯罪行動を選択肢として思いつき、次の選択段階へと移行する。選択段階における犯罪行動の選択は個人のセルフコントロール（self-control）に依存し、セルフコントロールが低い個人は知覚された犯罪行動という選択肢を実際に選択し、実行する。

このプロセスにおいて重要な点は「知覚段階→選択段階」という順序である。道徳性の高い個人は知覚段階において犯罪行動を選択肢として思いつかず、よって選択段階へはそもそも移行しない。すなわち、セルフコントロールが関与するのは、知覚段階において犯罪行動を知覚し選択段階へと移行する、道徳性の低い個人においてのみとされる。

この SAT のロジックから導き出される仮説は、「セルフコントロールは道徳性の高い個人より低い個人において、より強く犯罪行動と関連する」（道徳性×セルフコントロールの交互作用：M×S 仮説）というものである。（Wikström and Treiber, 2007）

M×S 仮説は Wikström（2010）を皮切りに、Hirtenlehner and Kunz(2016) など欧米圏を中心とした SAT 検証研究の主流の一つとなり、現在に至るまで道徳性とセルフコントロールの相互作用が実証分析により示されてきた。一方でアジア圏における研究例は限られ、日本における SAT の実証分析は行われていない。そこで本分析では、日本の中学生の非行行動における M×S 仮説の検証を行う。

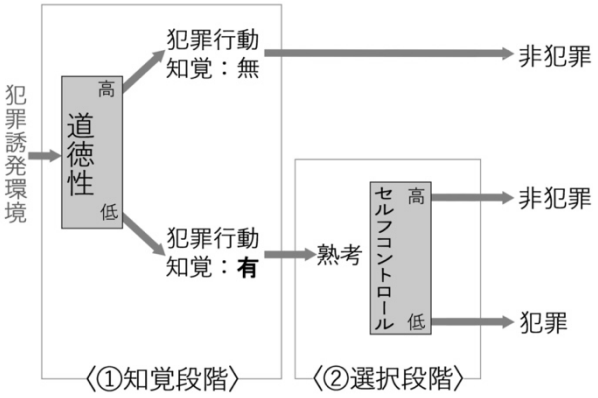

図 1 知覚-選択プロセス

4　分析

(1) データと変数

分析に用いるデータは、2019 年 12 月から 2020 年 2 月にかけて近畿地方の Z 市において行われた国際自己申告非行調査（International Self-Report Delinquency Study）の第 3 次調査（ISRD3）における日本調査データである。対象は中学生（1－3 年）であり、Z 市における公立中学校と私立中学校の両方から学級単位での無作為による抽出を行なった。抽出された 53 クラスのうち、調査を実施できたのは 37 クラス（在籍生徒数は 1,362 名）であり、当日欠席者および回答不同意者を除いた有効回答数は 1,226 名（男子：637 名、女子：589 名）であった。

変数に関して、非行経験は ISRD3 調査票に含まれる 14 種類の非行行動のうち過去一年に従事した種類数を用いた（レンジ:0-5、M=0.17）。

道徳性に関して Wikström においては、罪悪感と羞恥心が要素として提示される。本分析では、8 種の逸脱行動についてどの程度悪いと感じるかを合算した「罪悪感」と、自身の万引き・傷害・逮捕について、これを親友・先生・親にそれぞれ知られたらどの程度恥ずかしいかという「羞恥心」を合算することで道徳性とした（レンジ:17-59、M＝53.02）。

最後にセルフコントロールに関して、ISRD3 に含まれる Gottfredson and Hirschi(1990)および Grasmick et al.（1993）を元に作成された尺度を合算すること

でセルフコントロールとした（レンジ:9-36、M＝26.57)。統制変数として学年と性別を加えた。

(2) 分析①：重回帰分析

非行経験を従属変数とした重回帰分析により、道徳性とセルフコントロールの非行抑制効果、及び両者の交互作用効果を３つのモデルで検証した（表 1)。その結果、道徳性・セルフコントロールともに非行抑制効果があり、かつ両者において交互作用効果が観察された。

表 1 非行経験を予測する重回帰分析

	Model 1	Model 2	Model 3
	β (S.E.)	β (S.E.)	β (S.E.)
学年	0.018(0.019)	0.015(0.019)	0.006(0.019)
男性ダミー	-0.050(0.145)	0.024(0.031)	0.019(0.031)
道徳性	-0.207(0.003)***		-0.095(0.003)**
セルフコントロール		-0.264(0.003)***	-0.190(0.004)***
道徳性 × セルフコントロール			0.108(0.000)***
Adjusted R^2	0.047	0.072	0.089
N	1158	1174	1140

S.E.:Standard Error
**p<.01. ***p<.001.

(3) 分析②：回帰直線の比較分析

道徳性の程度による非行経験とセルフコントロールの関連性の相違を検討するため、累積度数に基づき道徳性の程度を 3 群に分類し、それぞれの群におけるセルフコントロールと非行経験の散布図の回帰直線の比較検討を行った（図 2)。その結果、道徳性の低い群ほど回帰直線の傾きが大きく、決定係数も高いことが明らかとなった。

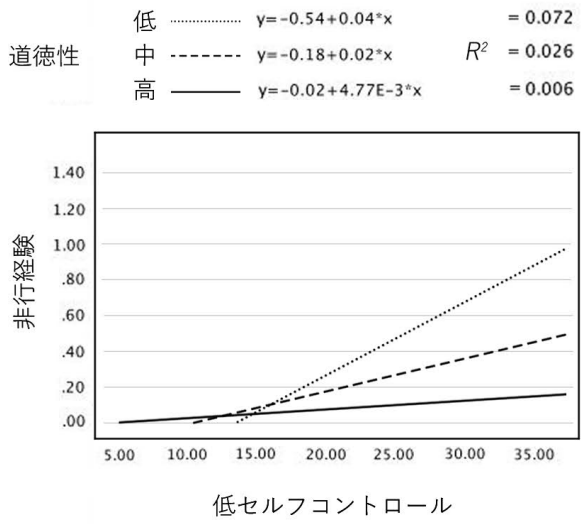

図 2 回帰直線の比較分析

5　結果と考察

分析の結果、道徳性とセルフコントロールの交互作用が観察され、セルフコントロールは道徳性が低い個人においてより強く犯罪行動と関連するという M×S 仮説を支持する結果が得られた。欧米圏を中心に発展した SAT の知見が、人種・文化の異なるアジア圏のサンプルにおいて実証された研究的意義は大きい。

一方で Wikström および後続研究においては、第一段階である知覚段階において作用する道徳性はセルフコントロール以上に強く犯罪行動と関連することが示されているものの、本分析においては道徳性以上にセルフコントロールが非行経験を抑制しているという先行研究とは異なる結果が得られた。

また本分析は、SAT が示す道徳性とセルフコントロールのみに焦点を当てている。今後は「犯罪誘発環境」「外的抑止力」を加えた、SAT が示すメカニズムのさらに精緻かつ網羅的な分析が期待される。

［付記］
本研究は JSPS 科研費 22J23394,21H00785 の助成を受けたものである。

文献

Gottfredson, Michael R., and Travis W. Hirschi, 1990, *A General Theory of Crime*, Stanford University Press. (=2018, 大渕憲一訳『犯罪の一般理論 低自己統制シンドローム』丸善出版.)

Grasmick, Harold G., Charles R. Tittle, Robert J. Bursik Jr, and Bruce J. Arneklev, 1993, "Testing the core empirical implications of Gottfredson and Hirschi's general theory of crime" *Journal of research in crime and delinquency* 30 (1) :5-29.

Hirtenlehner, Helmut., and Franziska. Kunz, 2016, "The interaction between self-control and morality in crime causation among older adults" *European Journal of Criminology* 13 (3) :393-409.

Wikström, Per-Olof H., 2004, "Crime as alternative: Towards a cross-level situational action theory of crime causation" *Beyond empiricism* :1-37, Routledge.

Wikström, Per-Olof H., and Kyle. Treiber, 2007, "The role of self-control in crime causation: Beyond Gottfredson and Hirschi's general theory of crime" *European Journal of criminology* (4) :237-264.

Wikström, Per-Olof H., and Robert. Svensson, 2010, "When does self-control matter? The interaction between morality and self-control in crime causation" *European Journal of Criminology* (10) :395-410.

実務家の視点から見た違法薬物政策における目標

デイビッド・ブルースター（金沢美術工芸大学）

1　目的

この報告の目的は、違法薬物を使用する人々と関わる多様な実務家が、違法薬物政策における目標の重要性をどう捉えているかを体系的に評価・比較した実証研究プロジェクトの結果を報告するものである。

過去 20 年前まで、日本における違法薬物使用への政策対応は厳しく、主に刑罰を中心にしたものであった。しかし、近年には、刑事司法制度に巻き込まれる薬物依存症のある再犯者の割合が増加していることが注目され、刑事司法による措置だけでは不十分であることが認識されるようになってきた。

この問題に対して、政策が大きく変化し、既存の刑事司法の取り組みが再構成され、社会福祉機関や治療機関によるサービスも導入や拡大されてきた（丸山，2018）。その結果、既存の政策関係者が新しい手続きや業務に関与することだけでなく、これまでの周辺化した組織が三次予防により係るようにったことで、実務家の多様化も進んでいる。

それでは、このような動きは、より広い「統制文化」に関する比較犯罪学の理論の中でどのように理解できるのでしょうか。これまでの日本における統制文化を巡る議論は、「例外論」と「収斂論」という大きく 2 つに区別できる（Brewster，2020）。前者は、日本における犯罪統制が欧米を中心とする状況とは明確に異なるものと見なす立場であり（例：Braithwaite，1989）、後者は後期近代への移行の帰結として生じてきた日本と他国の犯罪統制文化の共通性を強調する立場である（例：Hamai・Ellis，2006）。これらの立場は、それぞれ犯罪学の分野において重要な寄与をなしてきた。しかし、共通の問題点として、いずれの立場も日本の犯罪統制を単一的なものと見なしており、対立や多様性を滑らかにする傾向がある点が挙げられる（Brewster，2020）。

従って、変化中の違法薬物政策の環境および実務家の多様化が統制文化の議論に関してどのような意義があるのかを検討するためには、本研究では実務家がどのような目標を重視するのか、また実務家間の視点にどの程度の調和か対立があるのかを理解することを目的とした。

2　方法

実務家の視点を測定するために、体系的かつ総合的なアプローチである「Q 技法」を採用し、Q 分類およびQ分類事後アンケートの二つの手法を用いた。本調査に参加したのは、１地方とその中の２県から、刑事司法、保健医療、社会福祉、地方自治の分野で働く実務家 89 名である。本研究プロジェクトは、龍谷大学の人を対象とする研究倫理委員会から倫理承認を得たものである。

Q 分類では、参加者が「違法薬物を使用する人々と関わる仕事において、あなたはどの目標が重要だと考えますか」という質問に対して、違法薬物政策における一連の目標の相対的重要度を、「最も重要でない」（-7）から「最も重要」（+7）まで、尺度マトリックスで順位づけした。

参加者の個人的な視点を十分に捉えるように、日本国内の研究運営委員会、海外の薬物政策専門家およびQ技法専門家に相談した上で、「道徳、犯罪、刑事司法」、「健康と支援」、「自律とコミュニティ参加」、「職業的関心とサービス提供」という四つのテーマに関する 64 の目標を用いることにした。手順として、参加者が目標を「重要」、「重要でない」、「分からない」の三つの山に分けた上で、順番にそれぞれの山をマトリックスで順位づけした。目標の順位が全体として確定されたら、各目標に該当する数字をマトリックスに記入された。

その後、Q 技法事後アンケートを行った。本アンケートでは、参加者が、Q 分類中の意思決定や自身の背景に関する質問に回答した。

Q 分類データを主成分分析し、目標の相対的重要度によってグループ分けをした。また、Q 技法は、反復的かつ総合的なアプローチを強調しているので、スクリープロット、固有値および因子負荷量、また Q 分類事後アンケートの結果を全て検討した上で、適当な解決を決定した（Watts・Stenner，2012）。

3　結果

分析の結果、実務家は考え方の傾向により三つのグループに分けられており、それぞれを「回復支援者」、「道徳的保護者」、「犯罪管理者」と呼ぶ（この解決により、有意がないため、11 の参加者のQ分類データが主な分析から除外された）。以下、代表的な目標と各グループの因子配列のスコアを参照しながら、主な結果を報告する（スコアの例：【+4・-2・+1】＝【因子１配列スコア・因子２配列スコア・因子３配列スコア】）。

まず強調すべきなのは、「薬物のない自律的な生活」を促進しようとするというテーマをめぐって、全体としてグループ間の類似点が多かったことである。これには、違法薬物使用への依存は医学的な疾患であり、薬物使用をやめさせるために継続して支援・指導・治療を提供するのが重要だと考えられている。また、変化は主に薬物使用者本人が起こすべきものであると考えられており、本人のやる気、認知的思考、再発防止スキルを促すことが重視されている。最後に、違法薬物取引に関わる人々とのつながりを断ち、薬物を使用しない家族や友人との強い絆を保つことも重要な目標であると考えられている。

しかし、このような共通点があるにもかかわらず、実務家の見解には多くの相違点も多くあり、次の点で各グループは区別されている。

「回復支援者」は、最も大きいグループであり（39 名）、刑事司法から、保健医療および社会福祉まで、多様な組織の種類が含まれている。このグループの実務家は、健康と幸福（well-being）を促進する目標に強く駆り立てられ、個人の回復を支援し、社会参加への障壁を取り除くことを目指す（目標の例:「違法薬物を使用する人々の心の健康を改

善すること」【+6・+3・+3】、「個人が相応で支払い可能な住居を持てるようにすること」【+2・-3・-1】）。また、実務家個人、所属組織、政策の効果にとって有益な目標を重視する傾向もある（目標の例:「実務家のプロフェショナルとしての質を高めること」【+3・-1・+2】）。一方で、違法薬物使用者を道徳および犯罪の枠組みで捉える政策は重視していない（目標の例:「犯罪をおかしたことに対し違法薬物を使用する人々を罰すること」【-7・-1・-1】）。

「道徳的保護者」には、24 名の参加者が入っており、刑事司法の実務家、特に保護司が多い。このグループの実務家も、個人としての対象者の問題に取り組むことを重視するが、薬物を完全に断つこと、「適切な」遵法行動の確保、社会的生産性の実現に強い責任を感じている（目標の例：「個人が社会において生産的なメンバーになるようにすること」【-1・+1・-2】）。また、道徳的な指導や刑事司法制度による違法行為への対処も重視する（目標の例：「個人に違法薬物使用の害について「規範意識」を根付かせること」【-4・+5・+1】、「道徳的な善悪の意識を持たせること」【-3・+4・-2】）。逆に、実務家としての職務範囲を超える目標や、自身の出世や組織の成功に関わる目標は概して重視しない傾向がある(目標の例：「金額に見合う価値のあるサービスを提供すること」【-1・-6・-4】)。

「犯罪管理者」は、最も小さいグループであり（15 名）、刑事司法と地方自治体の実務家が多い。このグループの実務家は、個人としての対象者からは距離を保ち、より広い戦略的な政策利益、管理目標、組織のルールに従うことに高い関心を寄せている(目標の例:「違法薬物を使用する人々のそれぞれの必要に応じた柔軟な対応をすること」【+5・+4・0】、「安全な社会を作り維持すること」【-2・0・+6】、「業務において規則また法規に従うこと」【0・0・+4】)。治療や支援という目標を持ちつつも、刑事司法による違法薬物犯罪の撲滅、国民の保護、再犯防止を第一義的な使命と感じている(目標の例:「再犯率を下げること」【-2・+3・+6】)。

4　考察

本報告では、違法薬物を使用する人々と関わる実務家が、違法薬物政策における目標の重要性をどう捉えているかについて、実証的な結果を発表した。その結果から、実務家の視点は三つのグループに分けられると考えられる。

特に意義であるのは、「薬物のない自律的な生活」を促進することが重要であるという点について、実務家の見解は一致しているものの、それがなぜ重要なのか、またその社会的状態に至るための望ましい「道のり」が何なのかについては、解釈が分かれているということである。

その結果として、次の通りいくつかの核となる対立軸が存在すると考えられる：①薬物根絶や違法薬物の即時使用停止を強く主張する実務家と、薬物依存からの回復は長期的なプロセスであり、しばしば現実的で柔軟な対応を必要とすると考える実務家の間に対立がある；②集団レベルでの犯罪や再犯の減少に関心を持つ実務家と、個人の生活の質の向上や支援に関心を持つ実務家との間に対立がある；③刑事司法による介入と道徳的指導の役割、またその範囲をめぐって対立がある；④薬物治療の目的、あるべき姿、そして「成功」をどう評価するかをめぐって対立がある；⑤支援提供における「エビデンス」の意味と役割の理解において対立がある。

政策実践のことから考えると、このような対立によって、異なる組織や分野で働く実務家間の信頼関係や協力が損なわれる危険性があり、その結果として、複数機関の連携が分断されたり、効果的でない対策が実施されたり、違法薬物を使用する人々にとって望ましくない、有害な結果をもたらしたりする可能性がある。しかし、本研究は実務家の視点に限られているため、こういった問題が政策実践の中でどの程度顕在化しているかを評価するために、さらなる実証研究を行う必要がある。

それにも関わらず、本研究の結果は、日本における現代統制文化について何を示すのでしょうか。ある程度、違法薬物を使用する人々を支援しようとする、社会復帰に基づく政策への動向が実務家の視点にも反映されていることが実証的に確認された（丸山, 2018）。しかしながら、従来に主流であった刑罰を中心にしたパラダイムは、スムーズに取り換えられたというわけではない。

むしろ、違法薬物政策は重大な節目に立たせられていて、新しい考え方が従来の考え方を挑んでいるとともに補足している。つまり、実務家の視点は、時には一致しながらも、時には不一致と矛盾の中に存在する利益の混合を表している。

よって、統制文化のあり方をより上手く捉えるために、違法薬物使用の統治に関わる複雑な利益と競争、またそれが経時とともにどのように変化し、関係者に新しい機会および挑戦を与えるのかということを検討する必要がある。この点において、他国との類似点・相違点を中心にした「単一的」なアプローチでなく、社会問題の統治における権力と抵抗、そして異なる文脈において統制の「レジーム」がどのように維持されたり変換されたりするのかを中心にしたアプローチで進む方が良いではないかと考えています。

文献

Braithwaite, J. (1989) *Crime, Shame and Reintegration*. Cambridge University Press.

Brewster, D. (2020). Crime Control in Japan: Exceptional, Convergent, or What else?. *British Journal of Criminology*, 60:1547-1566.

Hamai, K. and Ellis, T. (2006) Crime and Criminal Justice in Modern Japan: From Re-integrative Shaming to Popular Punitivism, *International Journal of the Sociology of Law*, 34:157-178.

丸山　泰弘 (2018) 薬物政策の新動向―規制を用いた統制から「その人らしく生きる」ことを支える政策へ―、犯罪社会学研究、43：136-143.

Watts, S. and Stenner, P. (2012) *Doing Q Methodological Research: Theory, Method and Interpretation*. SAGE publications.

『聞き書きマップ』を用いた「ギガスクール」時代の安全教育の可能性
―― 「社会実装」過程のモノグラフ（１） ――

原田　豊（立正大学）

１　目的

研究成果の社会実装の過程に関する記録は、対象となる現場の多様性ゆえに、「モノグラフ」の形式を取らざるを得ない。本報告は、過去１０余年にわたり報告者が続けてきた、防犯活動の実証的基盤の社会実装をめざす取り組みの「モノグラフ」の第１報である。具体的には、先行研究で開発した『聞き書きマップ』を、小学校における安全教育の支援ツールとして現場に届ける活動を例に、持続可能なしくみづくりの意義と課題を論じる。

２　方法

佐藤（2011）によれば、モノグラフとは「一つの対象に対する、徹底したケース・スタディである」(ibid., 270)。佐藤はその特徴として、

①直接の観察と対話によるデータ収集の重視
②被調査対象からの視点の方法的な重視
③調査対象の生態を多面的・重層的に描き出す対象集約的な調査研究記録の作成

の３点を挙げている（ibid., 271)。

「研究成果の社会実装」の過程に関する研究が「モノグラフ」の形式を取る必要があると報告者が考える理由は、以下のとおりである。

(1)研究目的が第一義的に「この現場」への実装であること（上記の特徴①に対応）

実践の現場は本質的に多様であり、現場が求めるものは「この現場」で使えるものやしくみである。多くの場合、現場の個別事情を無視した「一般論」は役に立たないし、現場の当事者からは嫌われる。これを克服するためには、「その現場」の実情を、直接の観察・当事者との対話によって詳細に知ることが大前提となる。

(2)「実装」を受け入れるか否かに関する決定権は、現場の当事者の側にあること（上記②に対応）

したがって、その現場の当事者の「視点」で「これなら使える」と言ってもらえなければ、何一つ「実装」できるはずがない。

(3)現場の「当事者」自体も、多様な「ステークホルダー」の集合体であること（上記③に対応）

それぞれのステークホルダーは、それぞれの立場や所属ごとに異なる「ローカルルール」に縛られた存在であり、それらのローカルルールは、個々の当事者にとって「おいそれとは変えがたい」ものであることが、しばしば観察される。このような重層的な意思決定のメカニズムのなかで、「何は変更可能であり、何は所与とみなさざるを得ないか」を弁別し、現状突破の戦略・戦術を講じる必要がある。

以上に加えて、(4)「社会実装」の取り組みをリードするに足る先行仮設の類が、報告者の知る限り皆無であることも指摘しておきたい。したがって、まずは徒手空拳で現場に飛び込み、非定型の観察や対話から何らかの「作業仮設」を導き出すことが、報告者にとってこれまでの喫緊の課題であった。

以上の理由により、本報告では、単一の地域を対象とした「モノグラフ」の形により、その地域で報告者が実施してきた先行研究の成果物の「社会実装」の取り組みの過程を記述することとする。対象地域はＣ県Ｙ市であり、報告者は 2021 年度から同市の小学校で実施されてきた児童自身による通学路の安全点検活動の支援者として、現在も継続して現場の観察と関係者への聴き取りを実施中である。「社会実装」の対象物は、先行研究で開発し改良を重ねてきた『聞き書きマップ』（原田 2022）である。

現場の観察は、2021 年 8 月 19 日および 11 月 25 日に実施された同市教育委員会・モデル校関係者との打ち合わせ、12 月 10 日、および 12 月 14 日に実施されたモデル校児童による通学路点検への同行、2022 年 1 月 14 日および 2 月 25 日に実施されたモデル校での「公開授業」と「安全マップ発表会」の機会に、それぞれ実施した。関係者からの聴き取りは、上記の機会にあわせて実施しているほか、2022 年 3 月 15 日に同市教育委員会の関係者と翌年度の実施方針の打ち合わせを行った際にも実施している。

これらの現場観察・聴き取りは、現地での各種の作業の合間に実施してきたため、その記録の多くは報告者がルースリーフに走り書きしたメモである。ただし、12 月 10 日・14 日の通学路点検に同行した際には、報告者が持参した SIM フリーの Android 端末上の『聞き書きマップ』アプリにより、同行者との会話を記録している。

３　結果

上記の方法により得られた現場観察・聴き取りの記録は、現在その内容の検討を継続中であるが、これまでに得られた結果の一端は以下のとおりである。

(1)Ｙ市内の小学校では、一人一台の「GIGA スクール端末」を活用した児童の共同作業による授業(2021 年度モデル校では主に「Google Jamboard」を使用)がすでに定着しており、『聞き書きマップ』アプリで記録したデータも、こうした共同作業の素材として活用できることが求められている。

(2)一方、「GIGA スクール端末」自体は、通学路点検

の現場に持参する記録装置としては不適切だと見られている。理由は、同市で配布された Chromebook 端末が GPS 機能を備えていないこと、児童が屋外で持ち歩くには大きすぎ・重すぎることなどである。

(3)持ち歩き用の記録装置として、同市では、SIM フリーの Android 版スマートフォン（Motorola 社製 Moto e7）を採用した。しかし、これは同市が文部科学省の予算による学校安全モデル事業の対象となったために可能となったことであり、また、その調達にあたっては、当初計画と執行内容との間での費目の違いなどをめぐって事務手続きが難航し、調達時期が大幅に遅れるなどの問題が生じていた。

(4)児童による安全点検に同行した際、付き添いとして参加されていた同行 PTA の会長さんが、「このアプリは（中略）使い方に正解（が）なさそうで、いいですね」「正解がないほうが（中略）変に縛られなくていいというか」と発言されていた。これは、自然な会話をそのまま連続録音するという『聞き書きマップ』の特徴が、現場の方々自身による自由な活用を促すものとして肯定的に受け止められたことを示すと考えられる。

(5)Android 版『聞き書きマップ』アプリで記録したデータを「GIGA スクール端末」での共同作業で使用するため、モデル校の４年生担任の先生が背景地図などを手作業で準備されていた（図 1）。

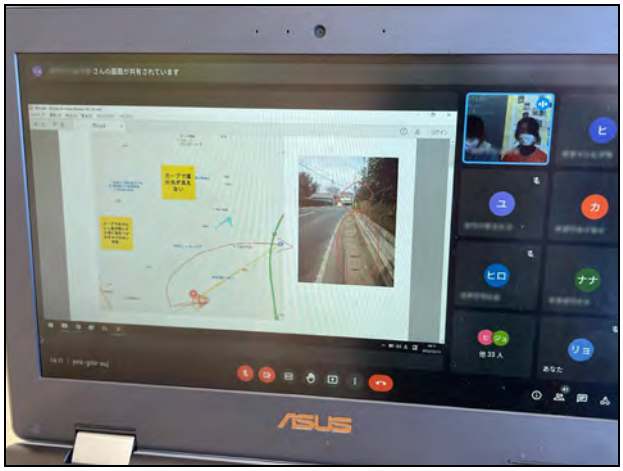

図 1　GIGA スクール端末の共同作業画面

(6)上記の担任の先生が、公開授業後の質疑応答の際、同校での実施方法が「大規模校では難しいかも」と発言されていた。これは、上記のような手作業でのデータの準備作業の負担が大きかったことを示唆すると思われる。

４　考察

以上の結果は、いわゆる「コロナ禍」をきっかけとして急速に進んだ小学校への「GIGA スクール端末」の導入に伴って、その現場での情報機器の使われ方が大きく変化したことを物語っている。とくに、上記の「Google Jamboard」などによるオンラインでの共同作業・グループ学習に対する先生方の期待は大きいと思われる。

一方で、こうした新たな機材を日々の教育実践委活用するためには、とくに機器の運用面での新たな課題が生じているとも考えられる。前述の Google Jamboard 用のデータの準備に要する作業負担はその一例である。

これらの観察を踏まえ、現在開発中の「QGIS プラグイン版『聞き書きマップ』」では、任意の写真・背景地図を Google Jamboard に取り込める画像データとして出力する機能（図 2）を試作中である。

図 2　Jamboard 用に出力した画像の使用例

上記の試作を含め、現時点で報告者が考える社会実装の戦略・戦術としての作業仮設の一つは「現場の創意工夫に対して開かれたしくみの提供」である。前述の PTA 会長さんの「使い方に正解がないほうがいい」という発言は、この作業仮設とよく整合するものだと思われる。また、自然な会話をそのまま（それが記録された時点・地点の情報とともに）データ化できる『聞き書きマップ』の特性自体が、現場の当事者との「共創」による「社会実装」過程のモノグラフ作成支援ツールとして、大きな意義を持つものであると考えられる。

本報告で紹介したＹ市での取り組みは 2022 年度も継続され、市内の全小学校で Android 端末を持ちまわって順次実施される予定である。その現場での観察・聴き取りをさらに進め、社会実装推進のための作業仮設を蓄積・ブラッシュアップしていくことが今後の課題である。

文献

佐藤 健二, 2011,『社会調査史のリテラシー ：方法を読む社会学的想像力』新曜社.

原田 豊, 2022,「オープンソースGIS版『聞き書きマップ』の開発 ― 市民参加型データサイエンスに向けた試み ―」,『第72回数理社会学会大会研究報告要旨集』: 78-79.

未成年者を対象とする犯罪学研究への「人を対象とする研究倫理規程」の影響に関するアンケート調査から

○矢作　由美子（中央大学日本比較法研究所）
四方　光（中央大学）

はじめに

1947 年に「ニュルンベルク綱領」は、最初の国際研究倫理ガイドラインとして策定された。その後、世界医師会によって 1964 年「ヘルシンキ宣言」が採択された。同宣言は 1975 年の改正で、「インフォームド・コンセント」という用語が導入され、かつ未成年者について「責任ある親族の許可」を条件とする条文が明記された。さらに 1989 年の改訂では、子どもの権利条約を踏まえて保護者の同意に加えて対象者となる子どもの同意も必要とした。なお『2000 年になって「同意」は「アセント」（assent 賛意）に置き換えられ』（栗原、p.107）ている。こうした世界的な動向を受け、わが国では、2017 年の個人情報保護法改正に伴い、新たに「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」が 2021 年 6 月 30 日施行された。この指針の第 4 章第 9 には、「代諾の要件等」が明示され、未成年者を対象とする研究を行う場合には、本人の代わりに代諾者の同意を得ることが求められている（同指針、pp.26-27 ）。我が国では、医療関連学会・団体を中心に進められてきた倫理指針であるが、人文科学、社会科学の分野においても倫理規程が示されるようになり、医療倫理とそのガイダンスの歴史から多くを学んできたといえる。

しかし、児童虐待など未成年者と保護者の利害が対立する場合など、保護者の同意を得ようとする調査自体が難しくなることが想定される。その結果、倫理規定のために調査自体を躊躇してしまいかねない。特に、犯罪学の分野では、未成年者を対象にした調査研究を断念した研究者が少なくないのではないか。そこで、今回「未成年者を対象とする犯罪学研究への「人を対象とする研究倫理規程」の影響に関するアンケート調査を実施した。概要については以下の通りである。なおこの研究は、中央大学の共同研究「COVID-19 と共に生きる社会」における個人情報保護と公益性に関する文理融合学際研究の一環として行うもので中間報告である。

１．調査目的と調査対象

この報告の目的は、「人を対象とする研究倫理規程」が未成年者を対象とする犯罪学研究に与える影響ないし効果の解明である。調査対象は、日本犯罪社会学会員（355 名）及び日本犯罪心理学会員（348 名）の 2021 年度名簿掲載者のうち研究機関所属でない公務員を除く 671 名（重複会員 32 名）に対して 2021 年 10 月 26 日に発送し、同年 11 月 30 日で郵送調査を実施した。回答者 226 名、回答率 33.7%だった。

２．主な調査結果と考察

Ⅰ−1.「所属の組織の研究倫理規がある」は、「心理学 86.9%」「社会学 87.9%」、「法学 87.5%」、「その他 78.8%」だった（心理学、社会学。法学以外の専門領域は、ここでは「その他」にまとめている。以下同じ。）。

Ⅰ−2.「所属組織の研究倫理規程を確認したことがある」は、「心理学 94.2%」「社会学 86.2%」「法学 79.6%」「その他 96.2%」だった。

Ⅰ−3.「倫理規程を確認している」（173 人）のうち、「未成年者に対する調査研究についてどのような規定があるか」を尋ねると、「心理学」が「必ず保護者の同意」と「原則保護者の同意 45.1%」で、「社会学」では「原則保護者の同意が必要 32.0%」で、「法学」では「必ず保護者の同意 18.9%」「原則保護者の同意 10.8%」で合計 29.7%だった。「その他」は、「必ず保護者の同意 40%」「原則保護者の同意 20%」で合計 60%だった。

Ⅰ−4.「研究倫理に対する所属組織の姿勢について」は、「心理学」は、「非常に厳格 27.4%」「ある程度厳格 54.7%」で 8 割と高く、「社会学」は、「非常に厳格 6.7%」「ある程度厳格 14.4%」と低かった。「法学」では、「非常に厳格 12.5%」「ある程度厳格 58.9%」で合計 71.4%だった。「その他」では、「非常に厳格 30.0%」「ある程度厳格 33.3%」で合計 63.3%だった。

Ⅱ−3.「研究倫理規程の制定や審査に携わった経験がある」89 人のうち、「心理学 41.4%」「社会学 30.3%」「法学 41.1%」「その他 45.5%」だった。

Ⅲ−1.「未成年者を対象とした調査研究をしたいと思う」139 人のうち、同意の関係から「未成年者を対象とする調査を一度でも断念したことがある」は、「心理学 39.4%」「社会学 25%」「法学 16.7%」「その他 36%」だった。

Ⅲ−2.「未成年者を対象とする調査を一度でも断念したことがある」47 人のうち、「どのような手段・方法だったか（複数回答）」を尋ねた。「心理学」は、「アンケート調査 62.2%」「インタビュー調査 26.9%」「知的等の検査 19.2%」「身体的生理的検査 7.7%」「実験を伴う行動観察 7.7%」「その他 7.7%」だった。社会学は、「インタビュー調査 83.3%」で最も高く、「法学」は、「アンケート調査 75.0%」だった。また、「その他」は、「アンケート調査 66.7%」「インタビュー調査 77.8%」「知的等の検査 11.1%」「実験を伴わない行動観察 22.2%」「実験を伴う行動観察 22.2%」「その他 11.1%」だった。

Ⅲ−3. 保護者の同意の関係で、「未成年者を対象とする調査研究を一度でも断念したことがある」人うち、断念した段階は、「心理学」が「立案」段階で 84.6%と高く、「社

会学」が「立案段階 50%」「倫理委員会段階 33.3%」だった。「法学」と「その他」は、両方とも「立案段階」で 100%だった。

Ⅲ−4.「調査を断念した契機について（複数回答）」をみると、「心理学」が「保護者の同意の問題 46.2%」で、「倫理研究委員会の承認の問題 34.6%」、「対象者又は関係者からの意見 26.9%」「上司や指導者から指導助言 15.4%」「その他 15.4%」の順だった。「社会学」では、「倫理研究委員会の承認の問題 50%」が最も高く、「上司や指導者から指導助言 33.3%」「保護者の同意の問題 16.7%」、「対象者又は関係者からの意見 16.7%」「その他 33.3%」だった。「法学」は、「対象者又は関係者からの意見 75%」が最も高く、「保護者の同意の問題 25%」「その他 25%」だった。「その他」では、「保護者の同意の問題 55.6%」「その他 55.6%」で、「倫理研究委員会の承認の問題 33.3%」「対象者又は関係者からの意見 22.2%」だった。その他の記述部分をみると「受け入れ機関からの懸念」「未成年者への負担」「データ収集の困難さ」「法的問題」等があがっていた。

Ⅲ−6.「保護者の同意の関係で調査を断念したことについて残念に思っているか」では、「心理学」が「とても残念に思う 39.1%」「やや残念に思う 43.5%」で合計 82.6%だった。「社会学」では「とても残念に思う 16.7%」「やや残念に思う 16.7%」が低く、「どちらとも言えない 33.3%」、「あまりそうは思わない 33.3%」が他分野に比べて高かった。「法学」では「とても残念に思う 50%」「やや残念に思う 25%」で合計 75%だった。また、「その他」は、「とても残念に思う 44.4%」で、その一方で「あまりそうは思わない 11.1%」「まったくそうは思わない 22.2%」が合計 33.3%と他分野に比べて多かった。

Ⅳ−1. 未成年者に対して実施された直近の調査研究における保護者の同意ついて、「未成年者に対する調査研究を実施したことが「ある 89 人」は、「心理学 78.8%」「社会学 65.2%」「法学 30.4%」「その他 52%」だった。

Ⅳ−２.「Ⅳ−1 の質問項目である」と答えた 89 人のうち「実施した調査研究は、どのような手段・方法か(複数回答))」については、概ねアンケート調査、面接調査だった。

Ⅳ−3.「保護者の同意をえるという倫理規程の要件を満たすことができた理由」については、「保護者等に同意を個別にとった」は、「その他」が 46.2%と高く、「心理学 14.3%」「社会学 6.7%」で「法学は 0%」だった。「関係機関を通じて保護者の同意を取った」は、「法学 71.4%」と高く、「社会学 40.0%」「心理学 28.6%」「その他 23.1%」の順だった。また、「所属組織にはその当時倫理規定がなく同意は問題にとならなかった」は、「社会学」が 40%と高く、「心理学 36.7%」「その他 23.1%」、「法学 14.3%」だった。また、理由として「その他」では、「心理学 20.4%」「社会学 13.3%」「法学 14.3%」「その他 7.7%」だった。その他の具体的な記述については、「保護施設長の同意」や「児童福祉施設の許可を取った」、「矯正施設の協力」で要件を満たしたと判断され、他の意見としては「本人の個人情報等が特定されない形で発表される内容の研究であった為、保護者には同意を求めて本人のみの同意確認を行った」や「保護者向けに説明資料をつくり配布、実施不可能な際の連絡をもとめた」、「保護者と共に実験を行った」。なかには「関係機関からの同意を取り、保護者からの同意は取らなかった（関係機関からの助言により）」や、「被験者本人にフェイスシートを持って返ってもらい、保護者からの質問に答えられるようにした」と判断したようである。

Ⅳ−4.「保護者の同意を得る際に、どのような説明したか」（複数回答）では、「研究目的」「同意、撤退の任意性」「個人情報の保護」「公表の方法」「データ廃棄」と、心理学、社会学、法学、「その他」と高い数値が示されていた。ただし、心理学で「公表の方法 81.8%」「データの廃棄 77.3%」であった。

Ⅴ−1.「あなたは、将来未成年者を対象とした調査研究を実施したいか」については、「とても思う」「そう思う」を合わせて「心理学 74.1%」「社会学 72.7%」「法学 81.8%」「その他 39.6%」と法学が 8 割を超えていた。

今回の調査結果を踏まえて考察すると、倫理規程の厳格な同意規程については、研究者の義務、参加者の権利、参加者の利益、参加者が被る不利益（研究をしないことによる将来の不利益を含む）の間には、相対立する利益があることが分かった。その為、研究調査を断念せざるを得なかった研究者が相当数いることが明らかになった。

おわりに

あらゆる研究は、個人のプライバシーを侵害する側面がある。では、どこまでを配慮すればよいのか。子どもが未熟で大人が決めなければという伝統的な考えの一方で、子どもの意見表明を重んじる考えがある。倫理規定にある代諾者と本人の同意について研究計画の立案段階で断念し続けてよいのだろうか。厳しい規程を重んじるあまり研究の発展の妨げになり、長期的に児童の不利益となっていないだろうか。今後も、児童を対象とする研究は、丁寧に児童の状況を考えながら探っていくことが必要である。本来、子ども・若者の研究をする研究者こそ、自分達が彼らについて実は知らないということを自覚し、彼らから学ぶという謙虚さを持つ必要がある。今後も、未成年者のプライバシー保護の観点から犯罪学研究において保護者の同意は重要ではあるが、研究を妨げることのないよう、例えば、やむを得ず保護者の同意を経ずに行う例外規定の検討や、所属機関や学会に相談窓口の設置などの検討が必要といえる。その上で研究調査が実施できることを期待したい。

＜参考文献＞

・栗原千絵子 2007「子どもを対象者とする研究の倫理：序論―研究規制の成立背景と倫理的ディレンマ―」『臨床評価』34(1)、pp.103-122

・平瀬主税 2018「研究倫理の原則と実践」『臨床血液』59、pp.520-529

・プリシラ・オルダーソン/ヴァージニア・モロウ（Priscilla Alderson & Virginia Morrow）著/斉藤こずゑ訳 2017『子ども・若者とともに行う研究の倫理－研究・調査にかかわるすべてのひとのための実践的ガイド』新曜社

包摂的な地域社会の基盤に関する研究

古川　隆司（追手門学院大学）

１．本報告の問題意識と目的

（１）問題意識　犯罪や非行からの立ち直りのため，更生保護や社会福祉による社会復帰支援が各地で取り組まれている。犯罪歴のある人びとが社会復帰するためには，かれらを受け入れる場と社会関係が不可欠だが，一方で支援として当事者に関わる立場（以下，支援者）もまた，施設・機関周辺の住民との関係調整に苦慮している。周囲のまなざしによって，当事者のみならず支援者も復帰すべき一般社会とのギャップが生じるため，社会復帰支援や一般社会と支援者・当事者の関係構築が不可欠となる。他方，司法と福祉の連携は，専門職レベルでの協力に関心がおかれ，この状態を看過する。その結果，専門職中心で構想した社会復帰支援は「閉じた状態」に陥るおそれがある。

（２）目的　本研究の焦点は，社会復帰における「受け皿」と期待される地域社会と人びとにおき，地域社会での活動が支援者と当事者の受け皿となりうるための課題および条件を探ることである。

社会福祉分野が地域福祉の活動で今日重視される総合的で包括的な支援は，相談支援体制の整備を通し，さまざまな地域住民が安心して生活できるような制度利用・生活支援が目指されている。また近年は，アウトリーチやいわゆる伴走型支援を重視する重層的支援体制の構築が目指され，社会的包摂が規範的価値と位置付けられる。

これら支援の求められる状況は，犯罪からの社会復帰等を含め社会的排除が大きいことの表れでもある。そこで，地域社会での受け皿にあたる活動や組織がどのようにかれらを認識するかを確かめ，その結果にもとづいて受け入れに対する課題や包摂的な条件について検討する。

２．方法

（１）方法　主に小学生と家族等の支援に携わる地域団体・組織への質問紙調査を通して，児童の不適切な行為（児童間のけんか，暴力，執拗な嫌がらせ等）への対処や，支援や受け入れで課題と考える事に対する職員の意向を尋ねた。ここから，支援が必要だが受入困難と考える条件を探り，包摂的である条件を検討した。補足的に，協力者複数名へのヒアリングをおこなった。

アクションリサーチとして，A 市で活動する BBS 会に A 市 B 地区の子ども食堂のボランティアとして参加してもらうことを試み，参与観察によりモニタリングを実施した。

以上から，包摂的な地域社会の基盤として機能する条件を導き出し，考察した。

（２）倫理的手続　調査研究全体は実務家複数名からの専門的助言を踏まえ設計した。質問紙調査は事前に説明の上同意を得て実施，ただし回答は協力者の任意とした。またヒアリングも事前説明のうえ承諾の得られた複数名に実施した。実施後も実務家に査読を受けた。

３．結果

（１）質問紙調査　質問紙調査は調査研究の目的と方法に同意を得た 4 団体計 25 名に対して実施した。なおデータ数が小さく統計検定ができないため，結果の妥当性は再検証を要する。回答者の属性は，年齢別には 30 代が最も多く，以下 60 代・70 代・20 代とつづく。性別は男 10 名・女 15 名，経験年数は 10 年以上，20 年以上，3 年未満の順となった。所属団体組織は，民間 NPO・地区福祉委員会・社会福祉協議会で，おもに学習支援事業・放課後の保育事業・子ども食堂を実施する。

回答結果をみると，不適切な行為への対処（下表）に対しては，性別・年齢階層別に差はなく，不適切な度合いの強い言動に対して厳しい対応をとる結果がみられた。

設問	言動の例	望ましいと考える対応（択一）
不適切な児童の言動に対する望ましいと考える対応	特定児童へのいたずら ＜無視 ＜＜執拗な嫌がらせ＜暴力	児童間で話し合わせる ＜職員が仲介 ＜当事者・保護者と個別対応 ＜＜受入中断　＜受入断り

次に，支援上困難ないし課題と考える事については，「加害行為をなす児童の受け入れ」に 40 代以下では相対的に厳しく，50 代以上と対照的な結果となった。「保護者との

関係」も同様の結果となった。いずれも性別の差はなかった。これに次いで「児童間に不適切な関係を作らないこと」「気になる児童の受け入れ」は「ややそう思う」との回答が最も多く，事業に対する難しさと解釈できる回答が多いことが分かった。

（２）ヒアリング　質問紙調査の協力者のうち，承諾を得た 3 名にヒアリングをおこなった（X（男性，60 代），Y（女性，40 代），Z（女性，60 代），いずれも別所属先，実務歴 10 年以上）。3 名からは，「不適切な言動への対応」の選択肢を選んだ理由として，他児童への悪影響・家族からの苦情などが語られた。一方で，支援が必要な家庭が多く，所属先によっては家庭訪問を含む個別支援を実施している。そのため，関係先との意思疎通はもちろん，不適切な言動をする児童に個別支援を重ねる場合が多く，支援上の課題であると同時に，組織団体の使命ととらえていた。

この他集計結果に対して，「スタッフで話し合って合意した対応をしている（単独で決めない）」とのことであった。「スタッフが若いと暴力を規範的に対応する傾向があるのではないか，また，いったん利用を止めている間に他児童との関係修復や他保護者の理解を得て，再度受け入れるようにしている，といった運用も聞かれた。

また協力者から，逆に「誰でも受け入れられる環境の条件はどうすればいいか」「暴力を振るいがちな児童をどう受け止めればいいか」等の疑問が示された。なお 3 名とも過去同様の対応経験にもとづいた回答とのことであった。

４．考察

（１）調査の結果分析　質問紙調査・ヒアリングにもとづくと，第一に各々の事情を考慮した「個別性の尊重」が意識されていることが示唆される。これは，不適切な言動のあった児童への対応や家庭事情に応じた個別対応などから導き出せる。

第二に，不適切な言動への対応には「規範的／支援的態度」があるが，いずれも周囲との関係を調整して受け皿として機能することを目指していた。こちらは周囲と当事者の関係を修復する態度で，かつ継続を意識していた。

以上を模式的に示すと，「個別性」と「関係の調整」を重視し，組織団体が受け皿として機能するよう「目的を果たす」ことが包摂的な条件として導き出した（下図）。

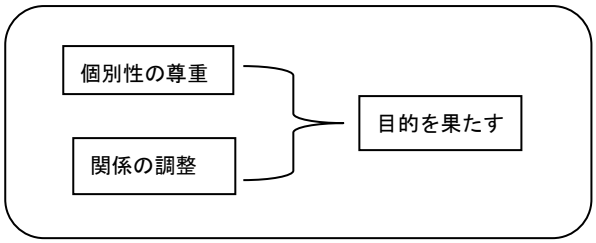

（２）包摂的な条件　これにもとづいて，ここでは仮説的に包摂的な地域社会の基盤は，以上の条件を満たすことと考えることとする。なおこの前提には，不適切な言動などをする児童（あるいは保護者）にとって組織団体が受け皿であるという職員の認識がある。同時に，地域社会に対しても関係調整がおこなわれており，組織団体が児童や家庭だけでなく，地域社会にとっても窓口にもなっていることが推測される。

（３）アクションリサーチによる検証　以上の知見をアクションリサーチにより観察することとした。報告者のフィールドワーク先である子ども食堂に，参加希望の問い合わせがあった同市内で活動する BBS 会のスタッフをボランティアとして紹介し，活動参加してもらうこととなった。運営スタッフに紹介し，同会のチラシやパンフレットを会場や来店する保護者に提供する了解を得ている。今後当事者を含めた活動参加，BBS 会の活動へ子ども食堂のスタッフ参加などを提案しつつ，両者がどのように交流し，相互理解が図れるか現在経過観察を重ねている。今後は，運営スタッフやチラシ等を受け取った住民へのヒアリング等も試みる予定である。

結論・今後の課題

今回の結果は，あくまで検証を要する調査にもとづいており，妥当性は今後の調査研究を通して確認されなければならない。しかし，包摂型社会での排除（Young）という現状にたつと受け皿として機能するような地域社会の活動は不可欠である。そのための取り組みは，必ずしも刑事政策や司法福祉の実務で重視されてはいないものの，専門的な社会復帰支援の困難さを解消する考察との接点も今後探索していく必要がある。

Covid-19 と犯罪
―大阪データの検討―

○岡本　英生　（奈良女子大学）
松川　杏寧　（防災科学技術研究所）
森　　丈弓　（甲南女子大学）
山本　雅昭　（近畿大学）

１　問題と目的

新型コロナウイルス感染症（以下、Covid-19）は2020年から世界中で感染が拡大し、行動制限の措置がとられたことなどにより、人類社会は大きな影響を受けた。犯罪も影響を受けており、多くの国でCovid-19 パンデミックによりほとんどの犯罪が減少した一方（Ashby, 2020など）、暴力犯罪などが増加したことが示されている（Piquero et al., 2021など）。では日本ではどうかということであるが、残念ながら日本においては、Covid-19と犯罪の関係についての実証研究がまだあまり行われていないのが現状である。

海外の研究における Covid-19 パンデミックと犯罪との関係の説明については、日常活動理論（Cohen & Felson, 1979）や一般緊張理論（Agnew, 1992）が用いられることが多い。日常活動理論では、パンデミック下で外出が減ったことで潜在的な犯行者と被害者（格好の標的）とが遭遇しにくくなる、あるいは在宅時間が長くなることで空き巣などを行いにくくなる（有能な監視者の存在）といったように、主に犯罪の減少の説明で使用できる。一般緊張理論ではパンデミックによるストレスが犯罪を増加させるという説明を行うことができる。

日本における Covid-19 パンデミックと犯罪との関係についての数少ない実証研究として、島田（2022）は日常活動理論の観点から、全国データを用いて、緊急事態宣言の発令が犯罪を減少させたことを明らかにした。また、一般緊張理論の観点から、夫と同居している妻を対象とした調査に基づき、在宅時間の増加などが配偶者からの暴力被害リスクを上昇させたことも示した。さらに森・岡本（2022）は、大阪府のオープンデータから自転車盗について状態空間分析を用いて分析し、日常活動理論の観点から、人流が減少する緊急事態宣言中に認知件数が減少していたことを明らかにした。ただしこれらはいずれもパンデミックが始まってから１年程度以内の状況についての調査になる。

海外の研究からも示唆されるように、日本においても犯罪の種類によっては増加しているものもあると思われる。また、パンデミックが長期化することで犯罪に与える影響も変わってくる可能性がある。そこで、多様な種類の犯罪について、パンデミック1年目だけでなく、2年目においても減少もしくは増加が見られるかどうかを検討する。本研究では、森・岡本（2022）と同様、大阪を対象とするが、自転車盗に限らずほかの種類の犯罪についても検討する。また、当然のことながら、犯罪の発生に影響を与えるのはパンデミックにとどまらない。パンデミック以外に犯罪の発生に影響を与えると考えられる失業率の要因も合わせた検討を行う。

２　方法

森・岡本（2022）と同様、検討の対象は大阪府とする。データの制約により、変数はすべて2016年から2021年までで4半期（1年を3か月ずつ４つに分けたもの）ごとに集計した数値を用いている。被説明変数を犯罪の認知件数、説明変数をパンデミックの影響と失業率とする重回帰分析を行うが、一部の犯罪で季節性が見られたため（4半期の第1期で減少する傾向）、この要因も説明変数に加えている。

被説明変数となる犯罪の認知件数については、刑法犯の罪種別認知件数を用いた。実際の分析の対象としたのは、なるべく多様なものから選び、かつ比較的件数が多いものやパンデミックによる影響を受けやすいと思われるもの10種類である（強盗、強制性交、傷害、暴行、空き巣、自転車盗、万引、詐欺、公然わいせつ、器物損壊）。

説明変数のうち、パンデミックの影響については1年目と2年目で別にダミー変数を作った。季節性については4半期の第1期を1、それ以外を0とするダミー変数とした。

なお、４つの説明変数（パンデミック1年目、パンデミック2年目、失業率、季節（第1期））の間で、有意な相関は見られていない。

３　結果

重回帰分析（強制投入法）を行ったところ、すべてのモデルで有意となった上に、誤差項における系列相関の存在が確認できたモデルはなかった。重回帰分析の結果は表１のとおりである。

強盗、傷害、暴行、空き巣、自転車盗、万引、詐欺、そして器物損壊で、パンデミックと認知件数との間に負の関係（パンデミックであると認知件数が減少する）があることが確認できた。しかも、ほとんどのもので1年目よりも2年目のほうが標準偏回帰係数の絶対値が大きくなっていた。ただし、万引

表１　重回帰分析の結果

	強盗	強制性交	傷害	暴行	空き巣	自転車盗	万引	詐欺	公然わいせつ	器物損壊
パンデミック1年目	-.429 **	.326 †	-.523 **	-.266 *	-.565 ***	-.582 ***	-.574 ***	-.497 *	.341 *	-.317 *
パンデミック2年目	-.629 ***	.417 *	-.686 ***	-.694 ***	-.767 ***	-.716 ***	-.560 **	-.344 †	.441 **	-.638 ***
季節(第1期)	-.099	-.257	-.260 †	-.528 ***	.117	-.247 *	.235 †	-.117	-.627 ***	-.123
失業率	.455 **	-.409 *	.238 †	.250 *	.292 *	.318 **	.348 *	.282	.055	.577 ***
R^2	.648	.432	.703	.794	.800	.819	.665	.384	.651	.716

説明変数の数値はすべて標準化係数
*** p<.001, ** p<.01, * p<.05

では１年目も２年目も標準偏回帰係数の値がほとんど変わらず、詐欺についてむしろ２年目よりも１年目のほうが絶対値が大きかった。一方で、強制性交と公然わいせつについては、逆にパンデミックと認知件数の間に正の関係（パンデミックであると認知件数が増加する）があることが確認できた。これら性犯罪のいずれも１年目よりも２年目のほうが標準偏回帰係数の値が大きかった。

また、失業率については、有意傾向であったものも含めると、強盗、傷害、暴行、空き巣、自転車盗、万引、そして器物損壊で正の関係（失業率が上昇するとこれら犯罪の認知件数が増加する）にあった。一方で、強制性交については失業率と負の関係（失業率が上昇すると認知件数が減少する)が見られた。

季節については暴行、自転車盗、公然わいせつは負の関係（1～3 月の間で認知件数が減少する）は見られたが、有意傾向のものの中の一部（万引）で正の関係（1～3 月の間で認知件数が増加する）が見られた。

４　考察

失業率や季節の要因を統制しても、大阪府では、パンデミックにより、多くの種類の犯罪で減少していたことがうかがえた。これらは人々の外出が抑制されるなどして犯罪が生じやすい要因が重ならなくなったことによる影響（日常活動理論）と考えられるだろう。しかもこの影響は１年目よりも２年目のほうが大きくなるケースが多いようである。ただし、詐欺については１年目のほうが影響が大きかった。これは、パンデミックが始まった直後の混乱した状況下で詐欺が発生しやすかったということなのかもしれないが、もうしばらく経過を見なければ明確なことは言えないだろう。

一方で性犯罪については反対にパンデミックにより増加していた。これはおそらく行動の抑制や経済的停滞によるストレスによる影響（一般緊張理論）と考えることができるだろう。この影響も１年目よりも２年目のほうが大きくなっていた。パンデミックの長期化によりストレスも増大したのかどうか慎重な検討が必要だろう。

本研究は大阪のみを対象としたが、今後は他の都道府県のデータについても検討していく必要がある。

付記：本研究を行うにあたっては、追手門学院大学の四塚朋子先生のご協力を得ました。

引用文献

Agnew, R. (2006). General strain theory: Current status and directions for further research. In F.T.Cullen et al. (Eds.) *Taking stock: The status of criminological theory* (pp.101-123). Transaction.

Ashby, M.P.J. (2020). Initial evidence on the relationship between the coronavirus pandemic and crime in the United States. *Crime Science*, *9*, 6.

Cohen, L. E., & Felson, M. (1979). Social change and crime rate trends: A routine activity approach. *American Sociological Review*, *44*, 588-608.

森 丈弓・岡本英生　(2022).　Covid-19 が犯罪発生に与えた影響―時系列解析による関西地方の分析　犯罪心理学研究，*59*(特別号)，22-23.

Piquero, A. R. et al. (2021). Domestic violence during the COVID-19 pandemic: Evidence from a systematic review and meta-analysis. *Journal of Criminal Justice*, *74*, 101806.

島田貴仁　(2022).　「自然実験」としてのパンデミック―公的統計・被害調査から考える―　犯罪学雑誌，*88*(2)，48-51.

注記：発表者について，プログラムと変更があります。

リスクアセスメントツールを用いた性犯罪受刑者の分類

○森 丈弓 （甲南女子大学人間科学部）
松元 雅子（神戸刑務所分類審議室）
山口 昭子（神戸刑務所分類審議室）

1 問題と目的

刑事司法システムにおいては、性犯罪者に対して、特化した処遇が用意されることが一般的である(Simon, 2000)。我が国の刑事施設では、性犯罪再犯防止指導が導入され、性犯罪に特化したアセスメントと教育を実施する体制が取られている。一方、男性性犯罪者は過去の性犯罪履歴を見ると一様な集団ではなく、不均質であり、このことが施設内処遇や釈放後の再犯防止について十分な処遇を確立することを難しくしている(Freudenthaler, et al., 2022)。

本報告では、性犯罪での受刑歴を有する対象者にSVR20: Sexual Violence Risk20(Boer, et al., 1997)を実施し、性犯罪に特化したリスクによる分類を試みた。性犯罪者の分類については、性犯罪に特化するスペシャリストと性犯罪以外にも多種方向へ犯罪を繰り返すジェネラリストが存在するという2分類が議論されている(Lussier, 2005)。我が国では、大江ら(2008)による J-SOAP-Ⅱ(Prentky & Righthand, 2003)を用いた3分類(反社会的・衝動的群，非社会的・性固執群，一過的/潜伏群)，財津(2108) の性犯罪者の罪名を分析した3分類(接触型性犯罪，窃盗型性犯罪，非接触型性犯罪)，法務総合研究所(2016)による10類型(小児わいせつ型，痴漢型等)があるが、成人犯罪者に対してリスクアセスメントツールを用いた分類は行われていない。今日，犯罪者の査定にリスクアセスメントツールを用いることは，標準的な手続きであり(森, 2017)とされており、ツールを用いて類型を作成することで妥当性の高い分類が可能と考える。

2 方法

性犯罪での刑務所入所歴がある男性受刑者 64 名を調査対象とした(mean age=44.9, *SD*=13.39, range=24-79)。調査対象者に対して，SVR20 を用いて，性犯罪リスクを測定した。SVR20 は，性的暴力に特化して測定を行うリスクアセスメントツールである。心理・社会的な適応状態に関する 11 項目(児童虐待経験の有無，薬物使用の問題，就労の問題など)，性犯罪に関する 7 項目(犯罪に対する極度の矮小化・否認など)，将来の設計に関する 2 項目(現実的な計画を欠いているなど)の合計 20 項目からなる。スコアリングは 0 点，1 点，2 点の 3 件法で行う。なお，以後の分析には犯罪の態様や犯罪への信念に関わる 12 個の項目を用いた(No. 1,7,8,9,10,12,13,14,15,16,17,18)。

この 12 項目で測定された数値を用い，クラスタリングの手法である DBSCAN(Ester, et al., 1996)を用いて，群分けを行った。また，全ての調査対象者についてその犯罪性について臨床的な見立てを作成し，抽出された群の性質を臨床的に把握し，類型論を構築した。抽出された群については，t-SNE(Van der Maaten & Hinton, 2008)を用いて，2 次元平面に付置して各群が分類されている状況を可視化した。

3 結果

SVR20 の 12 項目について DBSCAN によるクラスタリングを行った結果、2 つのクラスターが抽出された。1 番目のクラスター(群 1)に分類されたのは、34 名、2 番目のクラスター(群 2)に分類されたのは 11 名であった。残りの 19 名はノイズポイントとなり、どのクラスターにも分類されなかった。

以下の分析から、群 1 は性犯罪に限らず多種方向に再犯を繰り返す傾向が認められたことからジェネラリスト群と命名し、群 2 は性犯罪に特化して再犯を繰り返す傾向が認められたことからスペシャリスト群と命名した。

群 1、群 2、ノイズポイントの 3 群間で SVR20 の各項目得点の差異を検出するため多重比較(Tukey HSD 法)を行ったところ、性的逸脱(SVR1) 、高密度(SVR12) 複数種類の性犯罪歴がある(SVR13)、性犯罪の頻度又は重大性が増大している（SVR16)

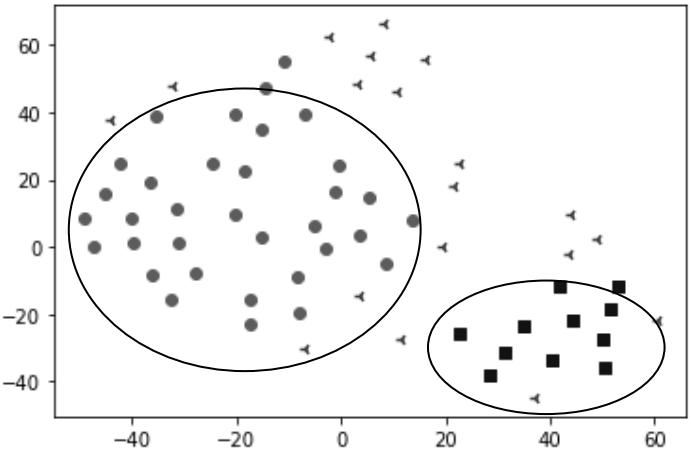

Figure 1. t-SNE による各群の 2 次元平面での布置
Note: ●は群 1 ジェネラリスト(左上の楕円)，■は群 2 スペシャリスト(右上の楕円)，▲は，ノイズポイントを表している。

では、群 1 の方が群 2 と比べて有意に項目得点が高かった(p <.05)。

また、ジェネラリスト(群 1)に属する受刑者の臨床像の例としては、「養育放棄気味の家庭で育ち，早期から非行化。シンナーや窃盗で少年院送致歴あり。成人後も不良仲間と遊ぶ中で集団強姦に加担。性犯での受刑は 1 度のみで，その後は覚醒剤耽溺している」、「中学時,不良集団と関わるようになり非行化。その後，暴力団に加入。薬物犯，性犯，財産犯，粗暴犯，交通犯と多種方向に繰り返す。犯罪に抵抗感なく，暴力を振るうこともためらわない。性犯は，面識のない相手の住居に侵入し，暴力的に行っている」、「家庭で身体的虐待を受ける。劣悪な家庭環境下で早期から家出，窃盗を繰り返し，児童相談所，児童自立支援施設入所歴がある。非行化後は,窃盗，無免許運転で少年鑑別所，少年院歴あり。成人後も犯罪を繰り返す。詐欺をしたり、覚醒剤の自己使用も頻回ある。建物内で面識のない女性にわいせつ行為を行う」といったものが挙げられ、性犯罪だけではなく多種の犯罪に及ぶという犯罪性の高さを示す事例が多くみられた。

スペシャリスト(群 2)では、「家庭環境に大きな崩れなく，小中高と非行なく生育するが、高校卒業後は，職を転々としていた。約半年の間に，住居侵入しての下着盗，のぞきを繰り返し，また，路上でのわいせつ行為，住居侵入の上でわいせつ行為に複数回及ぶ，さわぐと殺すなどと脅している。暴力的で道具を準備するなど計画的」、「知的障害・発達障害。少年時から電車内で女性に見られながら自慰し、疑似的に性交渉気分を味わう。露出系の性犯を繰り返す」、「中学時代に更衣中の異性を見て興奮した経験から，性犯，性犯目的の住居侵入ばかりで 10 回以上刑務所に入る。基本覗きだが，状況が許せば侵入して体触り、強姦まで至っている」といったものが挙げられ、性犯罪の反復が犯罪性の主たる特徴となっている事例が多くみられた。

4　考察

分析の結果、性犯罪者の類型としてジェネラリスト及びスペシャリストの 2 群が抽出され、Lussier (2005)の議論に沿った類型が確認されたと言える。この 2 群については、臨床的な解釈からも妥当と考えられることに加え、リスクアセスメントツールを用いた測定を用いて計量的な分析から抽出されたという点が、より妥当性を担保していると言える。こうした分類の視点をアセスメントの観点に取り入れることが、より対象者に適合した処遇、教育の実施に資する可能性がある。

本報告の限界として、DBSCAN で抽出できた群が 2 つのみであったことが指摘できる。先行研究で取り上げた研究では、何れも 2 分類よりは多い類型を抽出しており、それと比べれば本報告の 2 分類は、性犯罪者の分類としては、本質的ではあっても、説明力を欠いているかもしれない。今回の分析では、ノイズポイント、すなわち、群分けから漏れてしまった対象者は 19 名(30%)と、比較的多い。これはサンプルサイズが少ないことにより、クラスターとして成長しきれなかった対象者が増えたことが、その一因と考えられる。今後、さらにサンプルを追加していけば、ノイズポイントを含めた複数の群が抽出される可能性がある。

引用文献

Boer, D., Hart, S., Kropp, P., & Webster, C. (1997). *Sexual violence risk-20 (SVR-20)*. Mental Health, Law, and Policy Institute. Burnaby, Simon Fraser University.

Freudenthaler, L., Tran, U. S., & Eher, R. (2022). Sexual and Violent Recidivism of Empirically -Typed Individuals Convicted of Rape. *International Journal of Forensic Mental Health*, 1-13.

Ester, M., Kriegel, H.-P., Sander, J., & Xu, X. (1996). A density-based algorithm for discovering clusters in large spatial databases with noise. Paper presented at the kdd.

Lussier, P. (2005). The criminal activity of sexual offenders in adulthood: Revisiting the specialization debate. *Sexual abuse: A journal of research and treatment*, *17(3)*, 269-292.

森 丈弓. (2017). 犯罪心理学: 再犯防止とリスクアセスメントの科学: ナカニシヤ出版.

大江 由香, 森田 展彰, & 中谷 陽二. (2008). 性犯罪少年の類型を作成する試み―再非行のリスクアセスメントと処遇への適用―. 犯罪心理学研究, *46(2)*, 1-13.

Prentky, R. A., & Righthand, S. C. 2003 *Juvenile sex offender assessment protocol.-II; Manual. Available* on line at ww.csom.org.

Simon, L. M. (2000). An examination of the assumptions of specialization, mental disorder, and dangerousness in sex offenders. *Behavioral Sciences & the Law*, *18(2-3)*, 275-308.

Van der Maaten, L., & Hinton, G. (2008). Visualizing data using t-SNE. *Journal of machine learning research*, *9(11)*.

財津 亘. (2018). 性犯罪を対象とした罪種間の移行性と各種窃盗犯罪との関連. 犯罪心理学研究, *56(1)*, 77-88.

受刑者の反則行為の軌跡分析（その 2）

○新海 浩之（千葉大学）
塩川 涼太（府中刑務所）
関根 智之（府中刑務所）

1　目的

新海・塩川・関根(2021)（以下「前回調査」）は、受刑者の反則違反行動の継時的な発生について混合軌跡モデリング(Nagin 2005)を用いて分析を行い、我が国の刑事施設においても、反則事犯の種別及び時期（入所後及び出所前）によって２ないし３の極めて特徴的な潜在群が抽出されることを確認した。しかしながら、それらの潜在群を特徴付ける受刑情報は発見できず、心理尺度等の利用可能性を課題としていた。

そこで、本研究においては前回調査の手法を踏襲し、異なるサンプルでも同様の軌跡群が抽出可能か、そうであった場合、質問紙により取得した心理尺度等に基づいてそれらの軌跡群を特徴付けることを試みた。

2　方法

2021(令和 3)年 3 月の調査時点で X 刑務所に在所していた受刑者のうち、本研究への参加を承諾した 1150 人について、心理尺度に基づく質問紙を実施し、これらの受刑者反則事犯歴(総反則事犯、就業拒否、暴行等の粗暴な反則事犯及びそれ以外の反則事犯)、罪名等の受刑情報を調査した [1]。本研究においてはそのうち在所期間が 24 ヶ月を超える者 561 人を対象とした。

質問紙においては社会的自己制御(SSR: 原田ほか 2009)、特性的自己効力感(SES: Narita et. al. 1995)を利用した。SES は、個人がある状況で必要な行動を効果的に遂行できる可能性の認知を指す。そのなかでも特性的自己効力感は行動の変容の予測に伴う、未経験の新しい状況に適応的に処理できる見通しともいえることから、SES 得点(SES_score)が低い者は、刑務所において自らが望んだわけではない環境及び作業に適応が難しく、反則事犯を起こす可能性が高まるのではないかと考えられた。

SSR は、「社会的場面で、個人の欲求や意思と現状認知との間でズレが起こった場合に、内的基準・外的基準の必要性に応じて自己を主張、もしくは抑制する力」であり、社会的に望ましくない行動の予測に役立つものと考えられている。SSR には自己主張(SSR_1_Ex)、持続的対処・根気(SSR_2_Sus)及び感情・欲求統制(SSR_3_Emo)の三つの下位尺度があり、反則事犯との関係においては自己主張得点の高さと持続的対処・根気及び感情・欲求統制得点の低さが影響するものと考えられる。

分析は統計ソフト R のライブラリである CrimCV、mlogit 等を利用した。

3　結果

いずれの反則事犯の類型においても期間中全く反則事犯を起こさなかった者が多数を占め、前回同様、回数が多くなるに従って該当人数が少なくなるというゼロ過剰ポアソン分布を示した。

混合軌跡モデリング分析の結果、総反則事犯を指標とした場合、2 つの潜在群が抽出され、高率群には 109 人(19.4%)が、低率群には 452 人(80.6%)が分類された(図 1)。

図1 入所後24か月の総反則事犯の軌跡, 2群

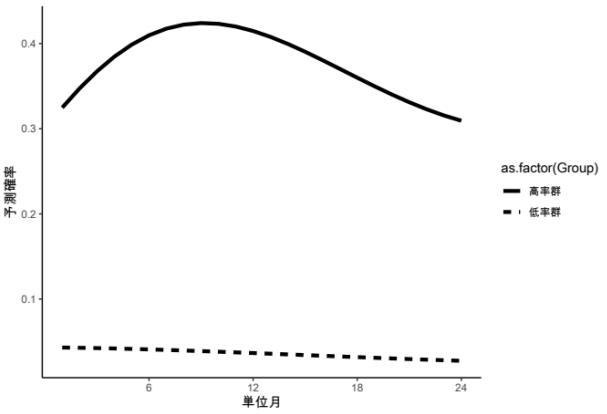

一方、就業拒否(怠役)による反則事犯では 4 つの潜在群が検出され、高率群は 14 人(2.5%)、早発群は 35 人(6.2%)、遅発群は 24 人(4.2%)であり、低率群は 488 人(87.0%)であった(図 2)。

図2 入所後24か月の怠役反則事犯の軌跡, 4群

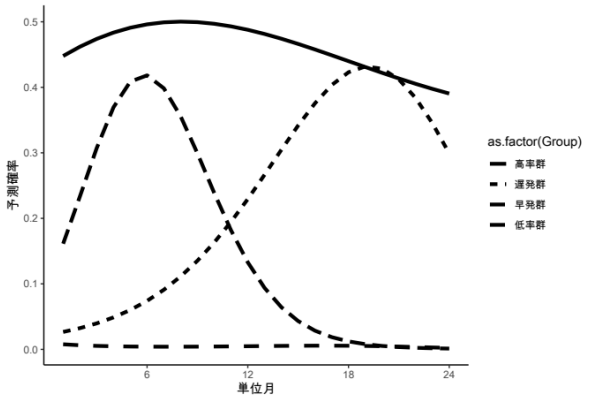

総反則事犯及び怠役の各群を目的変数として、受刑

1　本報告では、紙幅の関係上総反則事犯及び就業拒否についてのみ言及する。

総反則事犯及び怠役の各群を目的変数として、受刑情報及び心理尺度の得点を説明変数としてそれぞれ二項及び多項ロジスティック回帰分析を行った(表1及び2)[2]。総懲罰では能力測定値が高いことが高率群への所属確率を低下させる一方、精神医療上の配慮を要する指標(m)が付されることが高率群に属する確率を高めるとの結果であった。怠役においては、低率群を比較対象するが、入所回数が多くなることが高率群への所属確率を上昇させ、精神医療上の配慮を要することが早発群及び遅発群への所属確率を上昇させる。自己効力感得点の低さ及び持続的対処・根気得点の高さが遅発群への所属確率をそれぞれ高める、との結果であった

表1　ロジスティック回帰の結果

	Dependent variable: All_G1		
入所時年齢	0.989	(0.959,	1.018)
入所回数	1.075	(0.987,	1.162)
能力測定値	0.982 *	(0.962,	1.002)
m	4.004 ***	(3.482,	4.526)
p	0.614 *	(0.053,	1.174)
s	0.908	(0.218,	1.599)
SES_score	1.003	(0.980,	1.027)
SSR_1_Ex	1.021	(0.987,	1.055)
SSR_2_Sus	1.02	(0.977,	1.063)
SSR_3_Emo	0.966	(0.923,	1.010)
Constant	0.441	(-2.157,	3.039)
Observations	484		
Log Likelihood	-209.71		
AIC	441.41		
Note:	*p<0.1;	**p<0.05;	***p<0.01

4　考察

本研究では、前回調査と同様に混合軌跡モデリングを用いて刑事施設における反則事犯への関与を経時的に捉えて潜在群を抽出し、その成長軌跡とその特徴及び成り行きを記述する試みを行った。前回に比較して調査のサンプル数を増加させ、観測期間を2倍に延長したが、前回と同様極めて特徴的な潜在群が抽出されたしたがって、潜在群はある程度安定的に存在するものと考えられる。また、反則行為の種類により、潜在群の数や軌跡にバラエティはあるものの、高率に反則行為に関与する受刑者はごく一部であることが確認された。

ロジスティック回帰の結果は、前回調査と同様、いずれの場合も高率群に属する者は能力測定値の低さと精神医療上の配慮の必要性等により特徴付けられたが心理尺度と潜在群の関係は強いものではなかった。しかし、自己主張と自己抑制が単独で社会的な逸脱行動に関係するというよりも、両者の組み合わせが関係するとの示唆もあり(原田ほか2009)、その方向での分析及び就業拒否を多数回起こす受刑者に対する「就業指導」の経験(塩川2022)から、より実務に即した観点からの質問等の導入も考慮する必要もあると考えられる。

表2　多項ロジスティック回帰の結果

		Dependent variable: Lazy_G4		
(Intercept)	高率群	0.296	(-5.946,	6.539)
	早発群	0.315	(-3.742,	4.371)
	遅発群	0.255	(-5.198,	5.708)
入所時年齢	高率群	1.008	(0.928,	1.087)
	早発群	0.986	(0.939,	1.033)
	遅発群	1.016	(0.952,	1.080)
入所回数	高率群	1.261 **	(1.067,	1.454)
	早発群	1.015	(0.866,	1.165)
	遅発群	1.112	(0.933,	1.290)
能力測定値	高率群	1.018	(0.971,	1.064)
	早発群	0.982	(0.950,	1.014)
	遅発群	0.982	(0.940,	1.024)
m	高率群	1.505	(0.102,	2.908)
	早発群	3.885 ***	(3.032,	4.738)
	遅発群	7.493 ***	(6.244,	8.743)
p	高率群	0.356	(-1.079,	1.790)
	早発群	0.67	(-0.214,	1.553)
	遅発群	0.26 **	(-0.976,	1.495)
s	高率群	1.948	(0.260,	3.635)
	早発群	0.889	(-0.219,	1.996)
	遅発群	0.645	(-0.728,	2.017)
SES_score	高率群	0.986	(0.924,	1.049)
	早発群	0.99	(0.953,	1.027)
	遅発群	0.945 **	(0.900,	0.991)
SSR_1_Ex	高率群	0.918 *	(0.830,	1.006)
	早発群	1.005	(0.949,	1.060)
	遅発群	1.051	(0.985,	1.117)
SSR_2_Sus	高率群	0.969	(0.809,	1.128)
	早発群	1.045	(0.988,	1.103)
	遅発群	1.09 ***	(1.025,	1.155)
SSR_3_Emo	高率群	1.001	(0.887,	1.114)
	早発群	0.981	(0.916,	1.046)
	遅発群	0.921	(0.818,	1.024)
Observations		484		
R2		0.141		
Log Likelihood		-203.76		
LR Test		67.091***	(df=33)	
Note:	*p<0.1;	**p<0.05;	***p<0.01	

文献

原田知佳・吉澤寛之・吉田俊和. 2009. “自己制御が社会的迷惑行為および逸脱行為に及ぼす影響 –気質レベルと能力レベルからの検討–.” 実験社会心理学研究 48(2):122–36.

Nagin, Daniel S. 2005. Group-Based Modeling of Development. Harvard University Press.

NARITA, Kenichi, Yoshiko SHIMONAKA, Katsuharu NAKAZATO, Chieko KAWAAI, Sinichi SATO, and Yukiko OSADA. 1995. “A Japanese Version of the Generalized Self-Efficacy Scale.” The Japanese Journal of Educational Psychology 43(3):306–14.

塩川涼太. 2022. “府中刑務所における就業拒否頻回者対策について：一般改善指導「就業指導」を中心に.” 刑政 133(7):116–23.

新海浩之・塩川涼太・関根智之. 2021. “受刑者の反則行為の軌跡分析.” 日本犯罪社会学会第48回大会報告要旨集 82–83.

2　回答及び受刑情報に不備のあった者が除外されている。

第　１７　期　研　究　委　員　会

岡邊健※　上田光明　大谷彬矩　大塚英理子

櫻井悟史　竹中祐二　津島昌弘　橋場典子

松川杏寧　水藤昌彦　森久智江　山口裕貴

※委員長

『日本犯罪社会学会第 49 回大会報告要旨集』

［第 49 回大会］

開　　催　　日：2022 年 10 月 15 日（土）・16 日（日）

会　　場：龍谷大学　深草学舎 22 号館

大会実行委員長：津島昌弘（龍谷大学）

発　　行　　日：2023 年 3 月 3 日

編　　集：日本犯罪社会学会研究委員会

発　　行　　者：日本犯罪社会学会

577-0036　大阪府東大阪市御厨栄町 3-1-35

学術センターU-BOX 2F